

美しい地球を子どもたちに
ものを大切に人を大切に、そして誰一人取り残さない
行動の基準は「環境にやさしいか」



第2次志布志市環境基本計画 (2020-2029)



2020年3月
志布志市



Water Project
今こそ考えよう。みんなの水と未来。



はじめに

「21世紀は環境の世紀」と言われています。

私たち人類は、利潤と利便性を求め、大量生産、大量消費そして大量廃棄を行ってきました。その結果が、地球温暖化問題をはじめとする地球規模の環境問題に発展しました。しかし、このままではいけないと全世界の人々が行動を起こし始めています。



現在の環境は、先人から受け継いだ貴重な財産であり、私たちはこの財産を将来の世代に引き継いでいかなければならないものとして認識し、共生・協働を基調としながら持続可能な循環型社会の形成を目指していかなければなりません。

このような中、志布志市は「美しい地球を子どもたちに」を提唱し、あえて焼却炉を設置せずごみの分別化を図り、減量化・再資源化に取り組んできました。併せて美化活動や生活スタイルの見直しも呼びかけてきました。

これは、私たち行政の取組だけでなく、市民の皆様のご理解・ご協力そして自主的な行動が成し得てきたものと思います。そして、この市民一人ひとりの「取組」は、全国的にも高く評価され、市長として大変誇りに思うところでございます。この場を借りまして市民の皆様方に対し衷心から深く感謝申し上げます。

今回のこの計画においても申し述べておりますが、市内の全ての主体が「環境にやさしいか」を行動の基準として取り組むことで普遍的な価値が創出され、このことは農畜水産業の振興はもとより商工業の発展、ひいては志布志港の大きな発展にもつながっていくものと考えているところでございます。

地球規模の環境問題が叫ばれているなか、私はこの「第2次志布志市環境基本計画」が、環境問題を解決するための「道しるべ」になるものと考えています。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本基本計画策定に際しまして、鹿児島大学の藤田晋輔名誉教授を会長とする市環境審議会の委員の皆様、並びに基本計画策定にご協力、ご意見等をいただきました関係各位に対しまして改めて感謝申し上げます、お礼の言葉といたします。

令和2年3月

志布志市長 下平晴行

目次

はじめに	2
第1章 計画の基本	10
第1節 計画の必要性	10
1 計画策定の必要性	10
2 自然に対する ^{いけい} 畏敬の念を持って	10
3 環境・経済・社会の統合的向上	11
4 この計画の役割	11
第2節 他の計画との整合性	12
1 国及び鹿児島県環境基本計画	12
(1) 国の環境基本計画	12
(2) 鹿児島県環境基本計画	12
2 第2次志布志市総合振興計画	13
3 志布志市環境基本計画の位置付け	14
第3節 計画の期間	15
第2章 環境の現状と課題	16
第1節 国際的、国そして県の動き	16
1 国際的な動き	16
(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ	16
(2) パリ協定	18
(3) 海洋プラスチックごみ問題	19
2 国の動き	20
(1) 第5次環境基本計画	20
(2) 第4次循環型社会形成推進基本計画	21

(3) 気候変動適応法	22
(4) 水循環基本計画	23
(5) 災害廃棄物対策	24
(6) 食品ロスの削減	25
(7) 海洋プラスチック対策	26
(8) 生物の多様性の保全と持続可能な利用及び外来種対策	27
3 鹿児島県の動き	28
(1) 「鹿児島県環境基本計画」を改定	28
(2) 「生物多様性鹿児島県地域戦略」を策定	28
(3) 「鹿児島県動物愛護管理推進計画」を策定	28
(4) 「鹿児島県外来種リスト」を作成	29
(5) 「鹿児島県災害廃棄物処理計画」を策定	30
(6) 「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を改定	30
(7) 「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定	30
第2節 志布志市の現状と課題認識	31
1 志布志市の地勢	31
2 人口の推移	32
3 少子高齢化の進行（15歳未満と65歳以上の人口推移）	33
4 産業の推移	34
第3節 身近な気象はどうなっているか	35
1 気温の推移	35
2 暑い日が増加	36
3 降水量の推移	37
第4節 身近な環境とその対策はどうなっているか	38
1 廃棄物処理とリサイクル	38
(1) 混ぜればごみ、分ければ資源	38

(2)	リサイクルごみの現状	39
(3)	生ごみと草木で「堆肥」を製造	43
(4)	サンサンひまわりプラン	44
(5)	使用済み紙おむつの再資源化	45
(6)	延命化と衛生面の改善（埋立処分場の現状）	46
(7)	国際協力	47
2	地球温暖化対策	48
(1)	省エネルギー	48
(2)	植林	50
3	環境美化と地域通貨「ひまわり券」	51
(1)	環境美化	51
(2)	地域通貨「ひまわり券」	53
4	騒音、振動、悪臭	54
(1)	騒音	54
(2)	振動	55
(3)	悪臭	56
5	動物愛護	57
6	災害廃棄物対策	58
7	墓地の管理	59
8	生物多様性の確保・自然保護	60
(1)	生物多様性の確保	60
(2)	海洋プラスチックごみへの対応	61
(3)	日南海岸国定公園	62
(4)	生物多様性の観点から重要度の高い海域に抽出されている「都井 岬・志布志湾周辺」	63
(5)	国指定特別天然記念物「枇榔島亜熱帯性植物群落」	64
(6)	ウミガメの上陸	65

(7) クロツラヘラサギ・コアジサシの渡来	66
(8) 外来生物への対応	67
9 志布志市の水環境	68
(1) 豊富で良質な地下水	68
(2) 地形と地質	69
① 「地下水を湛えるシラス台地」	69
② 「湧水・水源」	70
③ 「地下水は流れている」	71
④ 堰	72
⑤ 湧水の水質保全に向けて	73
(3) 河川	74
① 市内の5河川	74
② 志布志のカワゴケソウ科植物生育地	75
10 公共用水域等の水質の保全	76
(1) 合併処理浄化槽への転換	76
(2) 農業集落排水事業	77
(3) 公共用水域保全事業の実施	78
(4) 汚水処理人口の推移	79
11 水質	80
(1) 河川の水質	80
(2) 海域の水質	81
(3) 水道水源の硝酸性窒素濃度	82
第5節 環境教育	83
1 学校での環境教育	83
2 環境学習会	84
第6節 環境保全活動などを行っている団体・個人	85
1 志布志市衛生自治会	85

2	環境省環境カウンセラー	86
3	自然公園指導員	87
4	自然保護推進員	88
5	希少野生動植物保護推進員	88
6	外来動植物対策推進員	88
7	動物愛護推進員	89
8	ウミガメ保護監視員	90
9	NPO オアシス水環境研究会	91
10	メダカの学校志布志分校	92
11	亀ん子クラブ	93
12	河川浄化対策連絡協議会	94
13	Save Sea Turtle	95
14	ふるさとづくり委員会	96
15	有明茶 IPM（総合的病害虫管理）研究会	97
16	農業用廃プラスチック協議会	98
17	志ツーリズム協議会	99
18	多面的機能発揮促進法に基づく団体	100
19	しぶし自然愛好会	101
第7節	志布志市の環境政策のこれまでの歩み	102

第3章 市民の環境に対する意識 105

第1節	市民アンケート調査の実施概要	105
1	市民アンケート調査の目的と実施時期	105
2	実施方法	105
第2節	市民の環境に対する意識（アンケート調査結果から）	106
1	小中学生	106
2	市民	111

3 事業者	124
第4章 基本理念並びに将来像（ビジョン）及び行動の基準	132
第1節 基本理念	132
1 良好な環境の次世代への継承	132
2 持続可能な社会の構築	132
3 地球環境保全	132
4 協力・連携	132
第2節 将来像（ビジョン）及び行動の基準	133
第5章 施策の基本方針と施策の展開	134
第1節 施策の基本方針	134
1 環境・経済・社会の統合的向上を図ります	134
2 「地域循環共生圏」の創造を図ります	136
3 持続可能な開発目標 SDGs の考え方を活用します	138
第2節 施策の展開	139
1 次の世代に美しい自然を残します	140
(1) 不法投棄を減少させ、環境美化を推進します	140
(2) 生物の多様性の保全と持続可能な利用及び外来種対策に取り組み ます	142
(3) きれいな水を子どもたちへ「4つの守る」を実践します	144
(4) 家庭からの汚水処理に努めます	147
(5) 河川の浄化に努めます	149
(6) 地下水を守ります	151
2 健康で心豊かな暮らしを実現します	153
(1) 騒音・振動・悪臭及び大気問題に取り組みます	153
(2) 動物愛護に努めます	155

(3) 災害廃棄物処理対策に取り組みます	157
(4) 共同墓地・市営墓地の適正な運営をサポートします	158
3 資源循環のまちを創造します	159
(1) ごみの減量化と再資源化に取り組みます	159
(2) 使用済み紙おむつの再資源化に取り組みます	162
(3) 食品ロスの削減に取り組みます	164
(4) 地球温暖化対策に努めます	166
4 パートナーシップの充実・強化を図ります	168
(1) パートナーシップの充実・強化を図ります	168
(2) 可能な国際協力を行います	170

第6章 計画の進め方 171

第1節 計画の推進体制	171
第2節 環境情報の収集及び情報発信	171
第3節 財政措置等	171
第4節 計画の進捗状況の点検	171

おわりに 172

<参考資料> 173

・志布志市環境基本条例	174
・志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	181
・志布志市ポイ捨て防止条例	186
・志布志市営墓地条例	188
・環境基本計画について(諮問)	193
・同(答申)	194
・第2次志布志市環境基本計画策定経過	195
・志布志市環境審議会委員名簿	196

第1章 計画の基本

第1節 計画の必要性

1 計画策定の必要性

本市では、「本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継ぐため、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営むうえで必要とする快適な環境の確保に寄与することを目的」とした志布志市環境基本条例を平成19年3月に制定しました。

その基本理念として、①良好な環境の次世代への継承、②持続可能な社会の構築、③地球環境問題の認識と日ごろの積極的な取組、④全ての者の協力・連携の必要性を掲げています。

この基本理念を踏まえて、上記目的を達成するため、同条例第8条で「環境基本計画」を定めることになっています。志布志市環境基本計画（平成22年度～平成31年度）の流れを受けつつ更に発展させるため、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項を策定することが必要です。

2 自然に対する^{いけい}畏敬の念を持って

市の南東部に位置する志布志湾に面した海岸線は、日南海岸国定公園に指定されており、湾中央には枇榔島があり、国の特別天然記念物の指定を受けている亜熱帯性植物群落がみられ、平成28年には夏井海岸の火砕流堆積物も国指定の文化財になりました。安楽山宮神社の大クスと前川及び安楽川のカワゴケソウ科植物生育地は、国の天然記念物の指定を受け、貴重な自然を残しています。また、「普現堂の湧水源」は平成の名水百選に選定されています。

さらに、沿岸部においては海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に、都井岬・志布志湾周辺が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されています。

一方、市内各地に残る棒踊りや神楽、そして正月踊りや八月踊りの伝統芸能は、豊作を願うものであり、自然環境の保全とは切り離せないものとなっています。

背後地は、畑作を中心とした自然豊かな大地に恵まれ、山林と志布志湾は5つの河川で結ばれています。その水と大地と海の恵みを受けるようにして集落が形成され、

そこには四季折々の豊かな自然環境を生かした産業が生まれ、自然の恩恵に感謝する生活文化圏が形成されてきました。

大気そして水を含めたこの豊かな自然の中で植生している植物、生息している生物もそれぞれの役割を果たしてきました。この豊かな自然と環境を前の世代から引き継いできた私たちは、次の世代に引き継いでいくという大きな責務があります。

私たちは、この豊かな自然に対し畏敬の念を抱いて、環境の保全及び創造に取り組む必要があります。

3 環境・経済・社会の統合的向上

本市も全国の地方と同じように若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。このことは環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。例えば農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっています。また道路清掃活動など環境美化活動や地域活動にも支障が出てきています。このように環境・経済・社会の課題は相互に密接に連携しており、複雑化してきています。

そのため、複数の課題を統合的に解決していくことが重要です。一見すると環境に関係ない取組であっても資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、環境によい効果を持ち合わせている取組も少なからず存在します。そのような「気付き」を与えることも、環境・経済・社会の統合的向上の普及に資するものです。

上述したように本市には豊かな自然・文化があります。人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方、自然環境に関する多様な資源などのポテンシャルやリサイクルへの取組などを有しています。これらの地域資源を生かし、環境・経済・社会の統合的向上を図り、持続可能な社会を作っていくことが必要です。

4 この計画の役割

「第2次志布志市環境基本計画」は、本市の環境の保全及び創造のための施策の基本的な方向を明らかにするとともに、環境問題を解決するための「道しるべ」としての役割を持つこととなります。

第2節 他の計画との整合性

「第2次志布志市環境基本計画」は、環境基本法の目的に即した国及び県の環境基本計画並びに平成29年3月に策定された「第2次志布志市総合振興計画」との整合性を保つものになります。

1 国及び鹿児島県環境基本計画

(1) 国の環境基本計画

国は、平成30年4月に「第5次環境基本計画」を決定し、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めています。

この中で、現状と課題認識として、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるなど環境・経済・社会が相互に関連・複雑化するとともに地球規模の環境の危機があるとしています。

今後の環境施策の展開の基本的な考え方として、経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーションを創出し、そして環境・経済・社会的課題の同時解決を図ることによって、「持続可能な社会」を実現していくとしています。

重点戦略として、次の6項目を設定しています。

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(2) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県は、平成23年度から令和2年度までの10年間の環境基本計画を策定しています。

この中で、「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を目指すとし、次の3つの基本目標を定めています。

- ① 地球を守る脱温暖化への貢献（低炭素社会づくり）
- ② 地球にやさしい循環型社会の形成（循環型社会づくり）
- ③ 自然あふれる癒しのかごしまづくり（自然共生社会づくり）

2 第2次志布志市総合振興計画

第2次志布志市総合振興計画では、「“志”あふれるまち」を基本理念に掲げ、「未来へ躍動する創造都市 志布志」を将来都市像としています。これを実現するためにまちづくりの方針に次の7つの基本目標を設定しています。

基本目標 1<都市基盤>

「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち

基本目標 2<生活環境>

自然や風土と共生する安心で豊かなまち

基本目標 3<産業経済>

大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち

基本目標 4<保健・医療・福祉>

生き生きと笑顔で暮らせるまち

基本目標 5<教育・文化>

心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち

基本目標 6<コミュニティ>

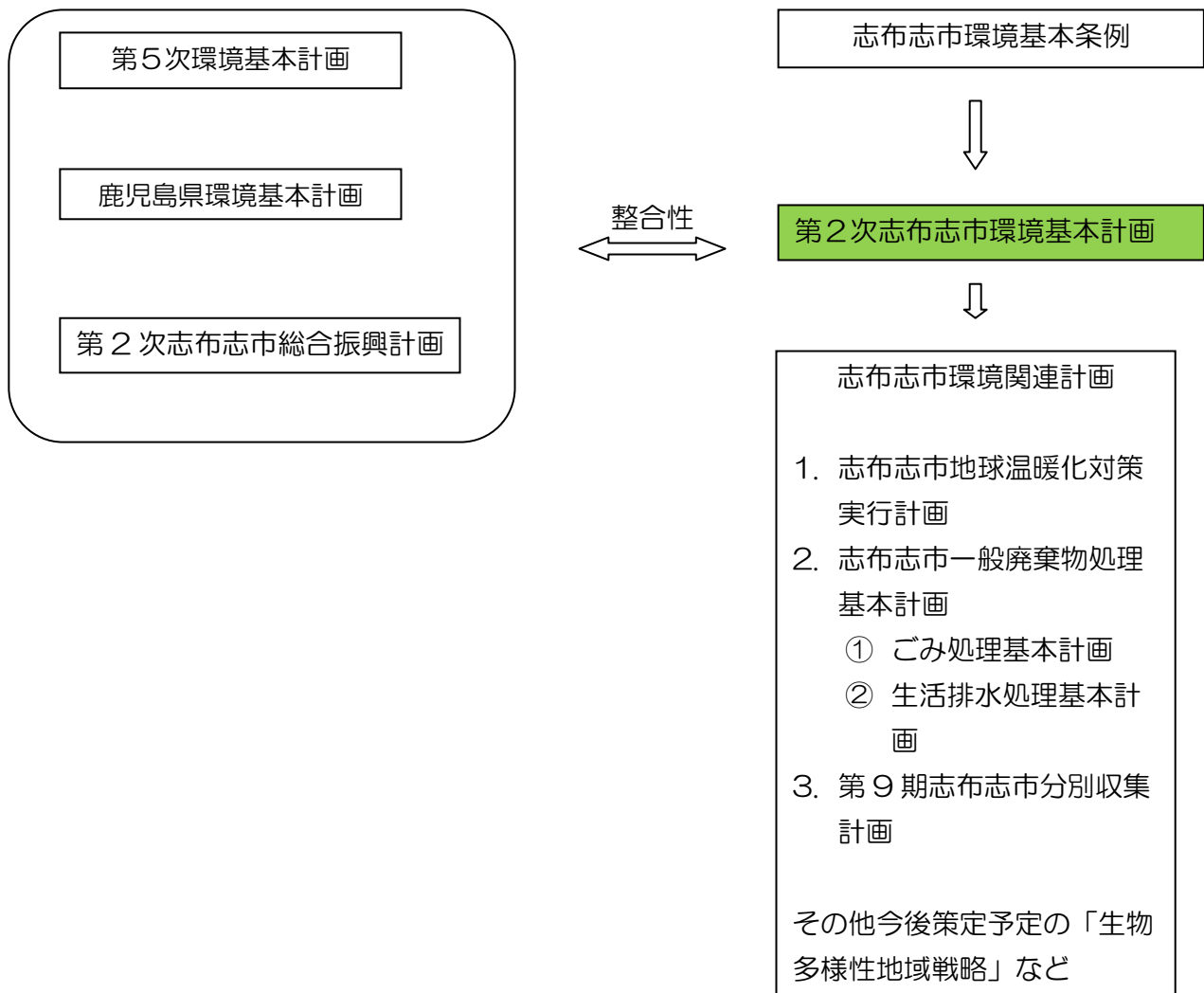
人と地域が輝く共生・協働・自立のまち

基本目標 7<行財政>

市民とともに歩む「ムダ」のない経営

3 志布志市環境基本計画の位置付け

この計画は「志布志市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置付けるものです。



1章

2章

3章

4章

5章

6章

第3節 計画の期間

この計画は、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間とし、5年後に評価及び計画の見直しを行うこととします。

なお、計画の期間中であっても、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

1
章

2
章

3
章

4
章

5
章

6
章

第2章 環境の現状と課題

第1節 国際的、国そして県の動き

1 国際的な動き

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年（平成27年）9月25日、国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という。）が採択されました。この2030アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画であるとして、地球上の「誰一人取り残さない」と誓っています。また、この2030アジェンダは、経済、社会そして環境の三側面を調和させながら持続可能な開発を行っていかこうとする2030年までの行動計画です。

この2030アジェンダには、持続可能な17の開発目標（SDGs）と、この目標を達成するための169のターゲットがあります。

なお、SDGsは次のとおりです。

- 目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標4 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 目標6 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
- 目標7 すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
- 目標9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
- 目標10 国内および国家間の格差を是正する
- 目標11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- 目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

- 目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
- 目標17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



SDGsのロゴマーク

(2) パリ協定

2015年（平成27年）12月12日、パリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、気候変動抑制に関する多国間の国際的な合意がなされ、翌年11月に発効しています。

パリ協定の概要は次のとおりです。

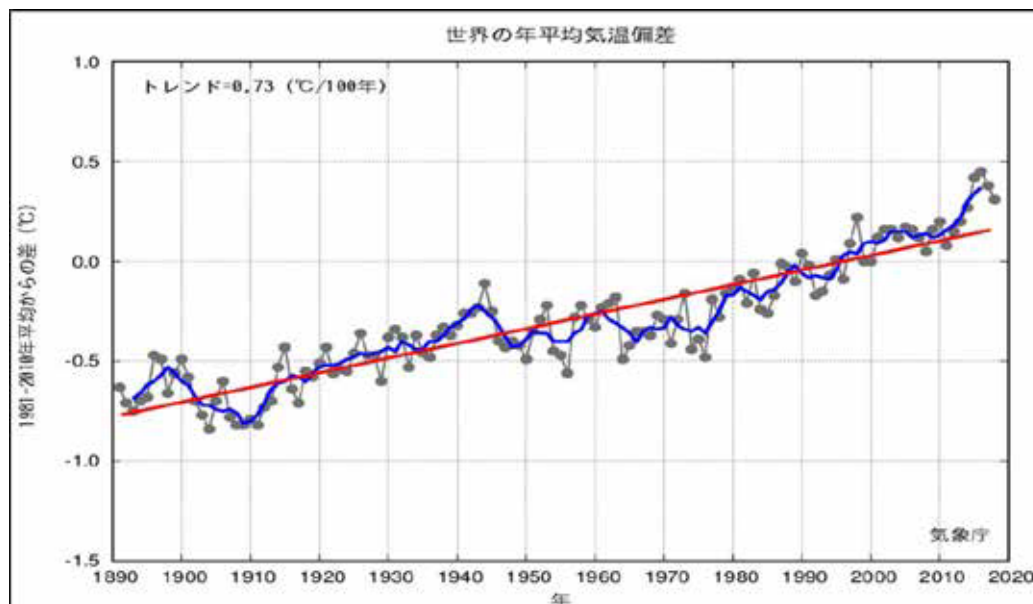
目的： 世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。

目標： 上記の目的を達するため、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学技術に従って急激に削減。

各国の目標： 各国は、削減目標を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す。

これに対し、日本は2030年（令和12年）度の温室効果ガスの排出を2013年（平成25年）度の水準より26%削減するという削減目標を作成・提出しています。

下のグラフは世界の平均気温の年毎の変化を示したのですが、「100年に0.73℃上昇する傾向にある」ことがわかります。



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。基準値は1981～2010年の30年平均値。

【資料：気象庁HP】

(3) 海洋プラスチックごみ問題

2019年（令和元年）6月、大阪においてG20サミット（世界経済や環境などについて、先進国と主要な新興国の首脳が参加して毎年開催される国際会議）が開催され、海洋プラスチックごみ問題が協議されました。「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」との宣言が行われました。

2030アジェンダのSDGsの中にも、「目標14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」とあり、ターゲットとして「14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」とあります。



R元.7.4 通山海岸

2 国の動き

(1) 第5次環境基本計画

国は、平成30年4月に「第5次環境基本計画」を閣議決定しています。概要は、現状認識として①環境・経済・社会の課題は相互に連携・複雑化して来ている②SDGs、パリ協定など時代の転換点ともいえる国際的潮流があるとしています。

持続可能な社会に向けた基本的方向性を①SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進める②地域資源を持続可能な形で活用する③幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化するとしています。そして、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指すとしています。

次の6つの重点戦略を掲げ施策の展開を図るとしています。

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(2) 第4次循環型社会形成推進基本計画

国は、「第4次循環型社会形成推進基本計画」を平成30年6月に閣議決定しています。

持続可能な社会づくりと環境・経済・社会的側面を統合的向上に取り組むとし、次の5つに整理しその推進を図るとしています。

- ① 地域循環共生圏形成による地域活性化
- ② ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 適正処理の推進と環境再生
- ④ 災害廃棄物処理体制の構築
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

特に、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の項では、「高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済み紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行う。」と記載されています。

(3) 気候変動適応法

平成30年12月に「気候変動適応法」が施行されました。

国においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の下で、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を進めてきましたが、気候変動の影響による被害を防止・軽減する「適応策」は法的に位置付けられていませんでした。

気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要となっています。

本法律は、こうした状況を踏まえ、気候変動への適応を初めて法的に位置付け、これを推進するための措置を講じようとしています。

○温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪。
 ○本法により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹

水稻の白未熟粒(右)
(写真提供:農林水産省)

みかんの浮皮症(右)
(写真提供:農林水産省)

豪雨の増加

(出典:気候変動監視レポート2016(気象庁))

日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。

熱中症患者の増加

7~9月の全国熱中症搬送者数
(出典:総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成)

熱中症・感染症

ヒトスジシマカの分布北上(デング熱の媒介生物)
(写真提供:国立感染症研究所昆虫医学部)

災害・異常気象

強い台風の発生数等の増加(将来予測)
(画像提供:気象庁)

生態系

サンゴの白化
(写真提供:環境省)

【資料：環境省ホームページより】

(5) 災害廃棄物対策

環境省は、広島土砂災害、関東・東北豪雨災害、熊本地震及び九州北部豪雨を受け、平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」を改定しました。

本指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え（体制整備等）、さらには災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものです。

また本指針は、災害廃棄物の処理に当たっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、被災した地方公共団体だけでなく、支援する地方公共団体にとっても実用的な指針とすることを目指して策定しています。

(6) 食品ロスの削減

令和元年10月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。

「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組を言います。国は、食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開中です。

また、2030アジェンダのSDGsの中にも、「目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」とあり、ターゲットとして「12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」とあります。

*食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）とは、食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民が連携して食品ロス削減に向けた国民運動のことです。



食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」

(7) 海洋プラスチック対策

環境省では、「プラスチック・スマート」という国民運動を展開中です。

これは、ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しているとし、そして世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されているとされています。

そして、こうした問題の解決に向けては、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要だと言われています。

環境省では、そうした取組を応援し、更に広げていくため「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。



「プラスチック・スマート」ロゴマーク

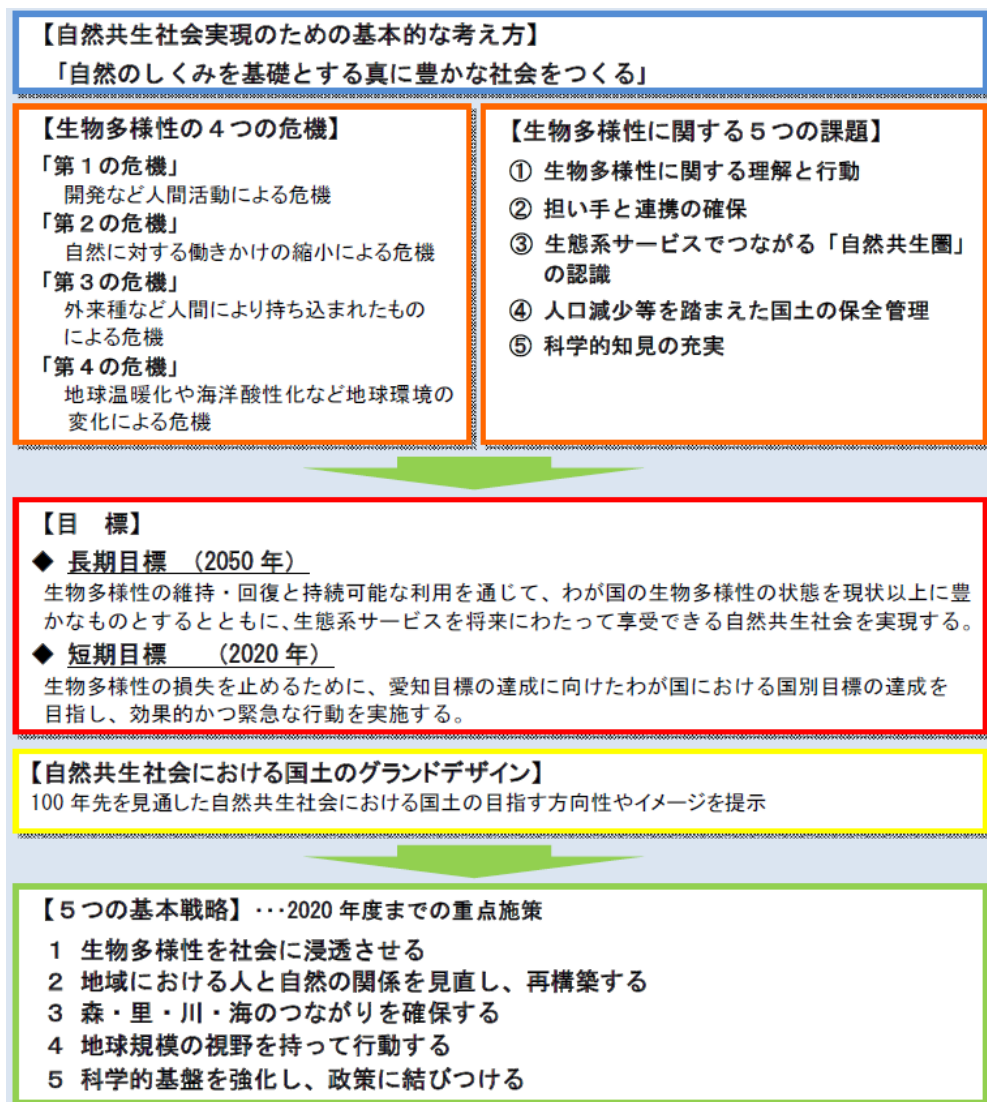
(8) 生物の多様性の保全と持続可能な利用及び外来種対策

「生物多様性基本法」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とし、平成20年6月に施行されました。

生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画である「生物多様性国家戦略2012-2020」を平成24年9月に策定しています。

また、平成16年には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が成立し、外来生物の規制がなされています。

「生物多様性国家戦略2012-2020」の概要の一部



【資料：環境省ホームページより】

3 鹿児島県の動き

(1) 「鹿児島県環境基本計画」を改定

鹿児島県は、平成23年3月に、①地球温暖化対策の進展②循環型社会の形成に向けた取組の進展③生物多様性の保全に向けた取組の進展等があったとして、「鹿児島県環境基本計画」を改定しました。この県環境基本計画には次の3つの基本目標があります。

- ① 地球を守る脱温暖化への貢献
- ② 地球にやさしい循環型社会の形成
- ③ 自然あふれる癒しのかごしまづくり

(2) 「生物多様性鹿児島県地域戦略」を策定

平成26年3月に、「生物多様性鹿児島県戦略～新たな自然と共生する社会の実現を目指して～」を策定し、鹿児島県における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画をまとめました。

(3) 「鹿児島県動物愛護管理推進計画」を策定

鹿児島県は、平成20年3月に策定した「鹿児島県動物愛護管理推進計画」について、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正に伴い、見直しを行い、平成26年3月に策定しました。

この計画の目標は、「人と動物の共生する地域社会の実現」となっており、2023年（令和5年）度の目標を次のとおりとしています。

- ・犬・猫の殺処分頭数 2,000 頭
- ・犬・猫の譲渡率 20.0%
- ・動物愛護教室等延べ参加者数 毎年度 1,000 人

(4) 「鹿児島県外来種リスト」を作成

平成28年3月、鹿児島県は「鹿児島県外来種リスト」を作成しました。

これは、本県が①南北600kmにも及ぶ県土②3つの気候帯（亜熱帯、暖温带、冷寒帯）を有する③渡瀬線を挟んだ2つの生物地理区の移行帯に位置する④島嶼が多いことから、独自の固有種・固有亜種や、北限種・南限種とされる生物が多く生息・生育している中、国外のみならず国内、県内を由来とする外来種により、本県の生物多様性等に被害が生じているが、こうした問題について県民の十分な理解が得られているとは言い難いのが現状であるとしています。このため、鹿児島県の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらす、あるいはもたらすおそれのある外来種の問題について実態を把握し、今後の外来種対策における基礎資料とするため、鹿児島県外来種リストを作成したものです。現在、661種の外来動植物を指定しています。

さらに、鹿児島県は平成31年4月から「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」を施行しました。指定外来動植物の取扱いを規制するとともに、生態系に係る被害を防止し、もって生物多様性の確保に資したいとしています。

「指定外来動植物」とは、外来動植物であって、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのあるものとしています。令和元年11月現在で、ホテイアオイなど14種が指定外来動植物として指定してあります。



1 章

(5) 「鹿児島県災害廃棄物処理計画」を策定

県は、平成30年3月に「鹿児島県災害廃棄物計画」を策定しています。これは、県内の市町村が被災市町村になった場合を想定し、平常時から市町村、事業者団体との連絡体制を確認するとともに災害廃棄物に関する災害発生時の迅速な対応、復旧・復興等に必要となる事項をまとめたものです。

2 章

(6) 「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を改定

県は、平成30年3月に「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条及び県地球温暖化対策推進条例第8条の規定に基づき、県内の自然的・社会的条件に応じて、県民・事業者・環境保全活動団体・行政等がそれぞれの役割に応じ、連携を図りながら地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるために策定されているものです。

なお、気候変動適応法の施行（平成30年12月1日）に伴い、この計画は、同法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けされています。

3 章

(7) 「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定

平成31年3月には指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害を防止し、もって生物多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定しました。

第2節 志布志市の現状と課題認識

1 志布志市の地勢

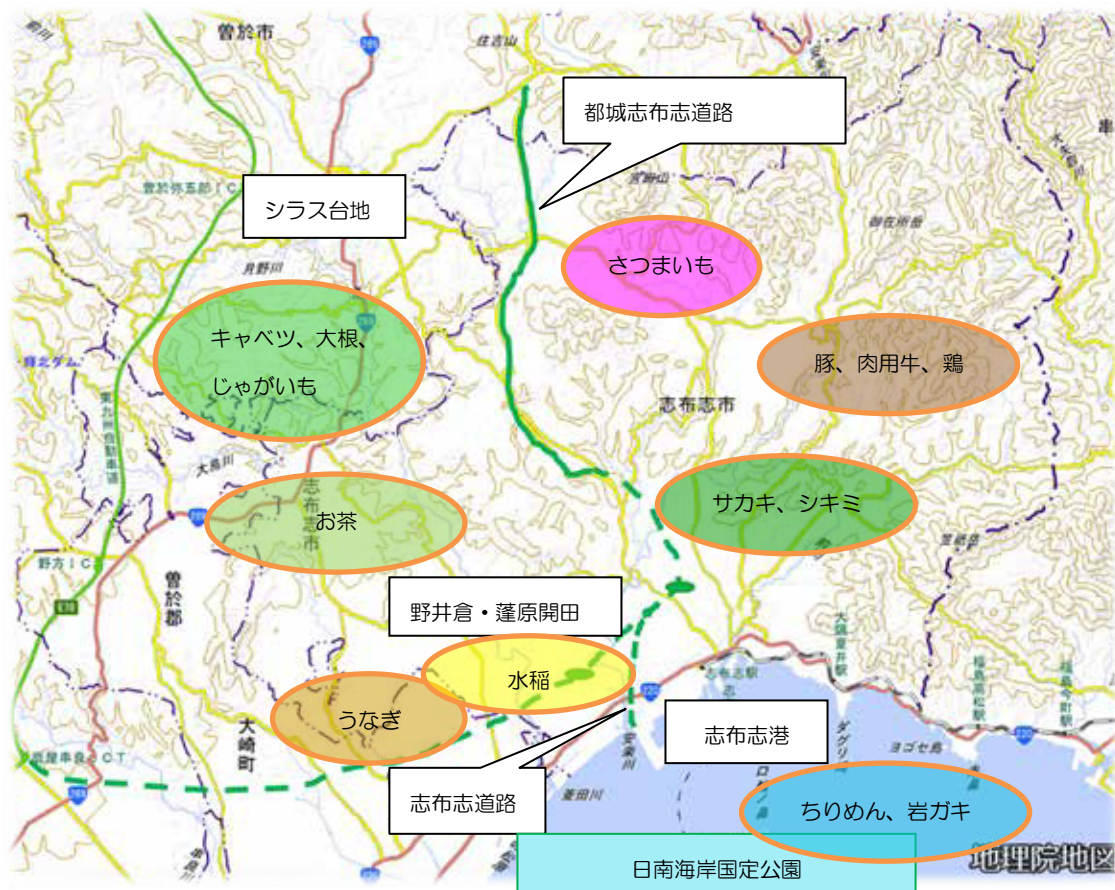
本市は、平成18年1月1日に、志布志町、松山町及び有明町の3町が合併して新生「志布志市」として誕生しました。現在、本市は、第2次志布志市総合振興計画に基づき「“志”あふれるまち」を基本理念に掲げ、「未来に躍動する創造都市 志布志」を目指して、まちづくりを行っています。

市の総面積は290.01平方キロメートルで、平成31年4月1日現在の人口は31,186人となっています。

本市は、鹿児島県の東部、志布志湾の湾奥ほぼ中央に位置し、市の中央を前川、安楽川、菱田川が流れ、両岸にシラス台地が広がっています。シラス台地の一部は藩政時代から開田が行われ、特に蓬原及び野井倉開田は完成まで多くの困難を乗り越え、両台地で約1,000haの美田が広がっています。

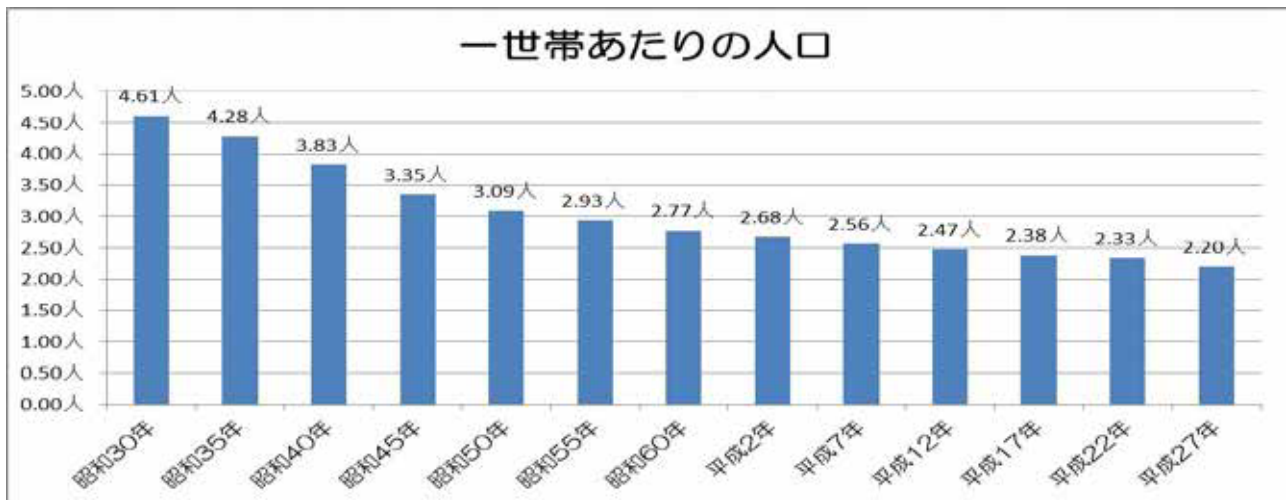
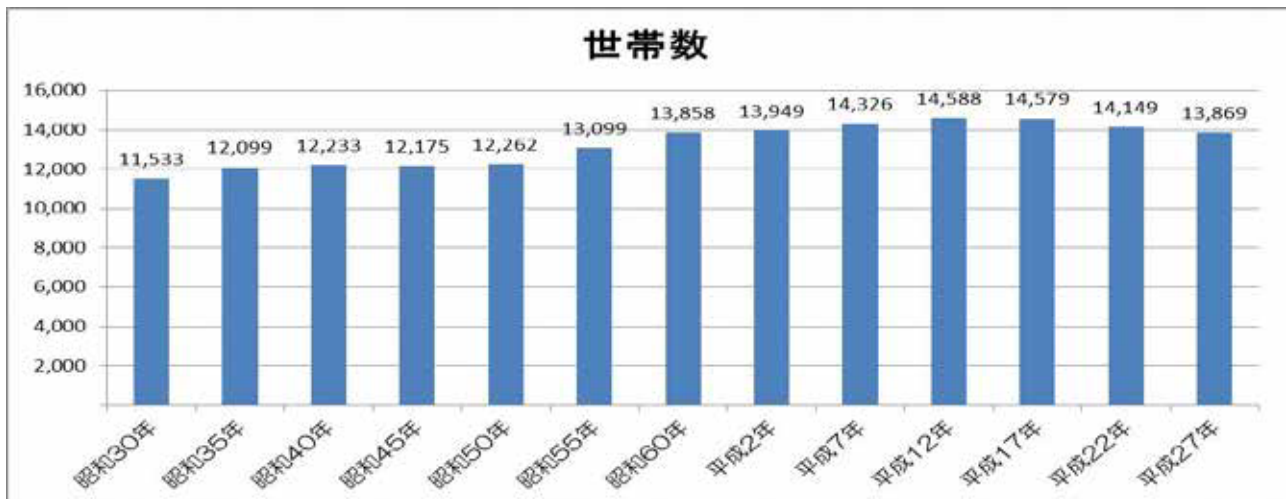
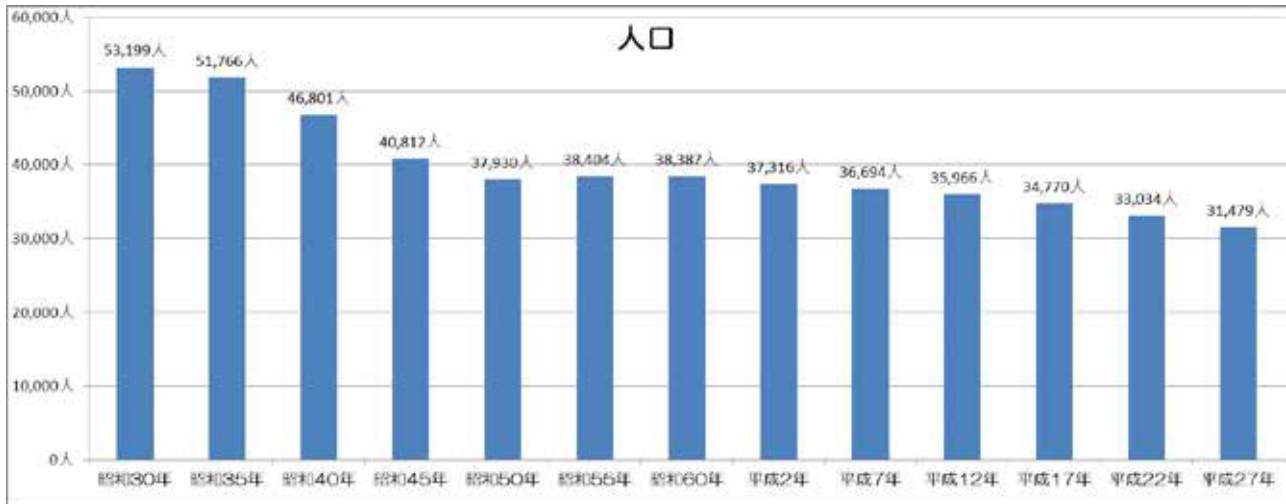
沿岸部には、藩政時代から港があり密貿易で大いに栄えました。現在、志布志港は「中核国際港湾」及び「国際バルク戦略港湾」の指定を受け整備が進んでいます。

また、「東九州自動車道」や「都城志布志道路」など道路網も整備されつつあります。砂浜は国定公園の指定を受け、ウミガメが上陸し産卵を行っています。



2 人口の推移

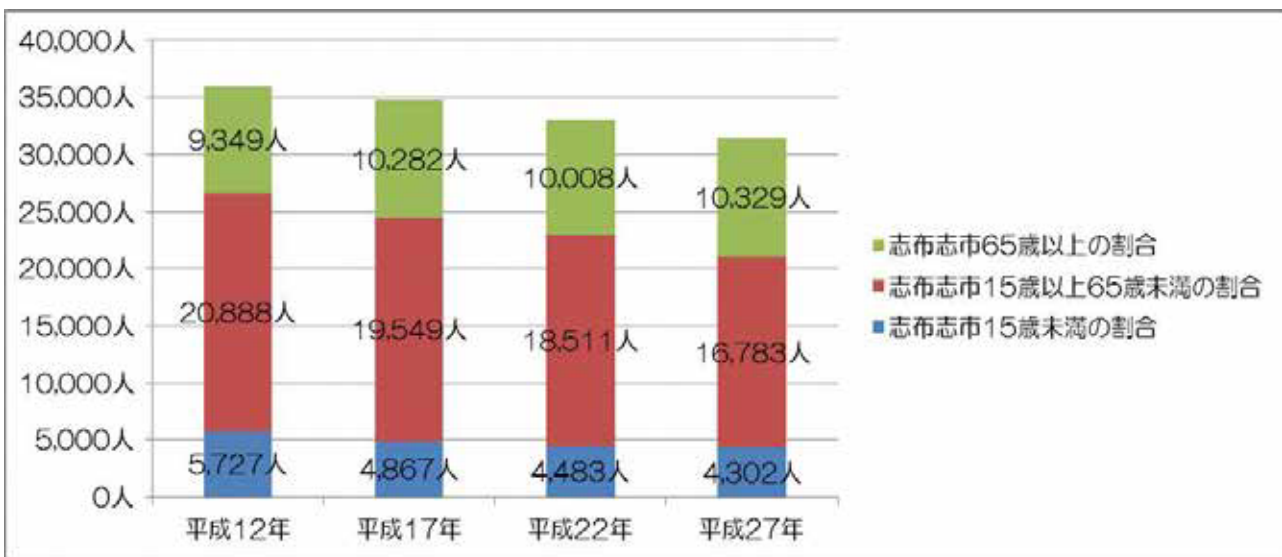
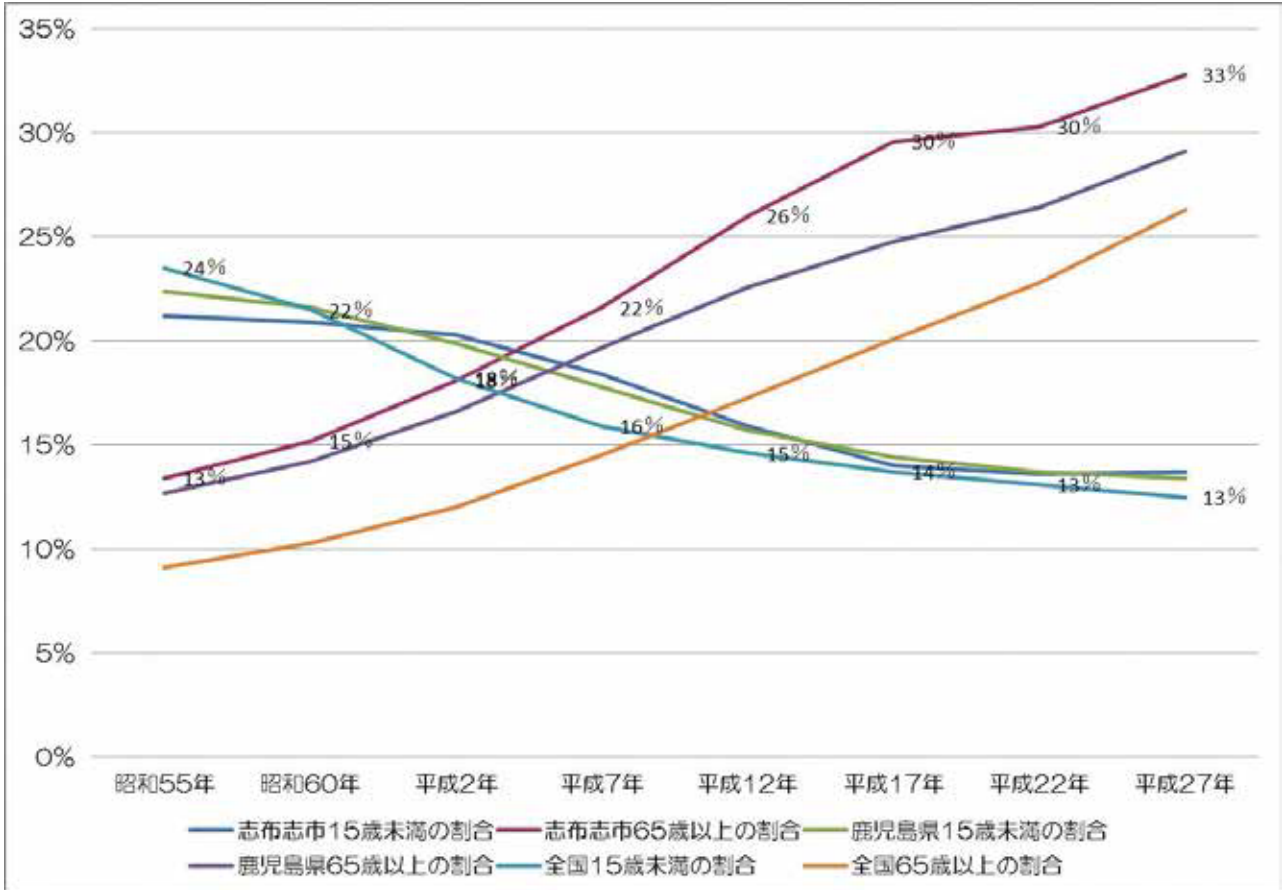
本市の人口は、昭和30年をピークに減少傾向にあります。一方、世帯数は核家族増加の影響から増加にあったものの、平成22年からは減少傾向にあります。一世帯当たりの人口も少なくなってきました。



【資料：「志布志市の統計」より市民環境課作成】

3 少子高齢化の進行（15歳未満と65歳以上の人口推移）

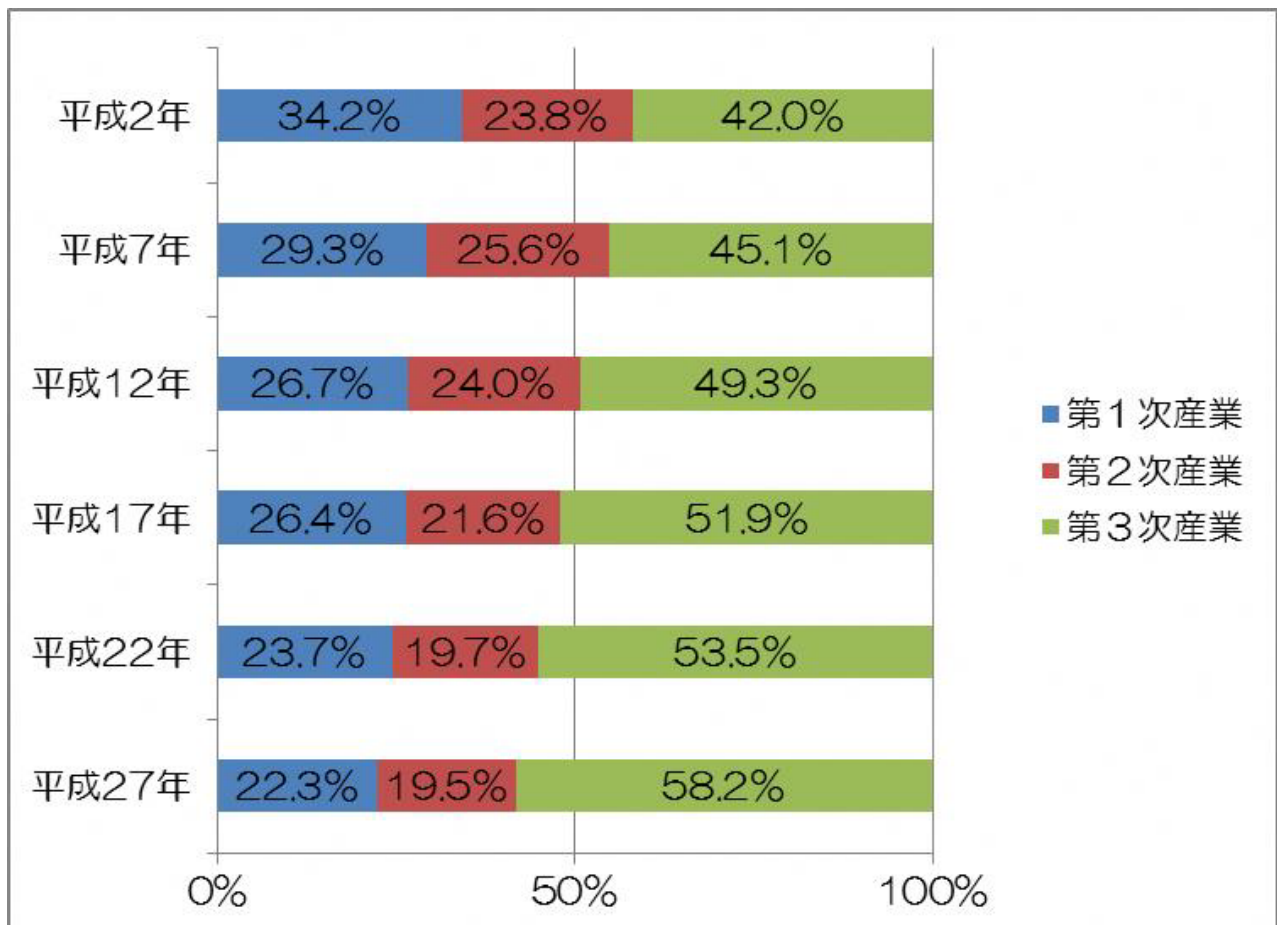
全国及び県平均に比較して、本市の65歳以上の全人口に占める割合が高くなってきています。また、15歳未満の人口は、全国及び県とともに全体に占める割合は低くなっており、少子高齢化の傾向がうかがわれます。



【資料：「国勢調査」より市民環境課作成】

4 産業の推移

産業別人口は、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業の占める割合が大きくなっています。



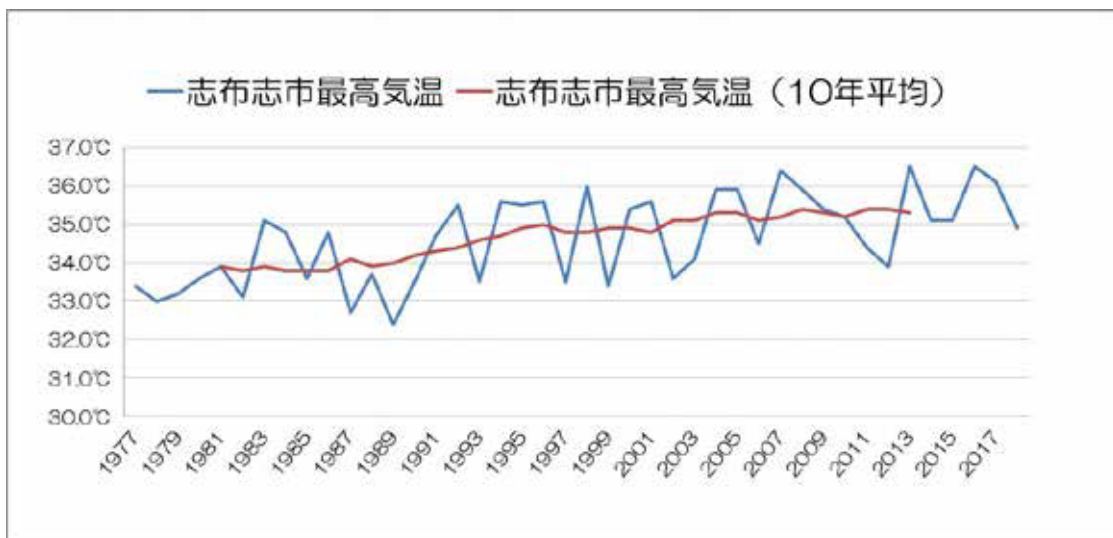
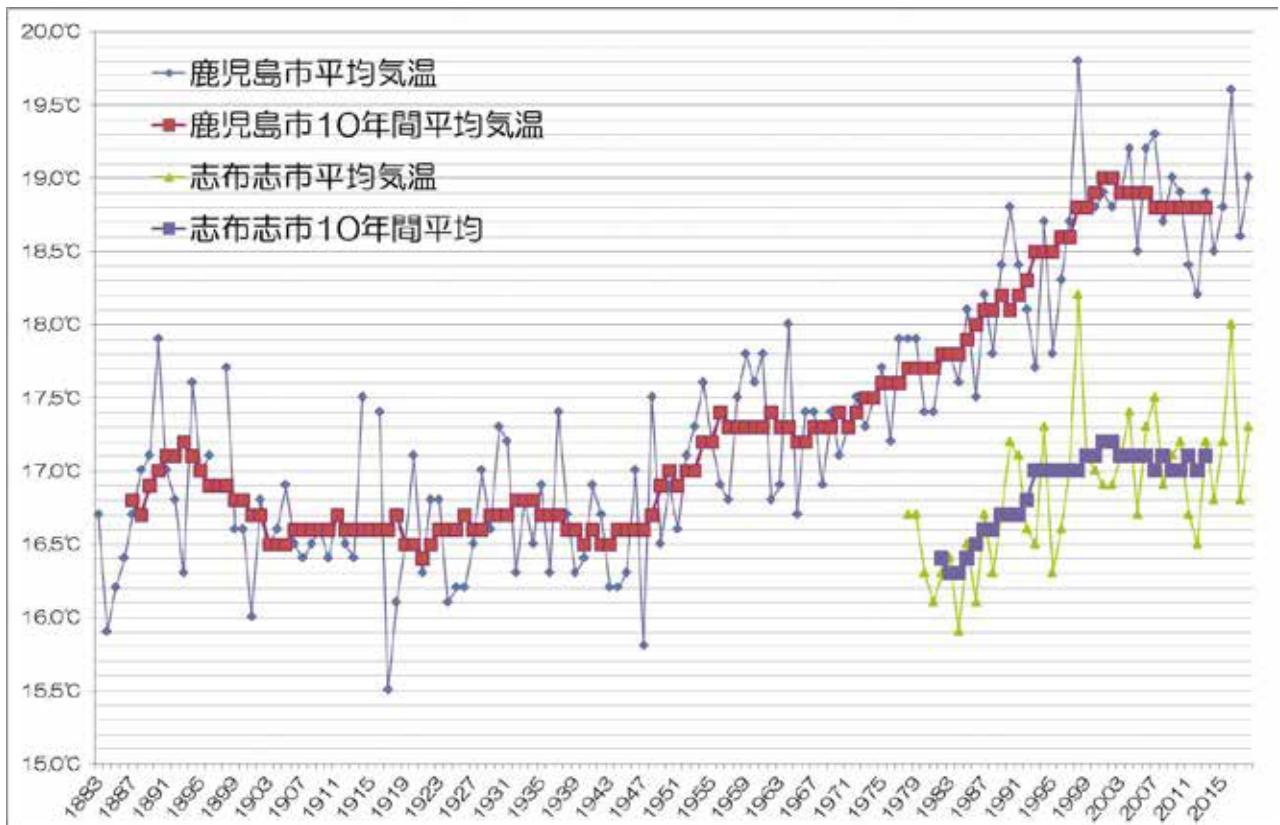
【資料：「国勢調査」より市民環境課作成】

第3節 身近な気象はどうなっているか

1 気温の推移

現在、地球規模での温暖化が叫ばれていますが、下表のように鹿児島市や私たちの志布志市でも温暖化の傾向にあることが分かります。鹿児島地方気象台鹿児島測候所と志布志測候所の数値です。なお、最高気温も上がってきています。

また、鹿児島地方気象台は令和2年3月2日に、「九州南部の冬（12月～2月）の地域平均気温が統計開始以降、最も高くなりました」と発表しました。

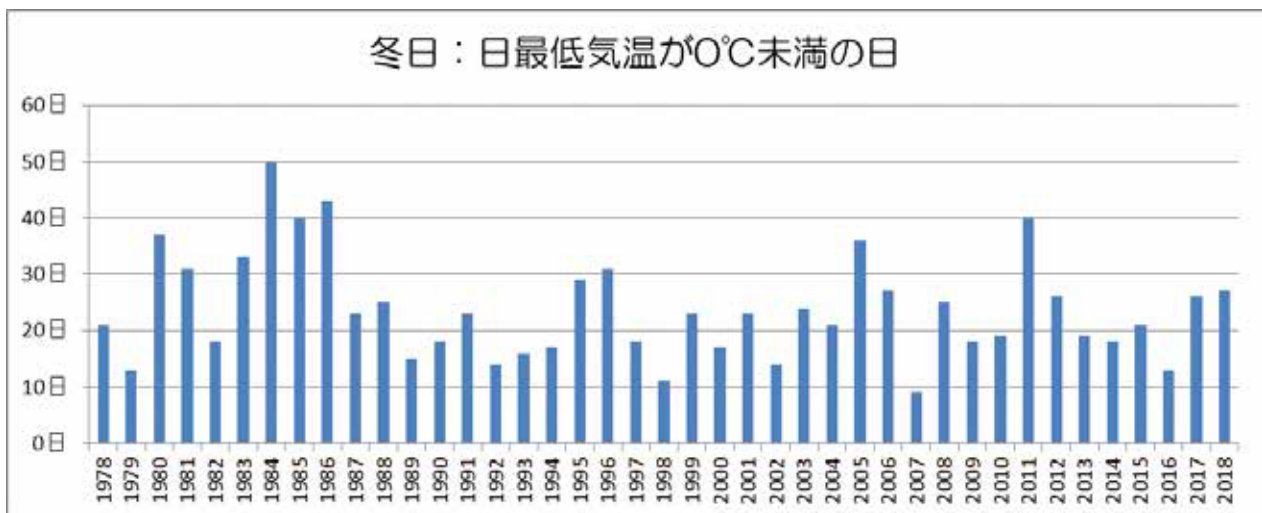
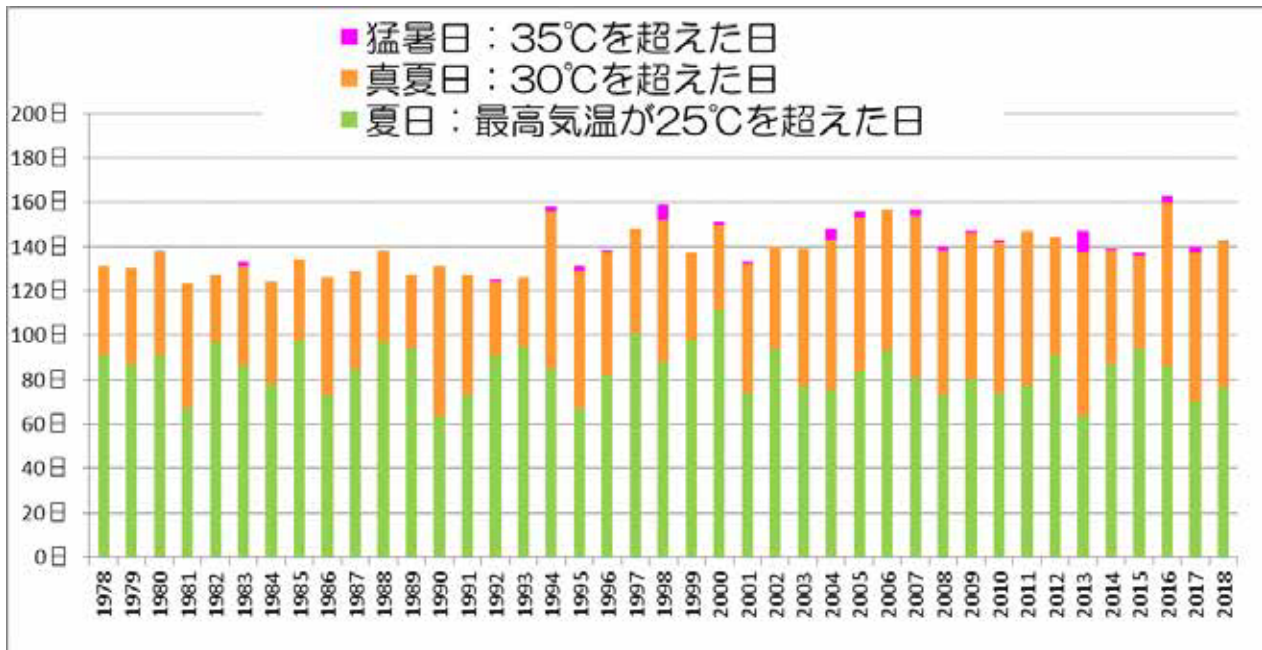


【資料：「鹿児島地方気象台資料」より市民環境課作成】

2 暑い日が増加

過去41年間の夏日、真夏日、猛暑日そして冬日の推移です。近年になって暑い日が増えてきています。

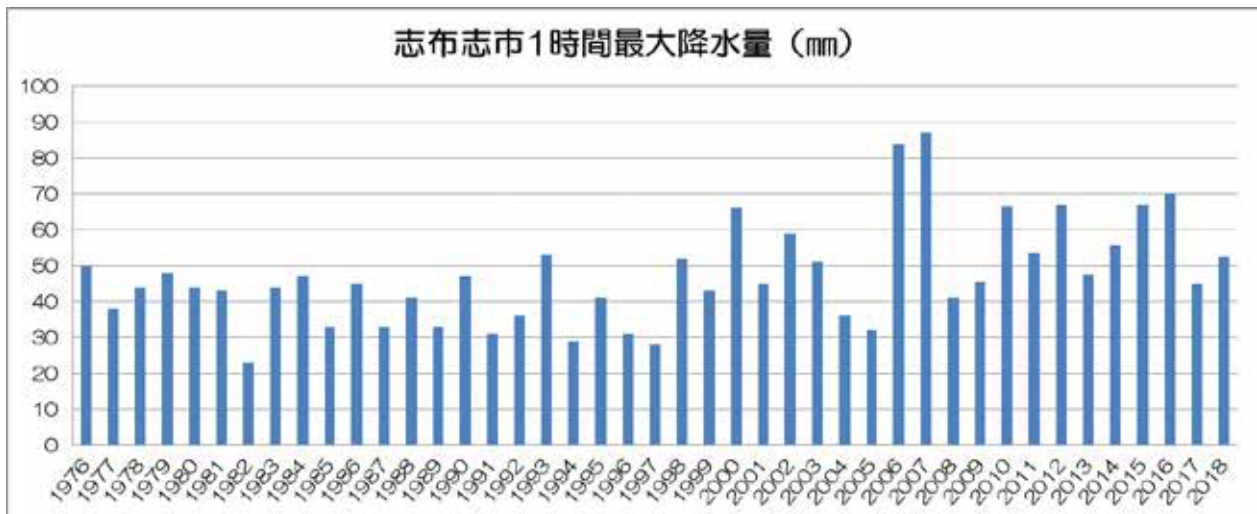
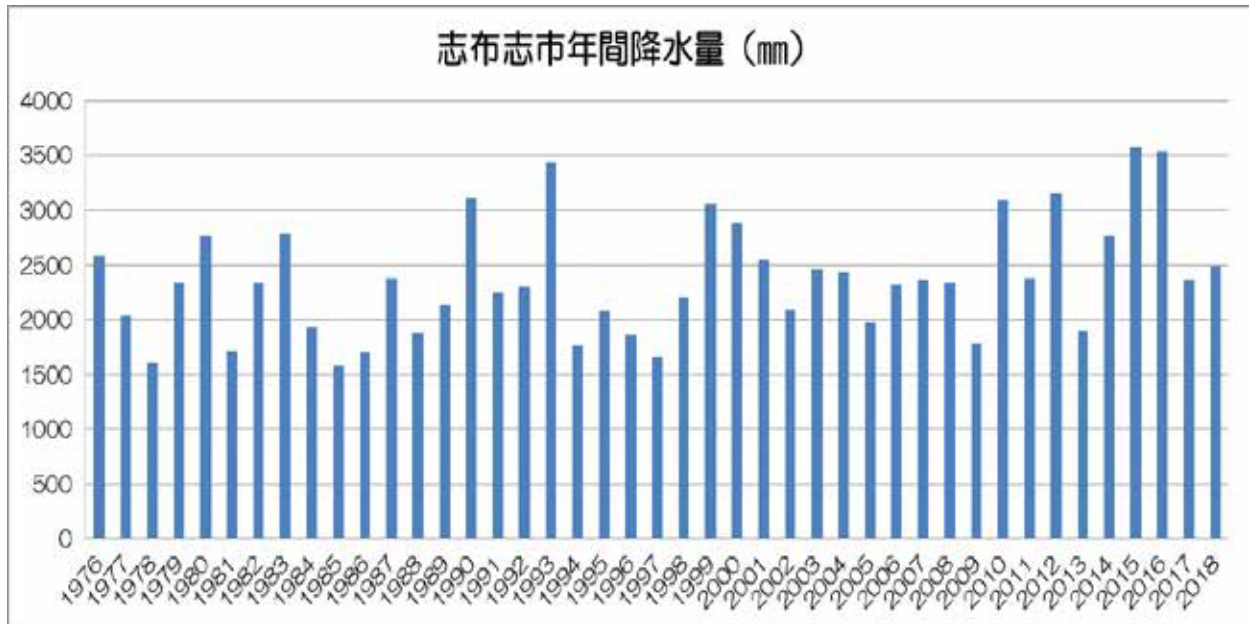
一方、冬日は、減る傾向にあります。真冬日（日最高気温が0℃未満の日）は、観測されていません。



【資料：「鹿児島地方気象台資料」より市民環境課作成】

3 降水量の推移

下表は鹿児島県気象台志布志測候所の数値です。降水量には経年変化はないようです。



【資料：「鹿児島地方気象台資料」より市民環境課作成】

第4節 身近な環境とその対策はどうなっているか

1 廃棄物処理とリサイクル

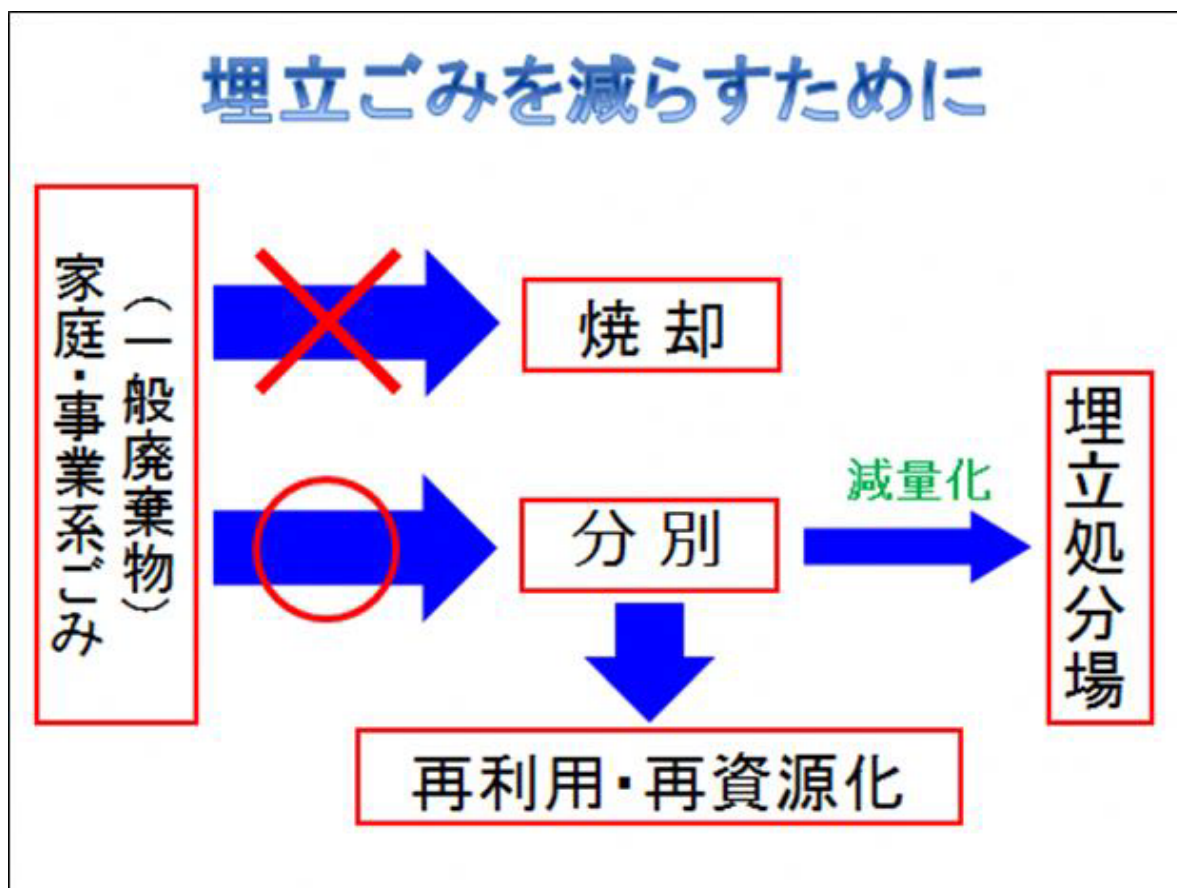
(1) 混ぜればごみ、分ければ資源

廃棄物管理は、「志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」に基づく「志布志市一般廃棄物処理基本計画」に沿って行われています。

志布志市は、焼却施設を持っていません。

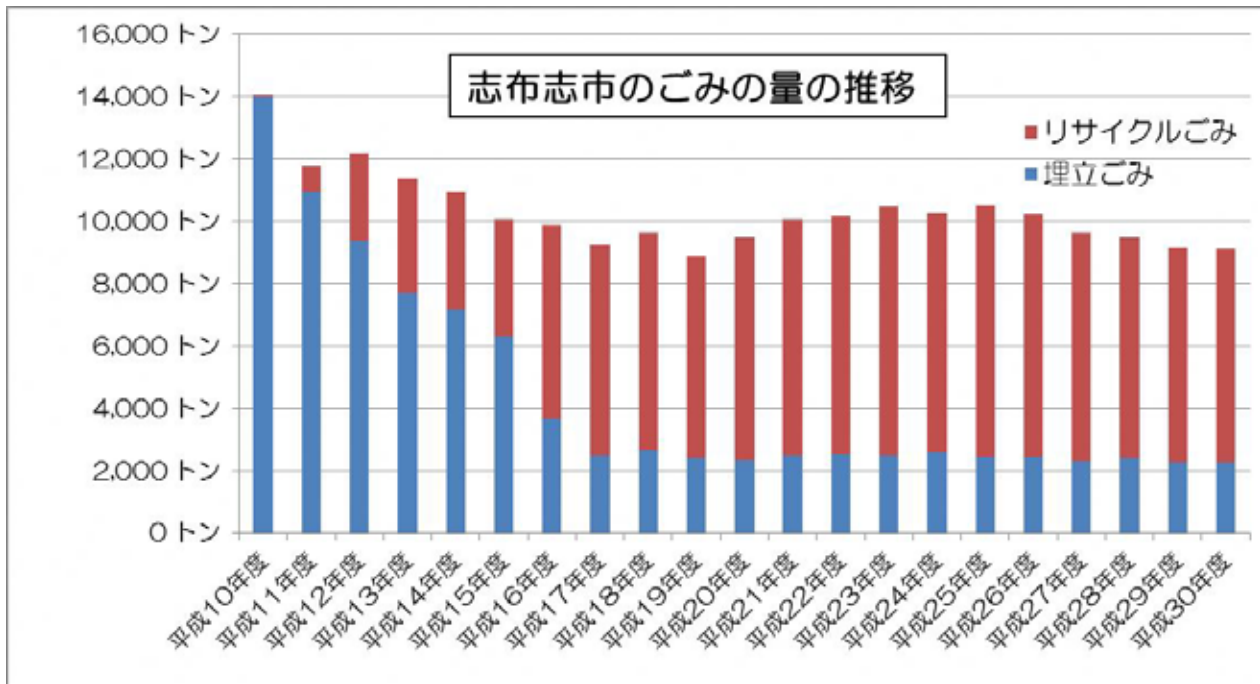
従来、市内から発生する一般廃棄物は市内の有明町野神にある一般廃棄物管理型最終処分場（以下「清掃センター」といいます。）に埋立てしていました。平成10年度から「空き缶」を資源ごみとして分別収集を開始し、平成11年度からは「ペットボトル」も資源ごみとして分別収集しました。

そして、平成12年度から「容器包装リサイクル法」が本格施行されると同時に「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉により、資源ごみ19品目の本格的な分別収集を行ってきました。少しでも埋立ごみを減らすためでした。



その結果が、次のページのグラフです。なお、「リサイクルごみ」とは、リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）されるものの総称で、埋立ごみ以外のものです。

平成 16 年度に「リサイクルごみ」と「埋立ごみ」が逆転しているのは、「生ごみ」の分別収集を始めたからです。



【資料：市民環境課作成】

(2) リサイクルごみの現状

リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）を目的として収集しているものは「資源ごみ」と称しています。平成 12 年度 19 品目で始めた資源ごみは「陶器・磁器類」、「小型家電」などを追加し、令和元年度は 27 品目になっています。

市民は毎月 1 回か 2 回ごみステーションへ、コンテナかごに直接入れるかあるいは指定袋で出しています。また商業施設アピア前の市営駐車場で月 2 回の集合収集を行っています。

松山地区においては、井手間資源ごみステーションで毎水曜日と日曜日にごみ出しが行われています。高齢化に伴い、分別ごみ出しが困難になってきているとの意見もあります。



ごみステーション
同じ時間に、教えあって

各ごみステーションから収集された資源ごみは、大崎町菱田にある「そおりサイクルセンター」に運ばれ、圧縮・梱包などの中間処理を行い、国内の再商品化事業者に引渡されています。

1章

2章

3章



【資源ごみの収集運搬】
「廃プラスチック類」の収集運搬状況です。

4章

5章

6章



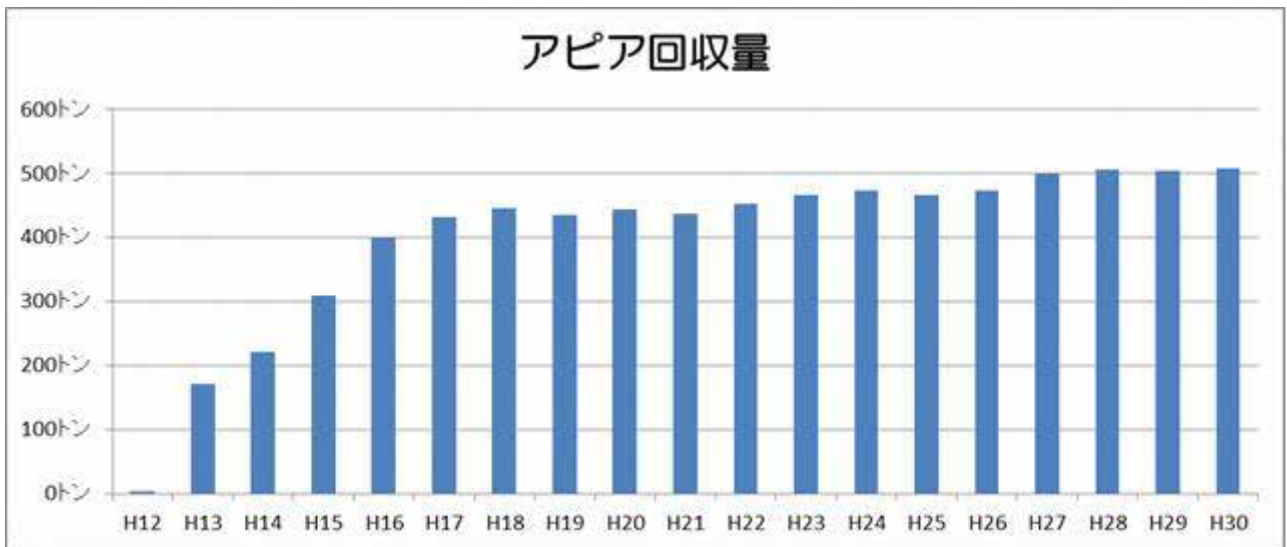
【資源ごみの中間処理施設】
「廃プラスチック類」に異物が入っていないか確認しているところです。

一方、下の写真は毎月第1・第3土曜日7:00~13:00まで行われているアピア前市営駐車場での資源ごみ集合収集の様子です。

ここでは、①時間前に出している、②それによって未分別が多い、③車での搬入が多く交通事故が心配、といった問題があります。



また、下のグラフは、年度ごとのアピア前市営駐車場で回収された量です。合併前の志布志町で平成12年度から始まりました。年々ごみの量が増えていることが分かります。



【資料：市民環境課作成】

細かく分別すれば価値が出て来ます。アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、新聞紙、廃食油などは有価で取引されています。

その売却益金の年度ごとの額と合計額は右のとおりです。

年度	資源ごみ売却益金
2006年度（H18）	21,191,444 円
2007年度（H19）	23,530,559 円
2008年度（H20）	20,394,601 円
2009年度（H21）	11,132,292 円
2010年度（H22）	15,379,155 円
2011年度（H23）	15,290,369 円
2012年度（H24）	13,645,010 円
2013年度（H25）	15,293,022 円
2014年度（H26）	15,150,338 円
2015年度（H27）	16,216,278 円
2016年度（H28）	14,336,267 円
2017年度（H29）	16,304,462 円
2018年度（H30）	20,780,987 円
合計	218,644,784 円



出荷を待つアルミ缶・スチール缶
そおりサイクルセンター内

(3) 生ごみと草木で「堆肥」を製造

生ごみ収集は、市内を月水金と火木土の地域に分けて、週3回収集し、主に松山町尾野見にある「そおりサイクルセンター松山有機工場」で家庭や道路伐採などで出た草木と混ぜて堆肥化しています。

その堆肥は販売され市内農家が使ったり、あるいは市内各小中学校や校区公民館などに一部無料配布をしています。



<パートナーシップ>

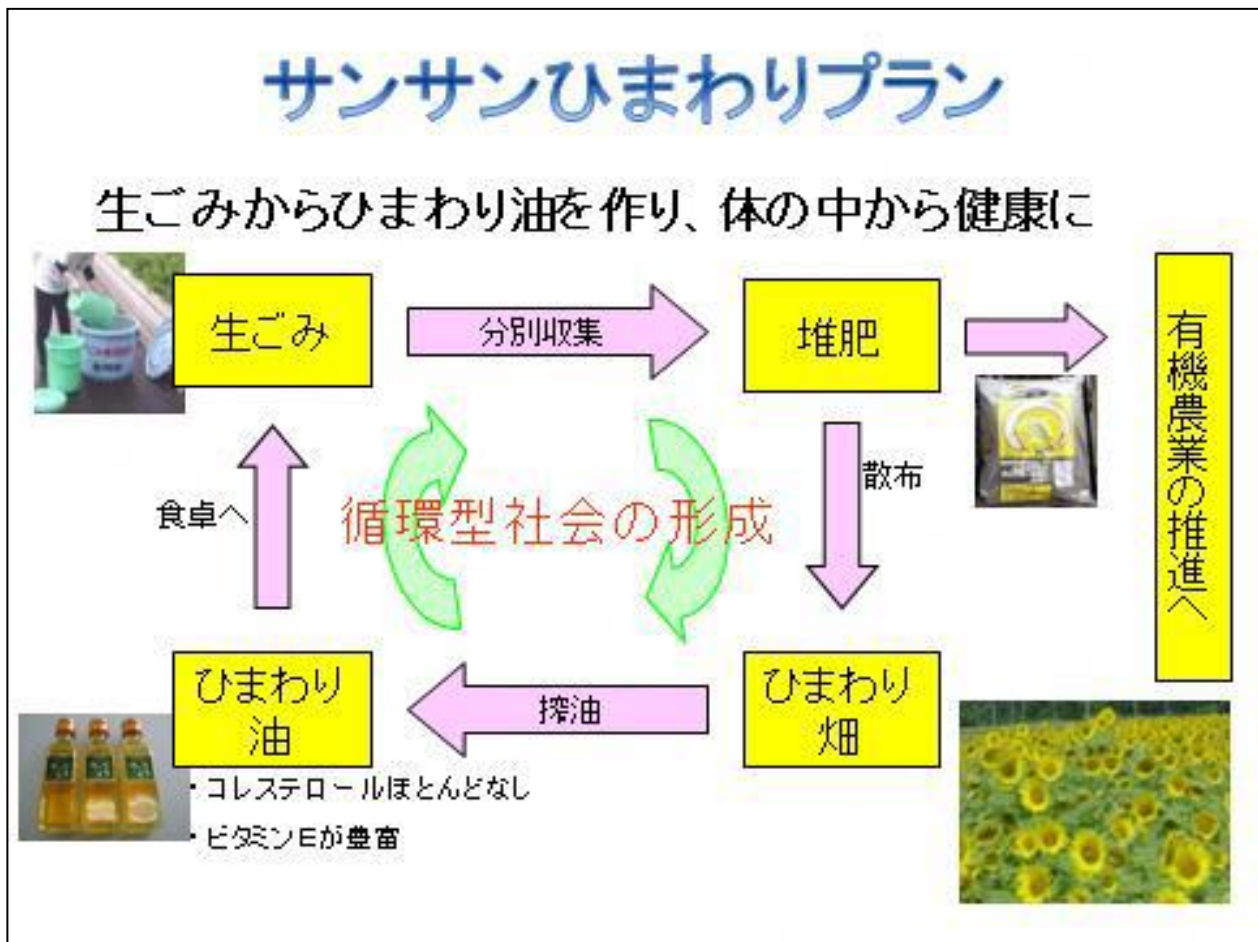
野神地区ふるさとづくり委員会では、毎年冬から春にかけて、野神小学校付近の県道約500mにペチュニアなどの花を植え付けしたプランターを設置し、環境美化に取り組んでいます。

その際、「おかえり循ちゃん」を使用しています。

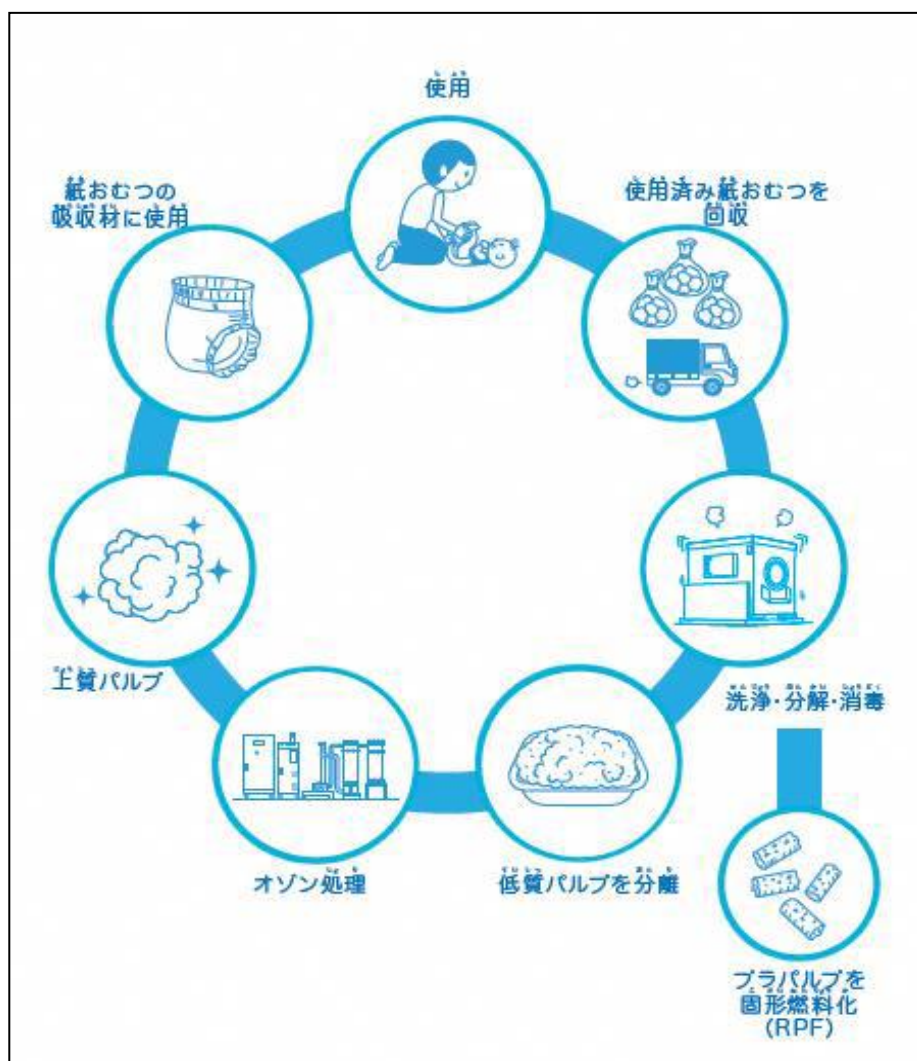


(4) サンサンひまわりプラン

生ごみ分別排出を通じて循環型社会の形成を啓発するため、下記のような「サンサンひまわりプラン」を呼びかけています。



(5) 使用済み紙おむつの再資源化



紙おむつリサイクルの流れ

清掃センターの更なる延命化及び地球温暖化対策として、平成 28 年度からユニ・チャーム株式会社、そおりサイクルセンター及び志布志市で協定を締結し、紙おむつ再資源化の実証試験を行ってきました。

その結果、質的にも衛生的にもバージンパルプと同等のパルプを取り出すことができます。

平成 29 年度から一部自治会で、令和元年度から有明町川西地区約 2,000 世帯を対象にモデル回収を実施しています。

また、令和元年度から上記 3 者に大崎町を加えた 4 者で使用済み紙おむつの再資源化に向けた取組を進めています。

(6) 延命化と衛生面の改善（埋立処分場の現状）

埋立ごみは「一般ごみ」と称して、市民は週1回ごみステーションに指定袋で
ごみ出しを行っています。

平成17年度以降は、平成10年度に比較して埋立ごみを8割以上減らすこと
ができています。

平成16年度から始まった生ごみの分別収集は、清掃センターの減量化に伴う
延命化はもちろんです。悪臭、ハエ及びカラスなどの激減にもつながり、衛生
面の大きな改善が図られています。

また、搬入される一般ごみから固形燃料（RPF）が製造できないか調査してい
ます。



(7) 国際協力

過去、国際協力機構（JICA）の下、平成 20 年から 3 年間「フィジー国廃棄物減量化プロジェクト」に参加し、平成 23 年から 3 年間草の根技術協力事業「フィジー国を中心とした大洋州における志布志モデルの推進」を展開し、さらには平成 26 年から 3 年間草の根技術協力事業「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」を展開してきました。

現在は、大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（フェーズ2）に参加しています。

平成 29 年 11 月には、JICA プロジェクトの下、スリランカの現地で志布志モデルの紹介をし、その後現地の市長をはじめ行政関係者の視察受入を行っています。

このほかにも、途上国を中心とした海外から廃棄物管理について多くの視察受入を行っています。



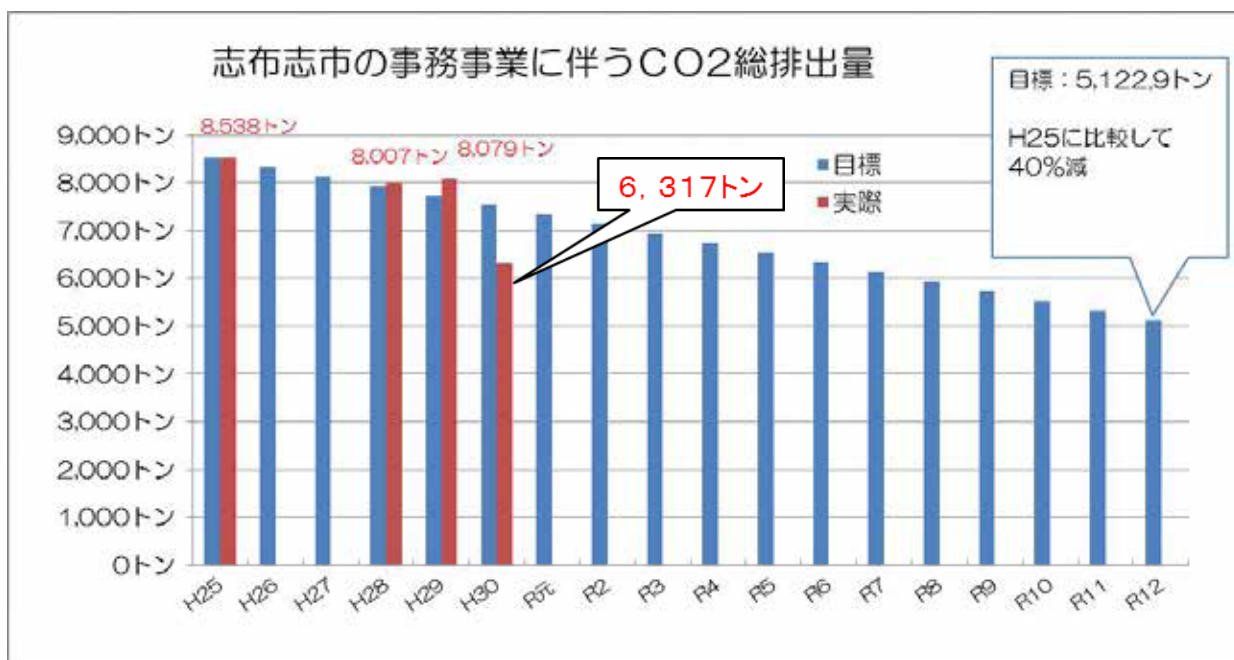
H30.8.23 スリランカ国の地方自治体首長視察（松山有機工場）

2 地球温暖化対策

(1) 省エネルギー

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、市町村はその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする規定してあります。それを受け、本市は平成29年度に「志布志市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

下記のグラフは、この計画に基づき、市の庁舎・公用車はもちろん消防関連関係、学校・公民館など教育関連施設、指定管理関係施設を含めた全ての市の事務及び事業について排出された温室効果ガスをCO₂（二酸化炭素）に換算したものです。



【資料：市民環境課作成】

なお、この計画は、2013（平成25）年度を「基準年度」とし、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5か年の計画ですが、最終目標年度も設定しています。

この最終目標年度は、国の地球温暖化対策計画の目標年度との整合を図り2030（令和12）年度とし、基準年度から約40%削減することを目標にしています。なお、この目標は、国の目標と遜色のない目標です。

グラフから分かるように、平成 28 年度、平成 29 年度いずれも目標に達していませんが、平成 30 年度は目標に達しています。

また、先にも記述しましたが、2015（平成 27）年全ての国が参加する形で、2020（令和 2）年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2°C 未満にする（更に 1.5°C に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ、国は産業部門、運輸部門、家庭・業務部門など全体で、温室効果ガスの排出を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 26%削減する目標を掲げています。

この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約 4 割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

志布志市もこの国民運動に賛同し、広報誌・告知放送で市民に周知しています。

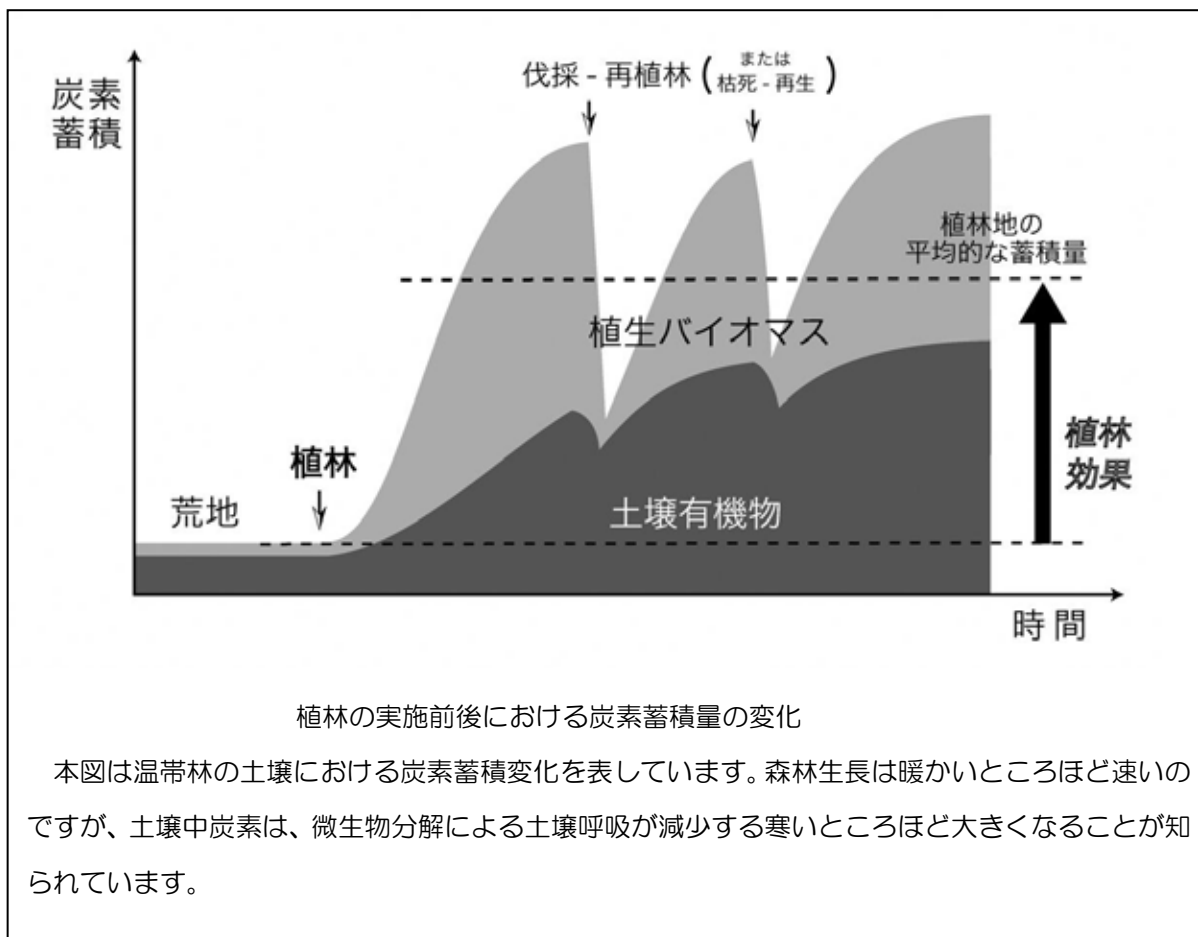


(2) 植林

戦後、植栽された人工林が利用期を迎え木材生産量が増加する中、木材輸出戦略協議会（曾於地区森林組合（志布志市）、都城森林組合（都城市）、南那珂森林組合（串間市）曾於市森林組合（曾於市））を結成し、海外への木材輸出を行っています。

港別の2018年木材輸出量（財務省貿易統計）は、原木で志布志港が37万2,099立方メートル（前年比24.2%増）となり、9年連続日本一になっています。

一方、市内の平成30年度の皆伐した後再植林された面積は、約49%約51haです。植林は温暖化対策に有効だけでなく、荒廃した環境を回復し、生物多様性や水の保全、保水による災害の防止、更には持続可能な発展に貢献することができます。



【資料：国立環境研究所 地球環境研究センターHP より】

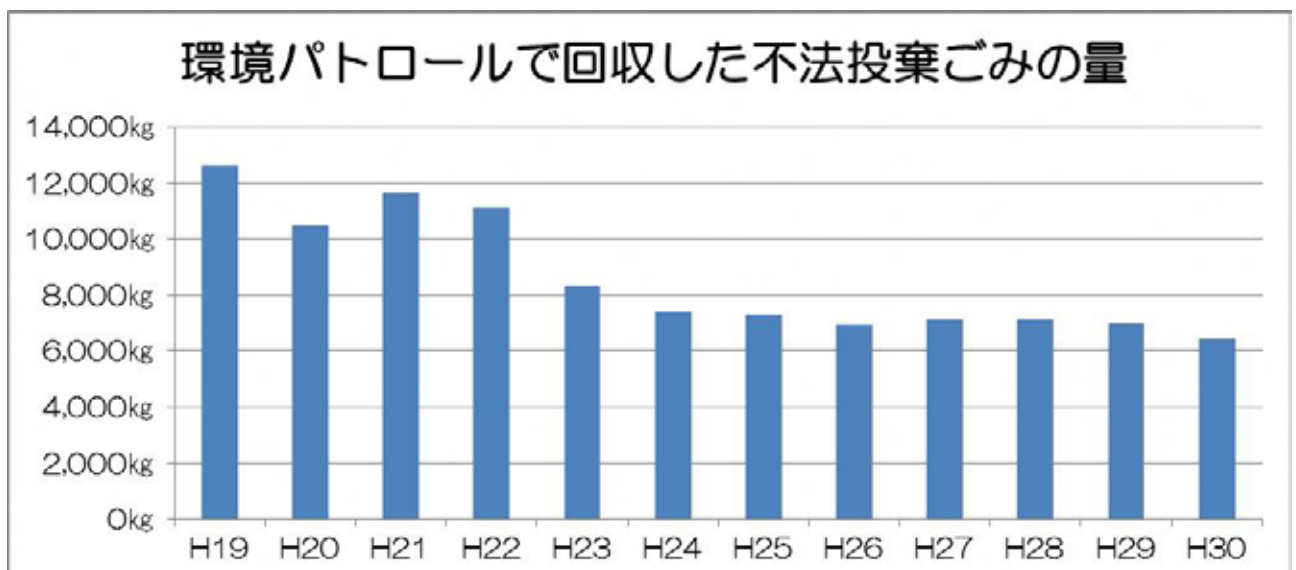
3 環境美化と地域通貨「ひまわり券」

(1) 環境美化

環境美化については、「環境パトロール」による不法投棄ごみの監視及び回収を行っています。



なお、これによって回収されたごみの量は次のとおりです。回収されたごみは資源ごみと一般ごみに再度分別して排出しています。

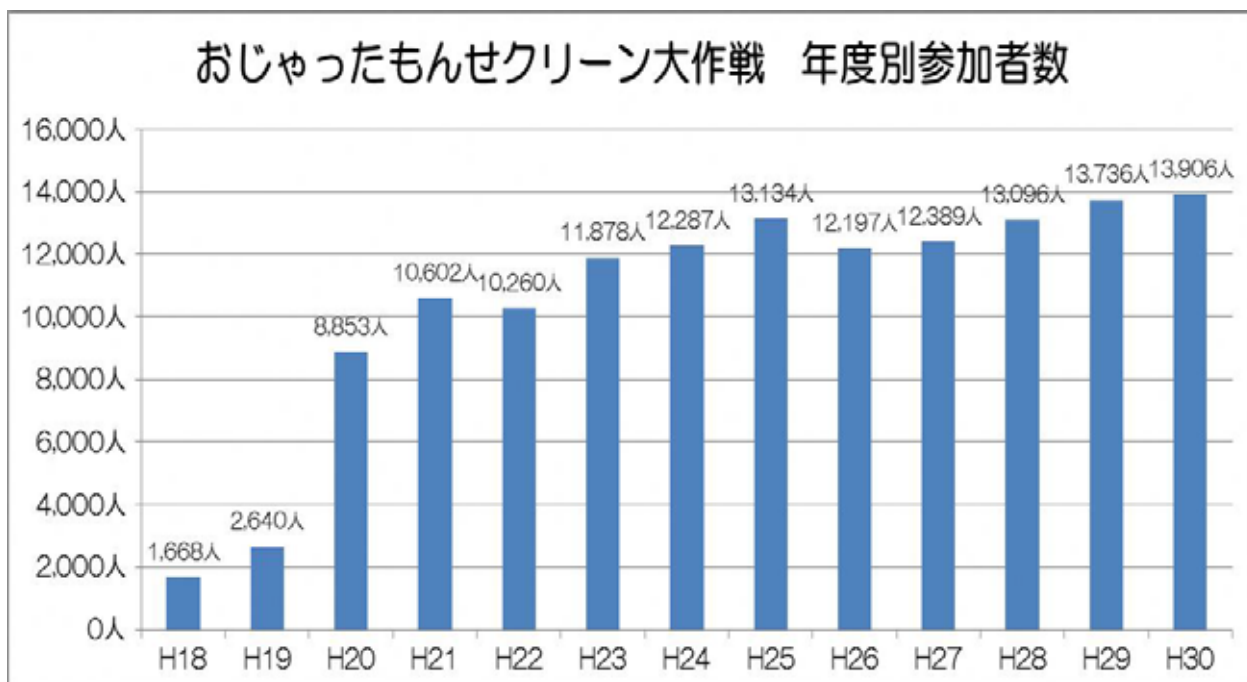


【資料：市民環境課作成】

一方、「マイロードクリーン大作戦」という取組を行っています。これは、「道路などのある区間を決め、登録し、その区間のごみ拾いをボランティア精神で行うこと」です。令和元年7月現在、1,200人の方が登録しています。これは「自分たちの環境は自分たちで守る」との考えから、実施されているものです。

また、4月の「お釈迦まつり」、7月の「みなとまつり」そして11月の「やっちく秋の陣まつり」にあわせて、各自治会において「おじゃったもんせクリーン大作戦」を実施しています。

その年度ごとの参加者数は下のグラフのとおりです。



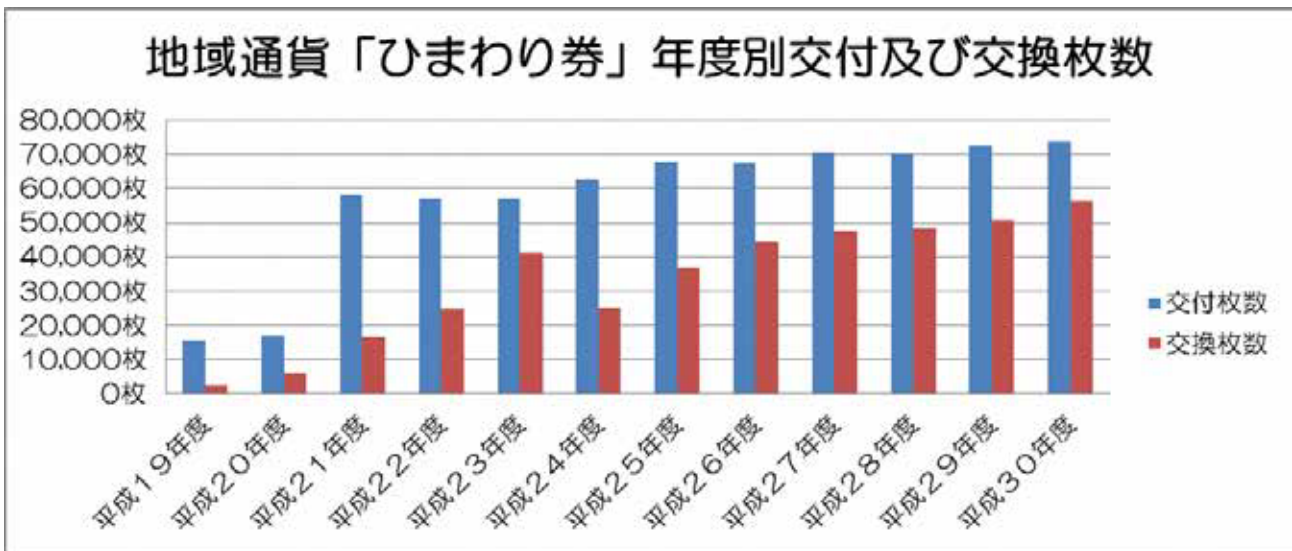
【資料：市民環境課作成】

(2) 地域通貨「ひまわり券」

「マイロードクリーン大作戦」や「おじゃったもんせクリーン大作戦」に参加することにより、活動に応じて地域通貨「ひまわり券」を交付しています。

このひまわり券は、市の「指定ごみ袋」、生ごみと草木から製造される堆肥「おかえり循環ちゃん」、サンサンひまわりプランによる「ひまわり油」、回収された牛乳パックから製造される「トイレットペーパー」などに交換することができます。

年度別の交付枚数及び交換枚数は次のとおりです。



この「ひまわり券」は次のサービスと交換できます

1. ひまわり油1本(270g) … 20枚
2. ひまわり油1本(108g) … 10枚
3. トイレットペーパー(1個) … 1枚
4. ひまわり固形石鹸(1個) … 2枚
5. ひまわり液体石鹸(1個) … 3枚
6. 循環ちゃん堆肥5kg(1袋) … 2枚
7. 指定ごみ袋(1袋) … 4枚

*お互いの「親切サービス」の際にも是非ご利用ください



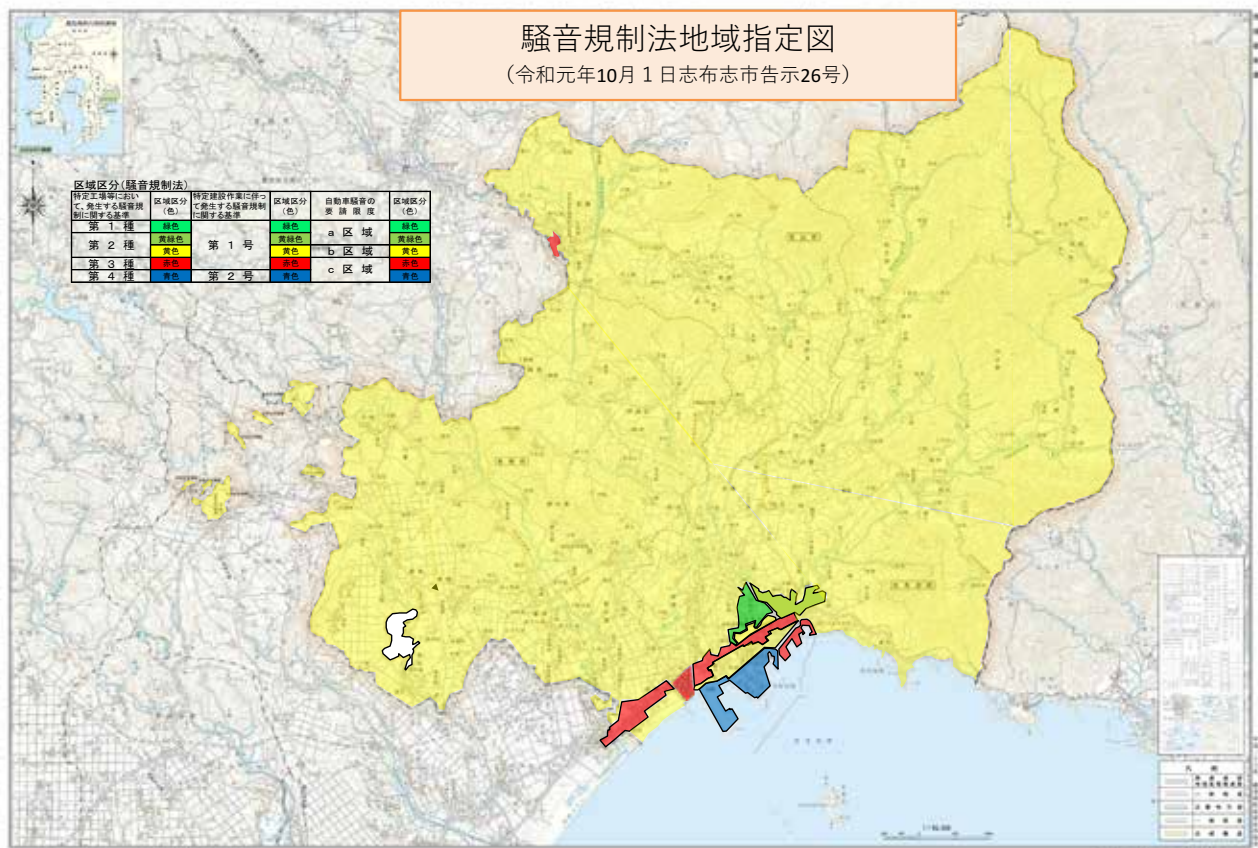
4 騒音、振動、悪臭

(1) 騒音

騒音については、騒音規制法に基づき規制されています。

騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本市は、騒音規制法に基づき下図のとおり地域指定を行っています。

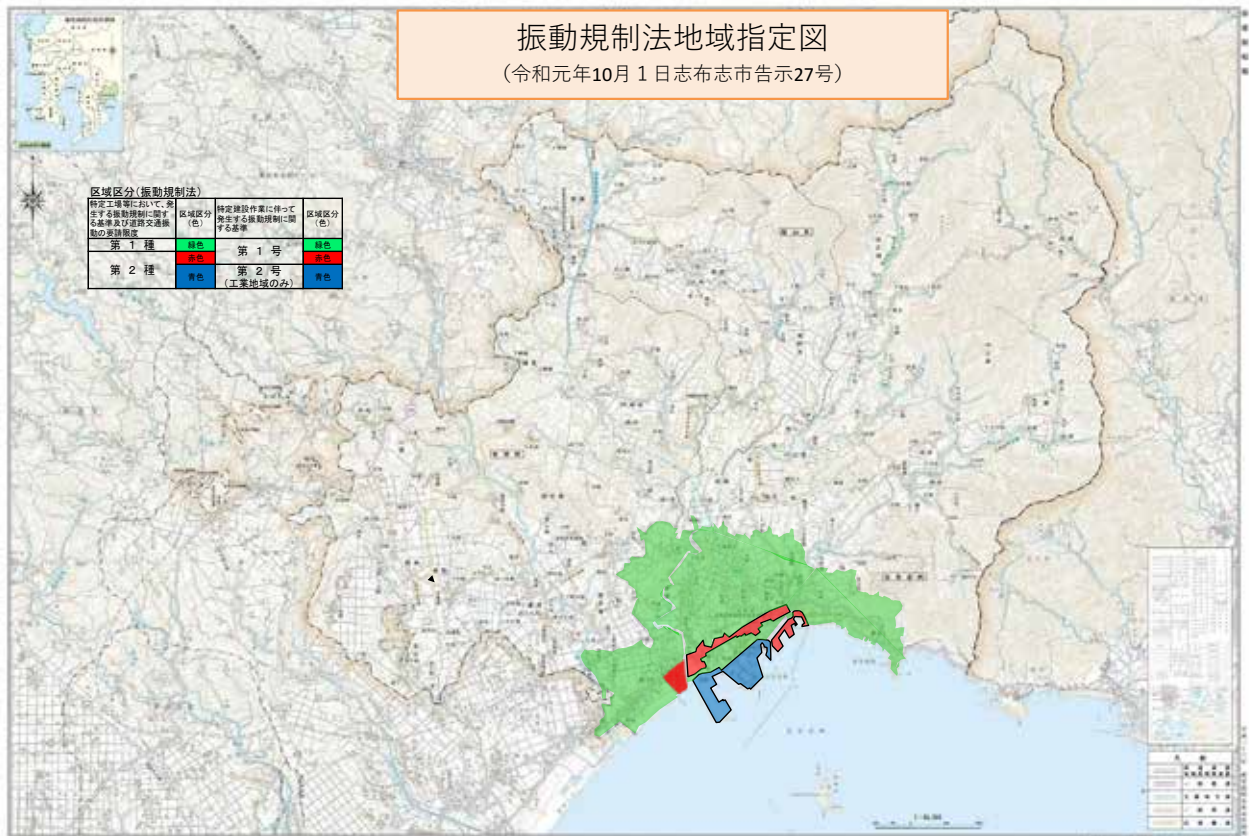


(2) 振動

振動については、振動規制法に基づき規制されています。

振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本市は、振動規制法に基づき下図のとおり地域指定を行っています。

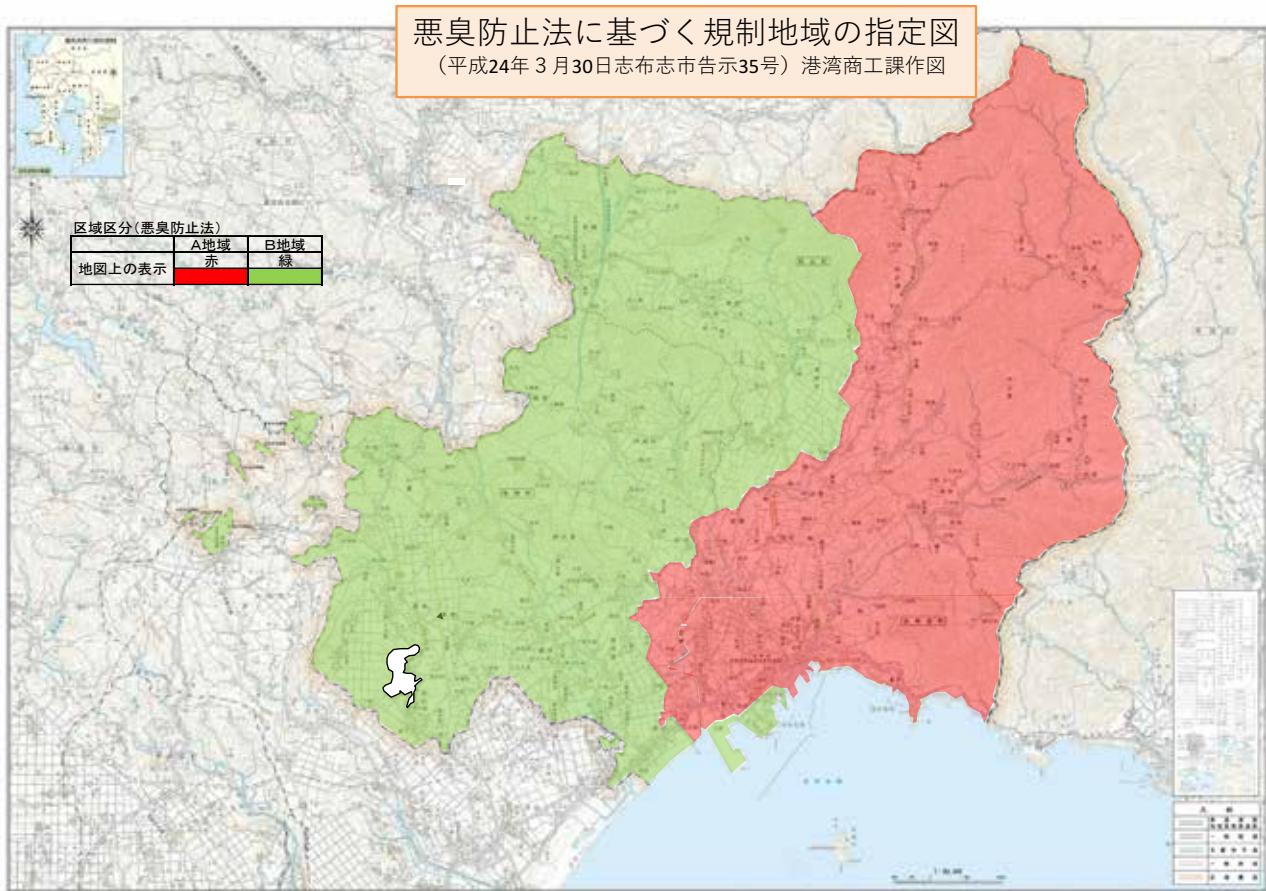


(3) 悪臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき規制されています。

悪臭防止法は、規制地域内の工場及び事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本市は、悪臭防止法に基づき下図のとおり地域指定を行っています。

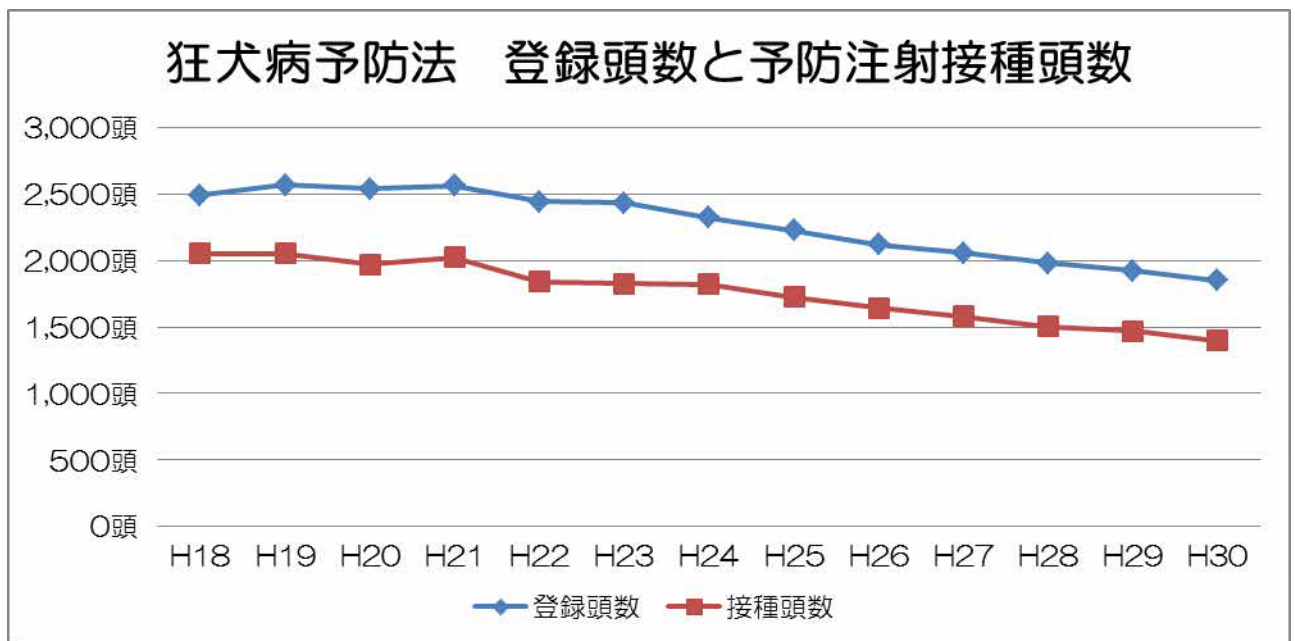


5 動物愛護

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、全ての人々が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に取り扱うよう定めています。

そのため、この考えを市民に啓発していますが、犬・猫の飼養に関し鳴き声、放し飼いなどの苦情もあります。

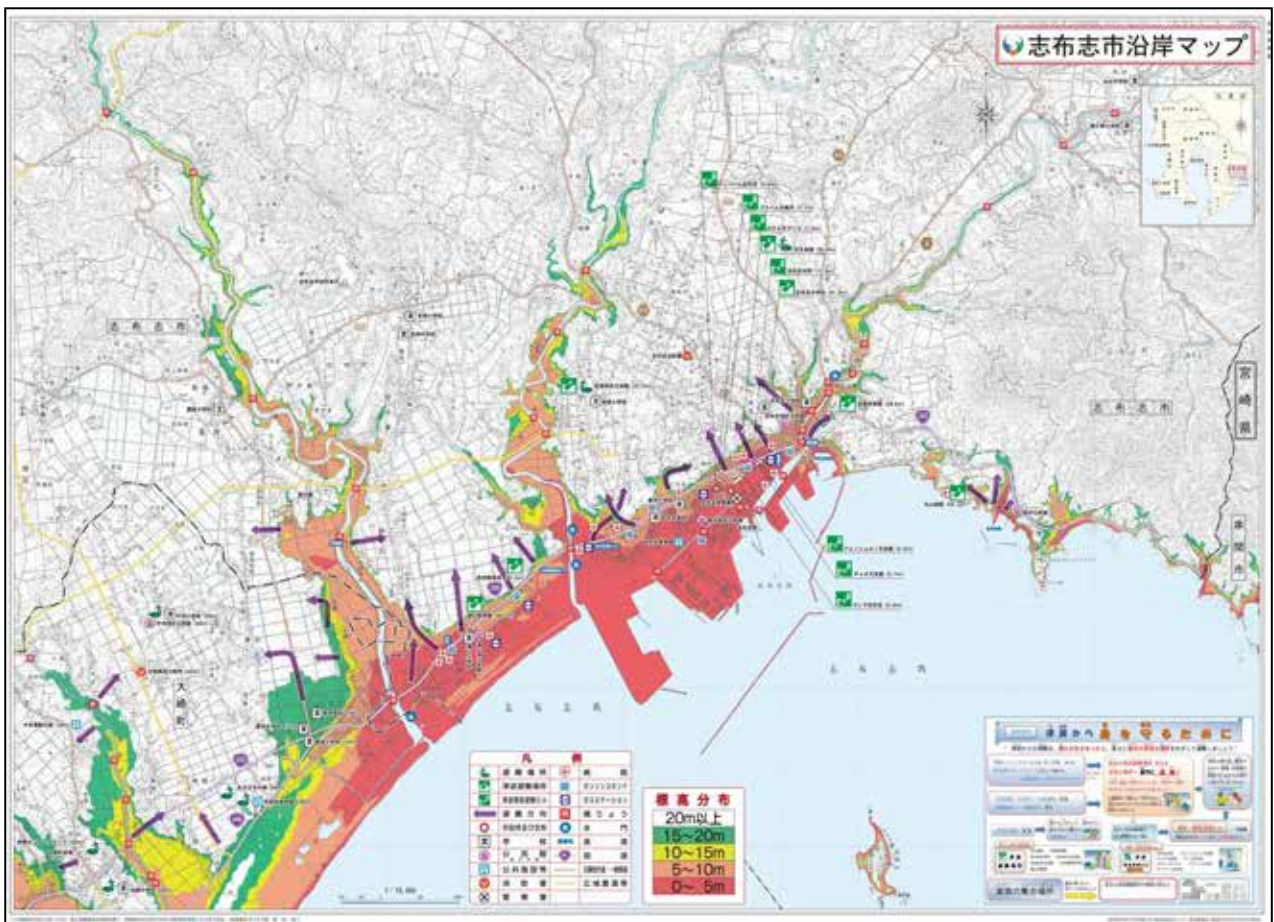
なお、犬の登録・狂犬病予防注射接種率は次のとおりです。



6 災害廃棄物対策

災害廃棄物の処理計画については、防災の面から志布志市地域防災計画に記載はあるものの災害廃棄物処理計画は未策定となっています。

そのため早急に処理計画及び実行計画を策定する必要があります。



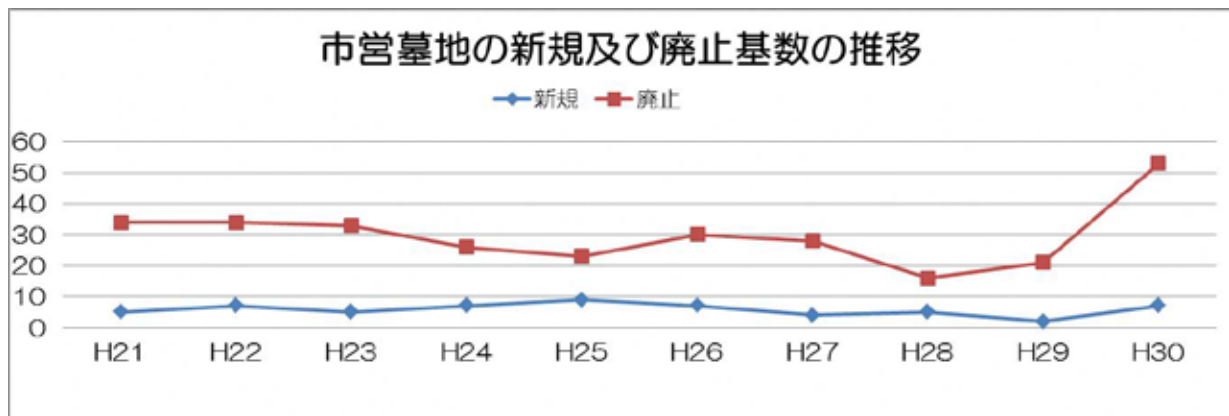
「志布志市沿岸津波防災マップ」

7 墓地の管理

市内には、4か所の市営墓地と約600か所の共同墓地があります。

共同墓地のうち、126か所について水道料金の一部補助を行っています。共同墓地においては、近年の少子高齢化、公益財団法人による納骨堂設置及び散骨など社会情勢の変化に伴い、維持管理することが困難になってきているところもあります。

市営墓地についても同様の理由により、使用の廃止が多く、新規使用が少ない状況が続いています。



市営墓地 伊勢堀墓地

8 生物多様性の確保・自然保護

(1) 生物多様性の確保

生物多様性は、人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えています。しかし一方では国内外における生物多様性が危機的な状況にあります。

人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有しています。

シンポジウムの開催などを通じて、「生物多様性の確保」の社会への浸透を図っています。



H31.2.16 開催 かがしま生物多様性シンポジウム
基調講演：「身近に潜む外来種の脅威」加藤英明氏

(2) 海洋プラスチックごみへの対応

市内には、豊かな森、里、川そして海があり、これを持続可能な利用ができるよう守っていかねばなりません。

海洋プラスチック問題は、海に面しているか面していないに関わらず、全ての自治体に取り組まなければならない問題と認識しています。

平成21年10月に施行した「志布志市ポイ捨て防止条例」により、ポイ捨ての防止を図ってきましたが、海洋プラスチック問題にもつながることで。

一方、本市は環境省が提唱している「プラスチック・スマート」に賛同し登録し、海洋プラスチックごみの減少につながる取組を紹介しています。

また、市内においても、各種団体による海岸清掃が行われています。



通山押切海岸清掃

R元.6.9開催 通山校区公民館主催

(3) 日南海岸国定公園

本市の海岸線及び枇榔島周辺は、下図のとおり日南海岸国定公園に指定されています。

鹿児島県から委嘱を受けた自然保護推進員が公園内のパトロールを行い、利用者に対して、公園内の特色についての解説、利用上のルール、マナーなどの指導そして自然保護、自然環境全般に関する情報収集を行っています。

また、平成27年度にダグリ海岸でサンゴの群落も確認されています。



【資料：環境アセスメントデータベースより】

(4) 生物多様性の観点から重要度の高い海域に抽出されている「都井岬・志布志湾周辺」

環境省は、平成 23 年度から 3 か年をかけて「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出しました。沿岸域では 270 か所、沖合表層域では 20 か所、沖合海底域では 31 か所が抽出されました。

「都井岬・志布志湾周辺」も沿岸域の一つとして抽出されています。



<特徴>

宮崎県日南市の栄松・大島周辺から志布志湾にかけての海域である。栄松地先沿岸は多年生アマモの南限である。都井岬周辺沿岸の藻場はタマナシモクが優占する（宮崎水試研報、2013）。九州南部では藻場の消失が著しく、貴重なガラモ場である。本城川河口～千野川河口の河口干潟には、多様な塩生植物に加え、タケノコカワニナ、ハザクラガイ、フトヘナタリなどの希少種が生息する（環境省、2001）。また、都井岬から志布志湾にかけての浅い海（水深 100m 以浅）は、亜熱帯大陸性の（南シナ海の沿岸にいるような）魚類相が太平洋側で唯一見られる海域である。また、志布志湾は非常に生産性が高く漁業活動も盛んである。志布志湾の河口干潟のある河口域ではシオマネキ、ハクセンシオマネキが多産する。日本在来のハマグリは健在産地でもある（環境省、2001）。

【環境省ホームページより】

(5) 国指定特別天然記念物「枇榔島亜熱帯性植物群落」

志布志湾に浮かぶ枇榔島は、志布志港の沖合約4kmにあり、周囲約4km、面積17.7ha、最高地点でも海拔83mしかない南北に細長い無人島です。

島には樹齢300～400年と推定される数千本のビロウをはじめ、180余種の暖地性及び亜熱帯性植物が繁茂しています。

島の南斜面はビロウの巨木が密生してほぼ純林をなしていますが、北斜面はスタシイ、マテバシイなどを優占種とする照葉樹林で、モクタチバナの巨樹や、気根をたれるアコウなどが生い茂っています。

ビロウはヤシ科ビロウ属の常緑高木で、高さ10～15mになり、直径1～2mの掌状の葉を多数つけ、葉柄には刺があります。

「志布志市亜熱帯性植物群落」として、特別天然記念物の国指定を受けています。

また、平成30年11月には、トビやイソチドリなど13種類の鳥類も確認されました。



枇榔島 (R元.6.4 撮影)

(6) ウミガメの上陸

通山海岸及びダグリ海岸にはウミガメが上陸・産卵します。

鹿児島県は、「ウミガメが、本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ、学術的及び文化的価値を有するものであることにかんがみ、県、市町村及び県民等（県民及び滞在者をいう。）が一体となつて、その保護を図り、もって将来の県民にこれを共有の資産として継承することを目的とする。」として、ウミガメ保護条例を昭和63年3月に制定しました。

本市も、この条例の趣旨に基づき、志布志市の海岸に上陸するウミガメ及び産卵地の保護保全、監視業務を行うためウミガメ保護監視員を委嘱し、ウミガメの保護に努めています。

また、団体による保護活動も行われています。

志布志市のウミガメの年度別上陸頭数は次のとおりです。



産卵を終えて海に帰るウミガメ
R元.6.13朝 通山押切海岸

(7) クロツラヘラサギ・コアシサシの渡来

「クロツラヘラサギ」・「コアシサシ」が、安楽川河口・通山押切海岸に渡来します。

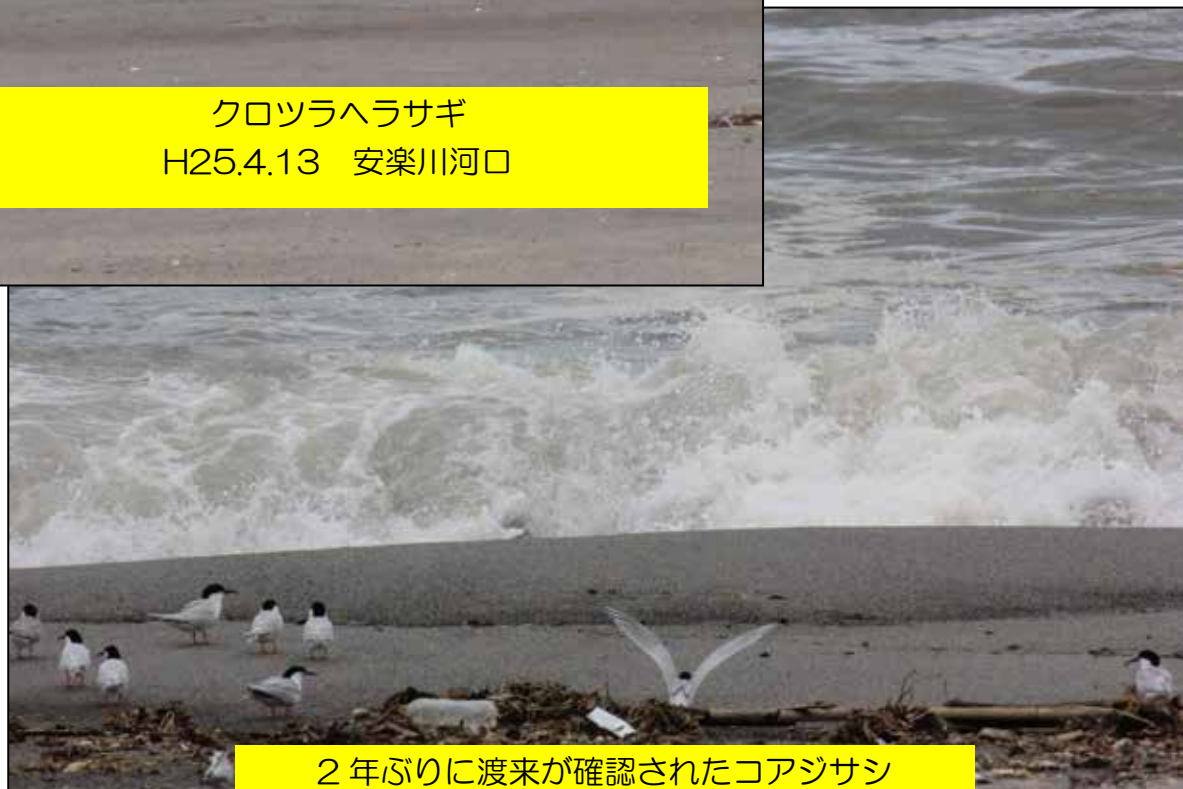
クロツラヘラサギは、東南アジアのみに生息する絶滅危惧種の渡り鳥です。

コアシサシも、絶滅危惧種の渡り鳥です。

2019年（令和元年）6月には、約150羽が確認されましたが、繁殖は確認されませんでした。



クロツラヘラサギ
H25.4.13 安楽川河口



2年ぶりに渡来が確認されたコアシサシ
R元.5.27 通山押切海岸

1章

2章

3章

4章

5章

6章

(8) 外来生物への対応

外来生物（外来種）とは、「もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生きもののこと」を言います。外来生物の多くが放されたり逃げ出したりすることによって、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼしています。

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特に「特定外来生物」として指定しています。市内でも、植物界のオオキンケイギク、オオフサモ、動物界両生綱のウシガエル、甲殻綱ハイイロゴケグモなどが確認されています。

また、メリケントキンソウも外来種ですが、これについては対策会議等を開催し、駆除についての情報共有に努めています

メリケントキンソウを知ろう!

●原産地：南アメリカ ●科名：キク科（越年1年草）
●繁殖力が旺盛な危険な植物 ●草丈は3～20cm程度

メリケントキンソウとは、

施設内を素足で駆け回ったり、芝生に手をつく際は、トゲが刺さりケガをする恐れがありますのでご注意ください。

秋



発芽

冬



成長

春



結実

夏



種子成熟

○成長サイクル

◇メリケントキンソウの生活史と駆除対策手法の適期

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
生活史	芽生え	開花(株の中心部)	結実(株の中心部) (成熟種子)		結実(緑色果実(分枝枝節))	茶褐色果実(成熟種子)		開花(分枝枝節)				
除去の手法	①抜き取り 地際付近の草を引く 根株の減少	(適期)	②除草剤の散布 散布効果により除草 回数削減	(適期)	③生育地拡大防止	(適期)	(適期)	(適期)	④危険な状態、両手袋を着用し、強靭なトゲの回収をする	(適期)	⑤枯死	(適期)



トゲ(種子)は、熟すとバラバラになりやすく、カブトガニのような形をしている。



トゲが手に刺さり怪我

●似た種との見分け方

シマトキンソウやカラクササズナと似ていますが、メリケントキンソウは、

- 先端の葉が細長く明るい
- 枝切れし毛が多い
- 果実は株の中心～成長し分岐した枝に多量につく

《施設を利用する皆さんへのお願い》

- 入・退場時は靴裏をチェックしましょう!(靴底等に付着した種子は取り除いてください)
- 利用前10分間の草取りをしましょう!

メリケントキンソウの繁殖防止にご協力ください!

志布志市



靴の裏に刺さり分布拡大

【作成及び提供者：窪健一氏】

9 志布志市の水環境

(1) 豊富で良質な地下水

シラス台地に降った雨は、シラス（入戸火砕流堆積物）を通り抜けた後、ボラ（大隅降下軽石層）とよばれる軽石層や砂礫層中など空隙の多い箇所を集り、再び台地の末端で湧水となります。

この浸透の過程で汚れが落ち、岩石のミネラルが溶け、良質な地下水となります。

地下水の得やすい台地崖下の低平地には集落が発達しました。その一例の志布志麓湧水群一体は鎌倉～戦国時代の武家屋敷となりました。現在、本市の水道水源の多くは地下水に頼り、湧水地は市民の憩いの場となっています。

このように市内では、地形や地質構造に起因した台地内の豊富な地下水を背景に町・文化・歴史がつくられ、市民生活を支えています。

また、平成の名水百選の「普現堂の湧水源」をはじめ、「湧水」が私たちの周りにたくさん点在しています。

さらに、市内を流れる安楽川及び前川は、国指定天然記念物「カワゴケソウ科植物」の生息地となっています。

一方、農業、養殖業などの基幹産業も地下水に支えられているといっても過言ではありません。

生活水のほとんどを地下水に依存している私たちは、次の世代にきれいな水、豊かな水を守り、残せるよう経済と環境の持続可能な発展を図ることに努めなければなりません。



Water Project

今こそ考えよう。みんなの水と未来。

平成26年4月に「水循環基本法」が公布されました。

環境省は、これを受けて水環境の保全や水の大切さについて、改めて国民に知ってもらい、一人一人ができることを考えていってもらいたいと、官民連携によるWater Project（ウォータープロジェクト）を発足しました。

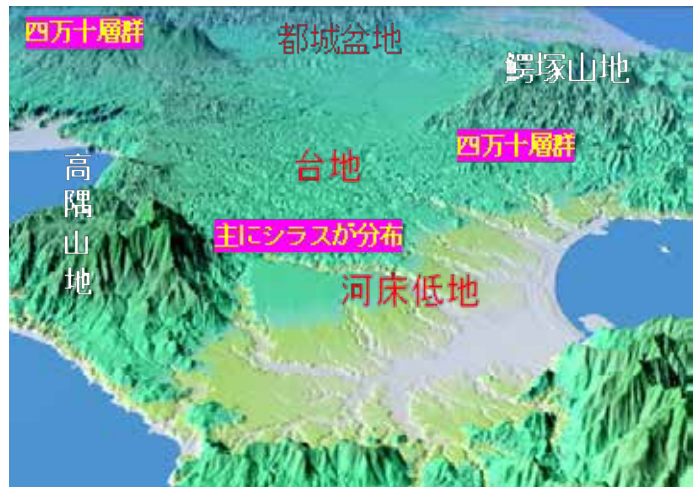
ウォータープロジェクトとは、健全な水循環、水資源の重要性の理解、「水の日（8月1日）」を広く国民に啓発することなどで、国民共有の財産である水資源を保全し、その恵沢を将来にわたって享受していくことを目的としています。

志布志市も参加しています。

(2) 地形と地質

① 「地下水を湛えるシラス台地」

霧島山系末端から都城盆地を経て志布志市まで広がる低地～台地はシラス台地と呼ばれ、約2万年前に今の錦江湾から噴火した入戸火砕流堆積物（シラス）が覆っています。この堆積物は透水性が良く、多くの地下水を蓄えることができます。一方、志布志市の左右には四万十層群という水を通し



難い地質からなる山地が囲んでおり、地下水の器となっています。

つまり、志布志市は四万十層群という大きな器に入ったシラスに地下水が胚胎しています。

志布志市の地形・地質

- ・鹿児島県南東部の大隅半島中央～東端に位置する
- ・主な地形は山地と台地(シラス台地)で、河川沿いに低地が広がる
- ・山地部分は四万十層群、台地・低地はシラス(入戸火砕流堆積物※)が主に分布

※入戸火砕流堆積物: 2万5千年前の始良大噴火の噴出物。このときに桜島・鹿児島湾を含む始良カルデラが形成

【資料：平成 19 年度地下水汚染対策検討調査業務より】

② 「湧水・水源」

このシラス台地を河川が下刻し、地下水が地表に顔を出したのが湧水です。下図は志布志市の水源マップですが、このほか市内には42地点の湧水が確認されています。このいずれもが志布志市市民の生命に係わる重要な地点と考えています。



【資料：平成19年度地下水汚染対策検討調査委託業務報告書より】



平成の名水百選「普現堂の湧水源」

③ 「地下水は流れている」

雨が地中に染み込んで地下水となりますが、この地下水は台地の中を、上流から下流へと流れていきます。



下図は平面的な地質分布です。地下水を湛えるシラス（入戸火砕流堆積物）と、黄緑色が地下水の入れ物（四万十層群）です。

➡は、地下水の流れを示しますが、大局的には地下水は北から南に流下し、局所的には沢方向に流れています。



図- 5.3.7 想定される地下水の平面的な流れ

【資料：平成 19 年度地下水汚染対策検討調査業務より】

④ 堰^{せき}

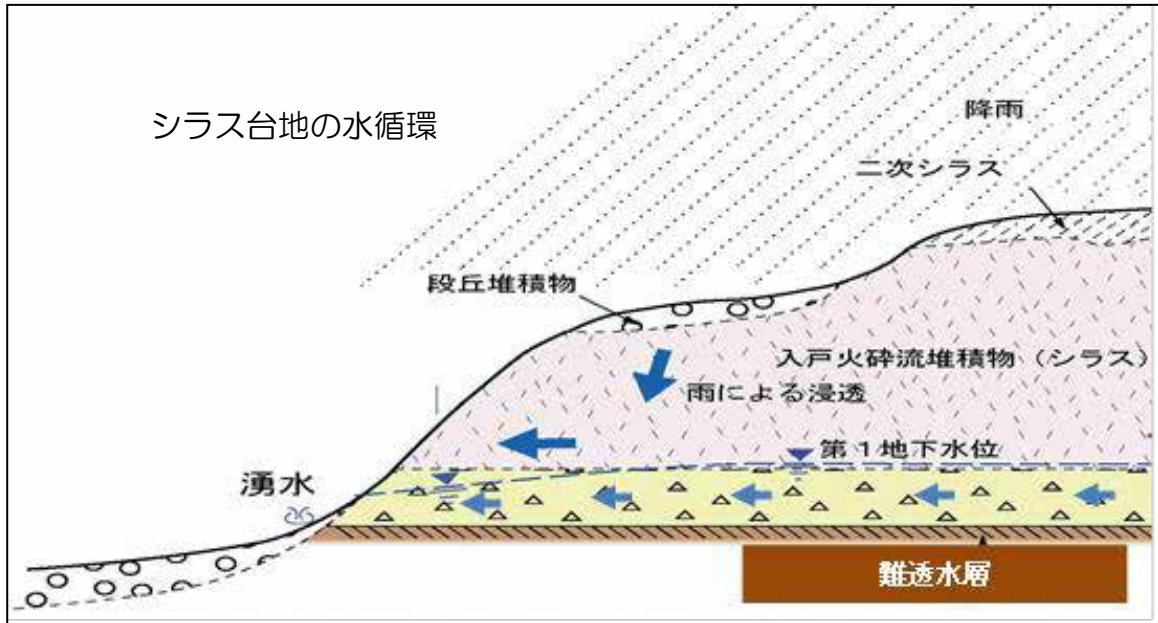
堰は田畑を潤しているだけでなく、地下水の涵養源にもなっています。



【資料：「昭和 24.6.5 野井倉開田通水式当日、野井倉甚兵衛翁 27 号隧道出口（有明町野井倉東谷）小舟にて下らる」野井倉土地改良区より】

⑤ 湧水の水質保全に向けて

文献では、シラスの水循環（大地に浸透した雨水が湧水に至るまでの期間）は約10年です。志布志市の場合は、湧水地が崖下にある場合が多いため、10年よりも短く、湧水の水質保全は直近の台地上の保全が重要だと言われています。



【資料：平成 19 年度地下水汚染対策検討調査委託業務報告書より】

(3) 河川

① 市内の5河川

市内には、志布志湾に注ぐ5つの河川があります。

源流から河口まで本市で完結し、志布志湾に注ぐ「前川」

源流が都城市にあり、曾於市・本市を流れ志布志湾に注ぐ「安楽川」

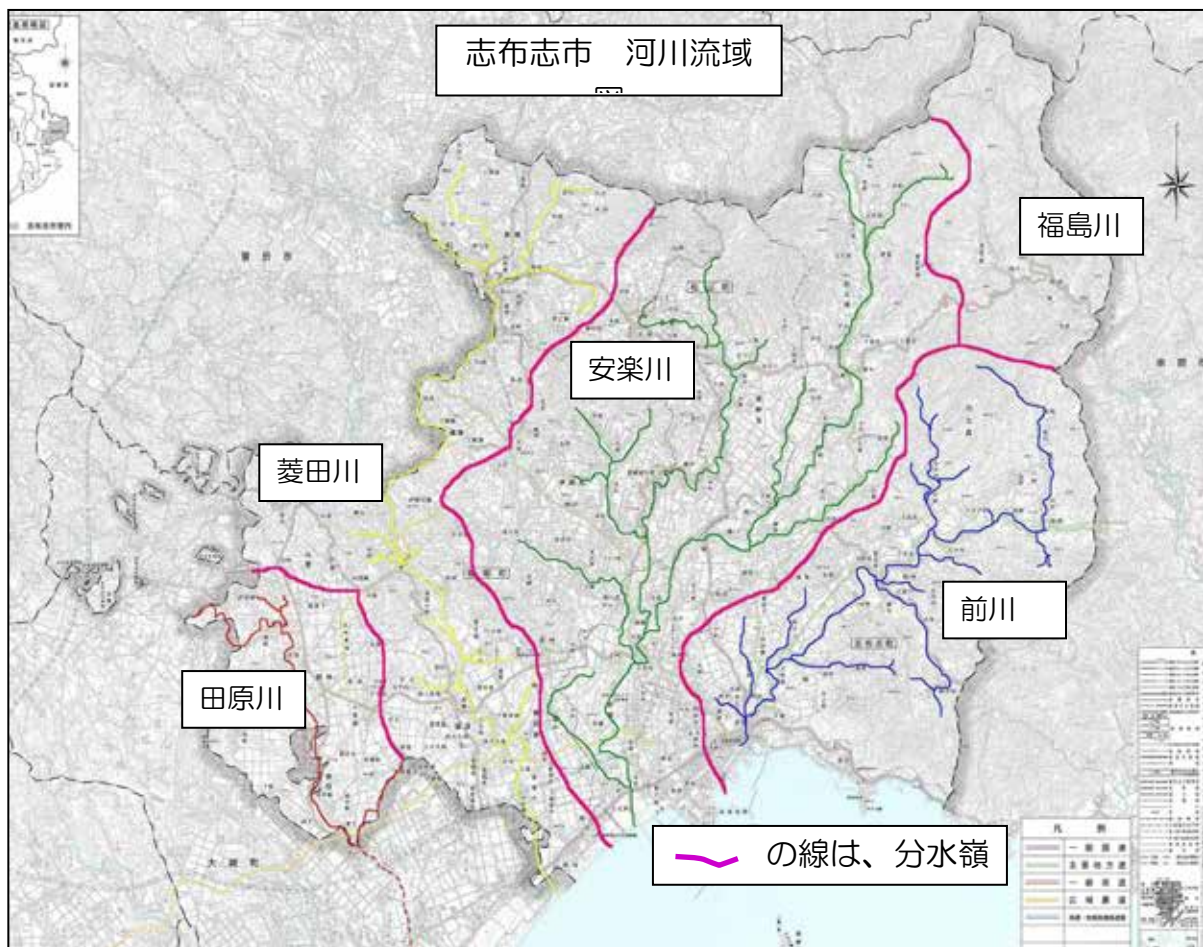
源流が霧島市にあり、曾於市・本市を流れ志布志湾に注ぐ「菱田川」

源流が大崎町野方にあり、本市を流れ大崎町から志布志湾に注ぐ「田原川」

源流が本市四浦地区に位置し、串間市を流れ志布志湾に注ぐ「福島川」

これらの河川は谷部ではシラス台地を網脈状に削り込み、いくつもの支川を持っています。これらの河川は、上流から流れてくるだけではなく、台地下部からの湧水を集めながら流下していきます。

福島川を除く市内4河川には、住民、事業者、関係機関で構成される「河川浄化対策協議会」が組織され、情報交換及び河川浄化対策が協議されています。



【資料：市民環境課作成】

② 志布志のカワゴケソウ科植物生育地

カワゴケソウは熱帯地方の河川の急流に生育する水性の顕花植物です。主たる産地は赤道周辺であり、フィリピン・台湾・琉球では見られません。43属 177種4変種のうち、日本では2属7種が知られ、鹿児島県及び宮崎県に生育しています。県内の生息地は、久富川（薩摩川内市宮之城）、川内川（伊佐市）、万之瀬川（南さつま市加世田）、馬渡川（南九州市穎娃）、神川（錦江町大根占）、雄川（南大隅町根占）、一湊川（屋久島町）、前川・安楽川（志布志市志布志町）です。

本市には、カワゴケソウ属カワゴケソウ（安楽川）、ウスカワゴロモ属ウスカワゴロモ（安楽川・前川）が河川の中流域に生育しています。ウスカワゴロモの自生地は国内唯一のものであり、特に安楽川においては、ウスカワゴロモとカワゴケソウが同一の河川の同一の箇所共生していて、世界的にも希少な地域となっています。

なお、「志布志のカワゴケソウ科植物生育地」は、平成22年2月に国指定天然記念物として指定されているとともに、「志布志のカワゴケソウ類の生育河川」として、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。



ウスカワゴロモ（安楽川・前川）



カワゴケソウ（安楽川）

10 公共用水域等の水質の保全

本市は、公共用水域の水質保全の観点から、生活排水の汚水処理は、農業集落排水事業の区域内は農業集落排水施設への接続を、農業集落排水事業の地域外は合併処理浄化槽への転換を推進しています。

(1) 合併処理浄化槽への転換

汲み取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置者に対し、設置補助金を交付しています。

これまでの整備基数は、下図のとおりです。



【資料：市民環境課作成】

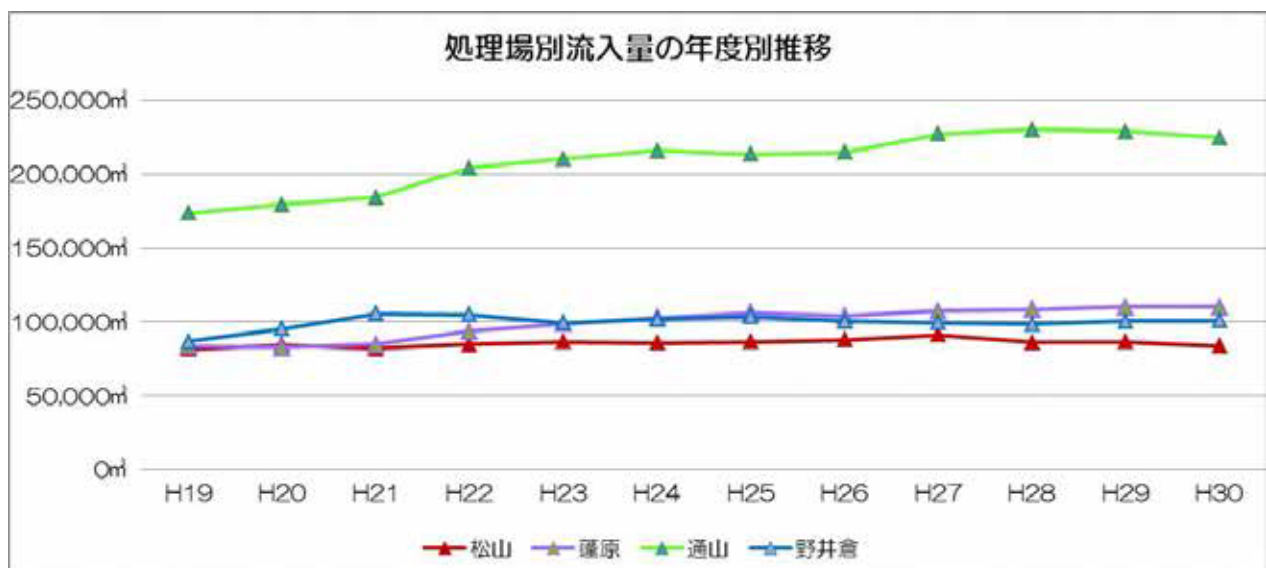
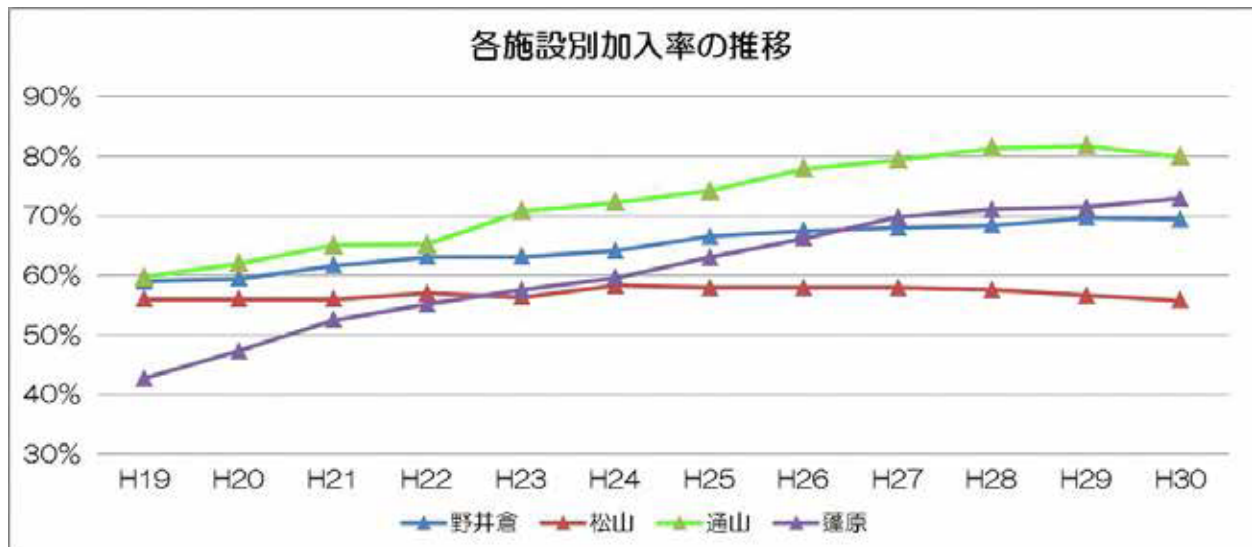
(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、野井倉、松山、通山及び蓬原の4地区で実施しています。

供用を開始し、20年を経過している施設もあり、加入促進と適切な維持管理に努めています。

地区名	計画戸数	供用開始
野井倉	412	平成7年4月
松山	563	平成9年7月
通山	946	平成10年4月
蓬原	560	平成15年3月

各施設への加入状況と各処理場への流入量の推移は、次のとおりです。



【資料：市民環境課作成】

(3) 公共用水域保全事業の実施

公共用水域の水質汚濁の原因の除去を図るため、平成19年度から専用住宅の既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽又は農業集落排水事業の排水施設に接続した者に補助金を交付しています。



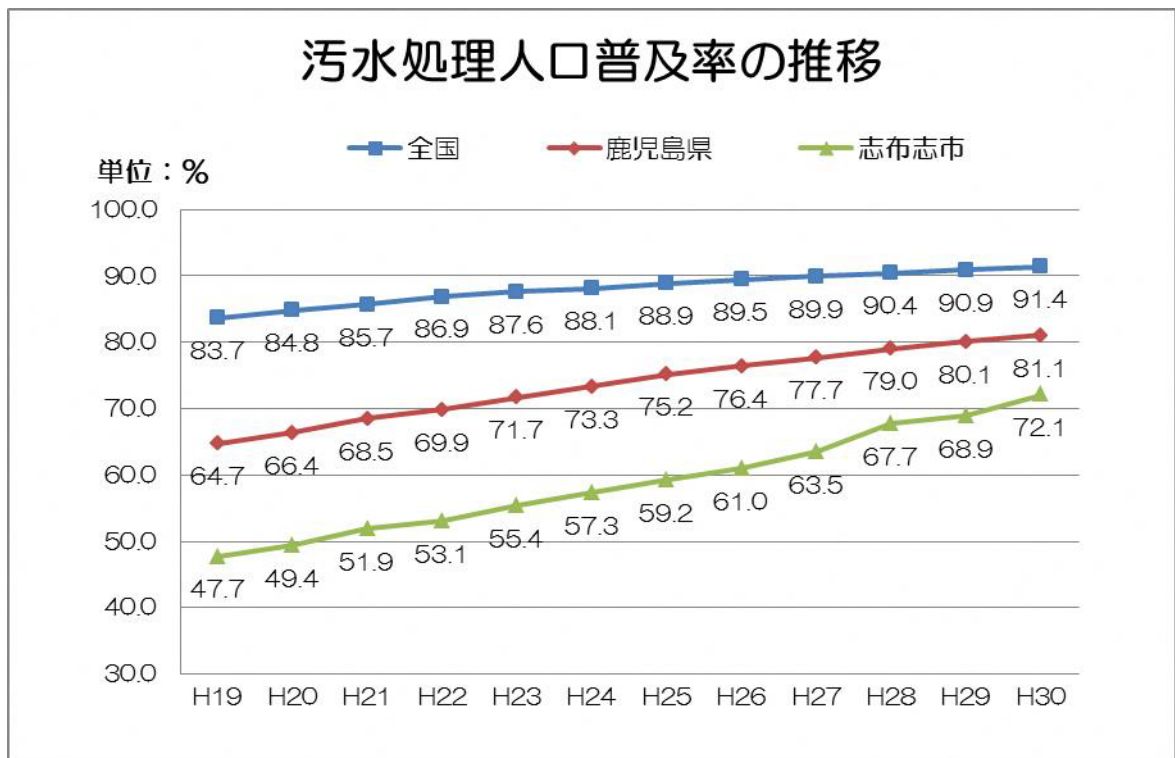
【資料：市民環境課作成】

(4) 汚水処理人口の推移

「汚水処理人口」とは、合併処理浄化槽を設置している者又は農業集落排水施設に接続している者の人口です。なお、普及率は汚水処理人口を住民基本台帳人口で割った数値です。

なお、全国平均及び鹿児島県平均との比較は、次のとおりです。

本市の汚水処理普及率は平成 30 年度 72.1%で、全国平均よりも約 20%低い状態で、更なる努力が必要です。

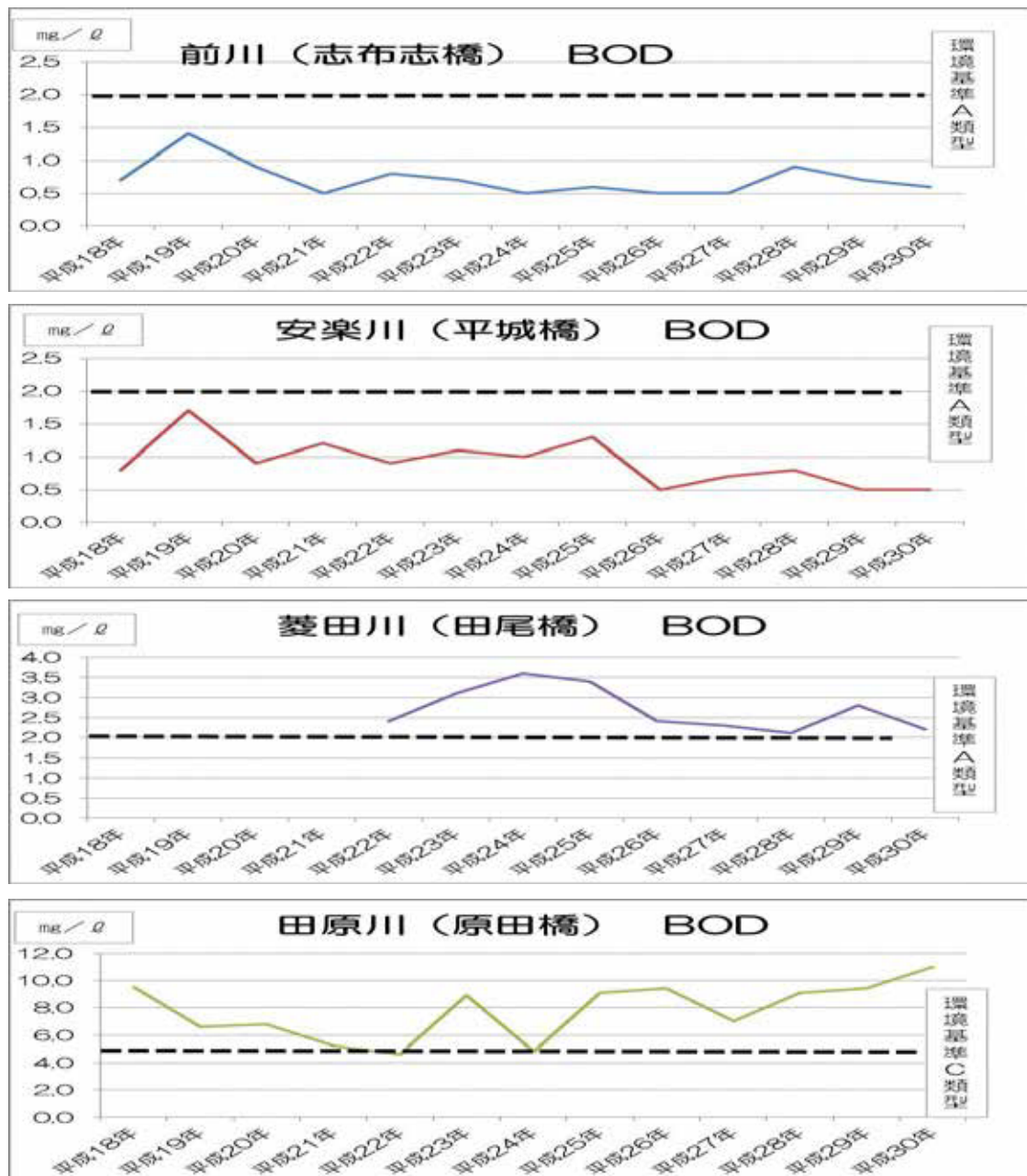


【資料：市民環境課作成】

11 水質

(1) 河川の水質

市内の4河川の水質は、次のとおりです。環境基準であるBOD値について、前川及び安楽川は環境基準A類型をクリアしていますが、菱田川はA類型をオーバーし、田原川においては環境基準C類型を満たしていません。菱田川及び田原川においては上流域の市町も含めた原因把握と対応策の協議が必要です。



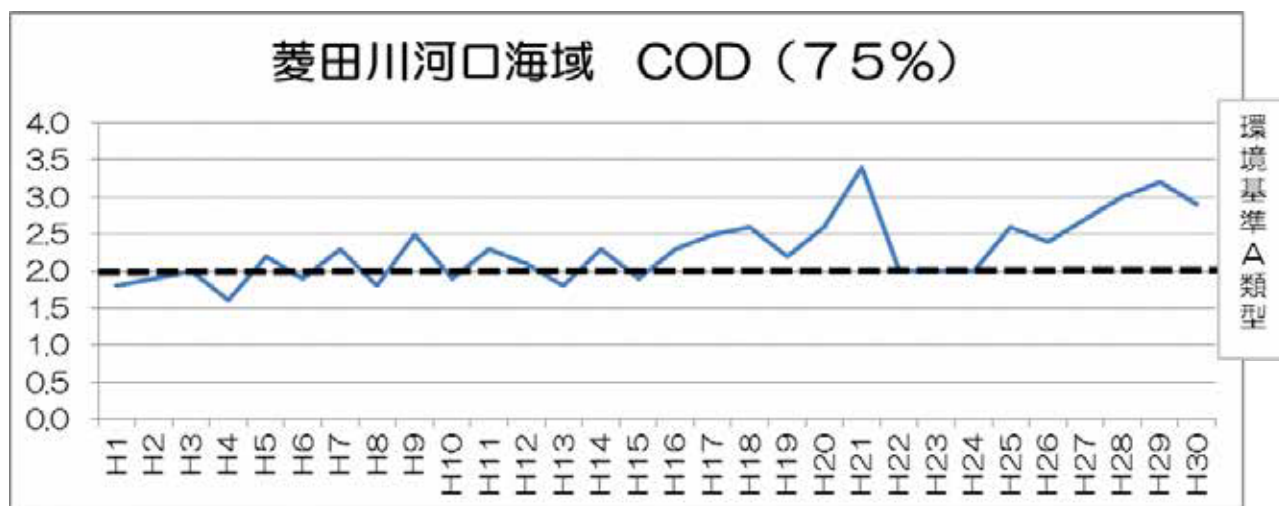
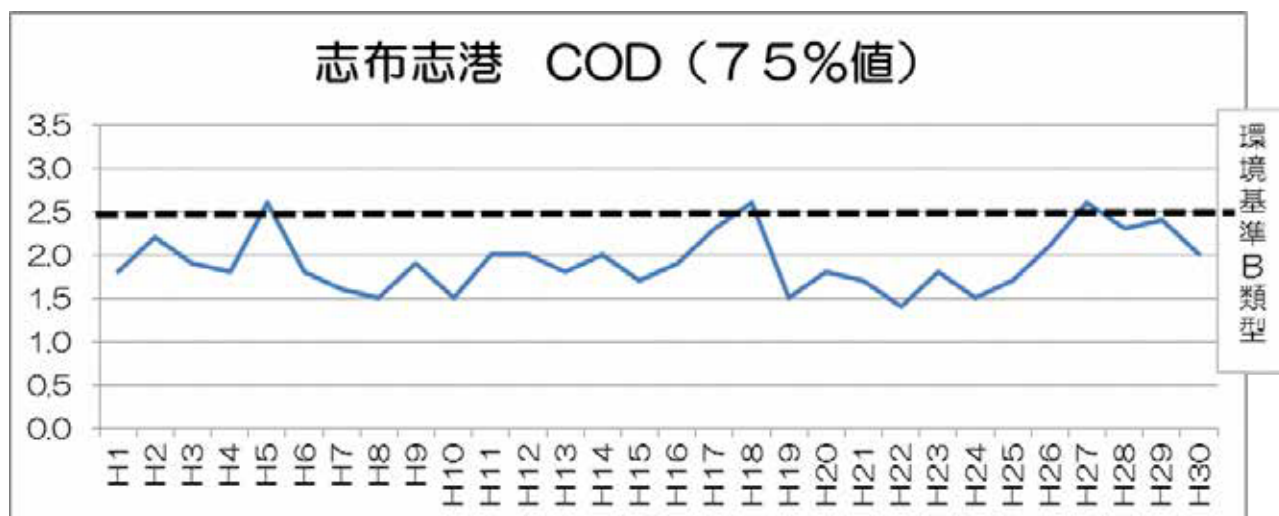
【資料：「志布志市河川水質調査」より志布志市市民環境課作成】

※BODとは、生物化学的酸素要求量のこと。河川水や工場排水中の汚染物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。なお、数値は75%値です。

※菱田川（田尾橋）は、平成22年度から水質検査を開始しました。

(2) 海域の水質

志布志湾の水質は、次のとおりとなっています。



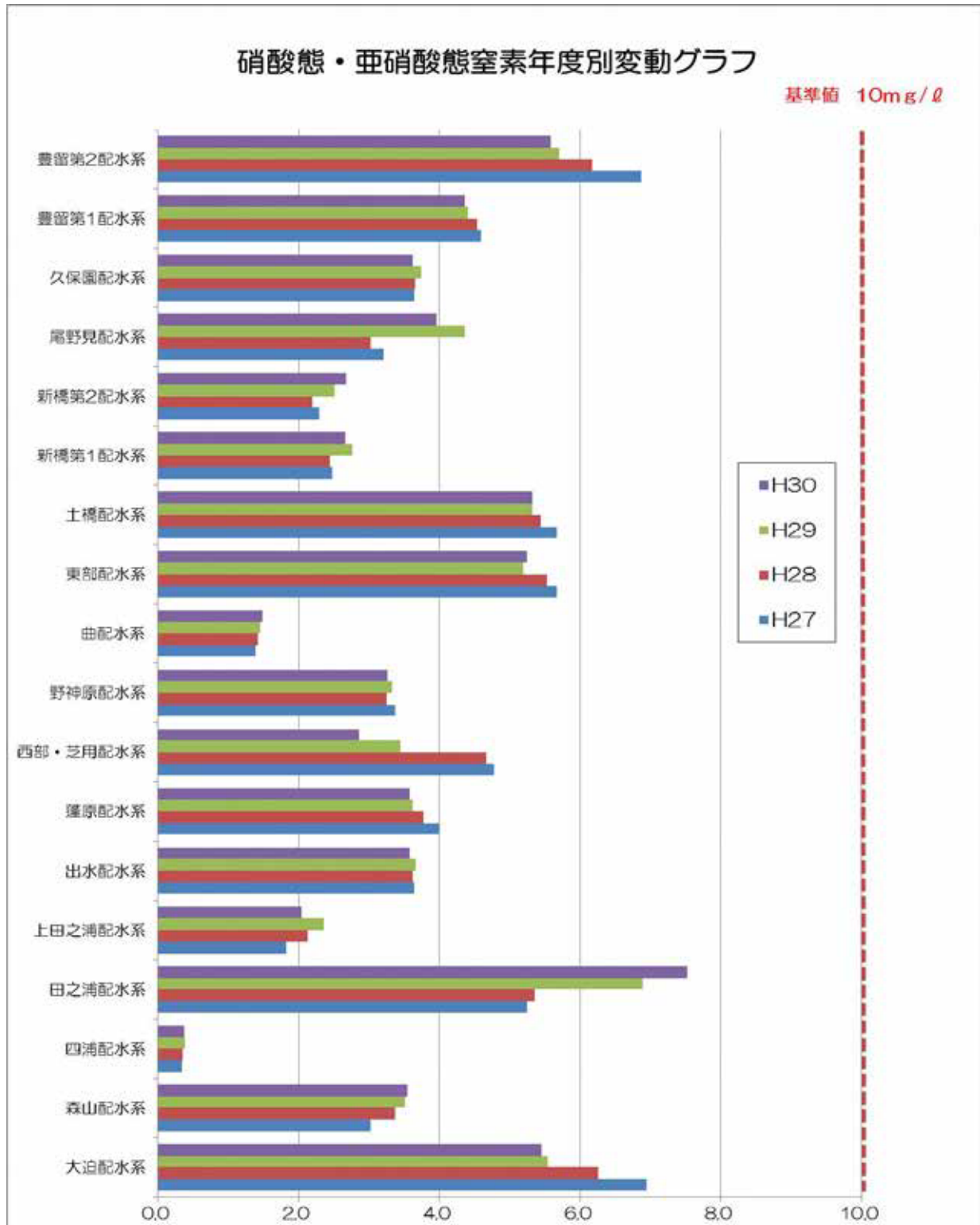
【資料：「鹿児島県水質保全課資料」より志布志市市民環境課作成】

※CODとは、化学的酸素要求量のこと。水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものです。この値が大きいほど水中の有機物が多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向があります。

(3) 水道水源の硝酸性窒素濃度

地下水の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準及び水道法の「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の水質基準は、いずれも「10mg/ℓ以下」です。

下図は、水道水源の数値ですが、いずれも基準値内です。



【資料：水道課より】

第5節 環境教育

1 学校での環境教育

環境教育については、平成27年3月に策定された「志布志市教育振興基本計画」に沿って行われています。

小・中・高等学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間を中心に、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全のバランス、環境に配慮した消費生活等について、全ての児童生徒が学習しており、その中で、全ての小・中学校で体験的な活動を取り入れています。



R元.7.17 志布志中学校で行われたごみ分別の学習

2 環境学習会

市の環境施策への理解と協力をもらうため、市衛生自治会と協働して、市民に対し出前講座形式で「環境学習会」を実施しています。平成30年度は72件実施しています。

この環境学習会では、主に次のことを話しています。

- ごみ分別及び再資源化の必要性と協力依頼
- 最終処分場の現状周知
- 地球温暖化の現状と一人ひとりの取組の重要性についての周知
- 海洋プラスチック問題の周知と一人ひとりの取組の重要性についての周知
- 食品ロスの削減（30・10運動の周知も含め）に関すること
- 不法投棄の現状と防止への協力依頼
- 野焼き禁止の周知
- 外来種とその対策の周知
- 動物愛護の周知



環境学習会（H31.2.25 社会福祉協議会「高齢者サロン」）

第6節 環境保全活動などを行っている団体・個人

1 志布志市衛生自治会

環境保全及び衛生思想の普及などに努め、市民が健康で快適な衛生的かつ良好な環境の中で生活できるようにすることを目的としています。

志布志市廃棄物処理基本計画の中で、「市内に居住する人は、いずれかの単位衛生自治会に加入してごみを排出します。」と規定しており、市と協働して、市民の確実なごみ出しを推進しています。

環境美化の啓発と実践、環境学習会の実施、資源ごみから得られる益金の配分、指定ごみ袋の製造販売などを行っています。



「同じ時間に、教えあって」

資源ごみの排出日

R元.10.10 野井倉衛生自治会ごみステーション

2 環境省環境カウンセラー

環境省は、社会を構成する各主体の環境保全に関して担うべき役割及び環境保全活動の有する意義の理解を増進するとともに、その自主的な取組を促進し、もって全ての主体が環境保全活動に参加する社会の実現に資するため、「環境カウンセラー登録制度」を設けています。

環境カウンセラーとは、市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言など(=環境カウンセリング)を行う人材として、環境省に登録されている方々です。



児童に説明する環境省環境カウンセラー
(トノサマガエルで環境学習 R元.9.26 田之浦小学校)

3 自然公園指導員

環境省は「自然公園指導員」を設置し、国立公園及び国定公園の保護と適正な利用の推進のため、公園利用者に対し公園利用の際の順守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに必要な情報収集及び提供を行っています。



「キイレツチトリモチ」を確認する自然公園指導員



「キイレツチトリモチ」は、鹿児島県の準絶滅危惧種です。
ツチトリモチ科の1年生の寄生植物で、葉緑体を持たないために光合成ができず、トベラやネズミモチなどの根に寄生します。
10月下旬から11月中旬にかけて、高さ3～11cm、直径約2cmの円筒形で淡黄色の花茎を出します。
鹿児島市喜入町で初めて発見されたことから、この名前があります。
(鹿児島県博物館 HP より)

4 自然保護推進員

鹿児島県は自然公園のある市町村に「自然保護推進員」を設置し、自然保護思想の普及・高揚及び自然の保護並びにその適正な利用を推進しています。

5 希少野生動植物保護推進員

鹿児島県は「希少野生動植物保護推進員」を設置し、県内に生息し又は生育する希少野生動植物の保護、及び保護に必要な啓発、調査、助言等を行っています。

6 外来動植物対策推進員

鹿児島県は「外来動植物対策推進員」を設置し、外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する必要な助言又は指導、啓発活動その他の活動を行っています。



通山押切海岸を見回る自然保護推進員

7 動物愛護推進員

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、鹿児島県は「動物愛護推進員」を配置し、犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めることなどの活動をしています。



犬・猫の里親探しの会（R元.11.10）

「犬・猫の里親探しの会」は奇数月の第2日曜日に開催されています。

8 ウミガメ保護監視員

市は、鹿児島県ウミガメ保護条例の趣旨に基づき「ウミガメ保護監視員」を設置し、市内海岸に上陸するウミガメの保護、監視その他自然環境の保全を行っています。



「ペチャクチャナイト」でウミガメの生態について発表するウミガメ保護監視員

9 NPO オアシス水環境研究会

鹿児島県における水環境の実態調査や研究に関する事業を行い、一般住民や農業者・企業に対して、水環境の実態を知らせ、水の環境保全についての意識と関心を高め、水環境汚染源の軽減策の構築に寄与することを目的としています。

平成 26 年 5 月に「鹿児島湧水百科—鹿児島水物語」を出版し、更には平成 30 年 12 月に「未来の子どもにきれいな川を—志布志市・大崎町内河川実態調査報告」を出版し河川水質浄化対策に関する提言を行っています。



菱田川の源流探検

10 メダカの学校志布志分校

平成4年に開校し、メダカを育て川にかえす運動をしています。

また、毎年夏休みに、志布志ロータリークラブ、志布志みなとロータリークラブ及び公益財団法人新大隅青年会議所と連携し、前川で「志布志の川で遊ぼう」をテーマに、野外活動を実施しています。

「子ども達が故郷の自然に親しみながら、故郷を思いやる気持ちを育てられる」よう楽しい活動を続けていきたいとしています。



「志布志の川で遊ぼう」(R元.8.4、前川)

主催：メダカの学校志布志分校

連携：志布志ロータリークラブ

志布志みなとロータリークラブ

公益財団法人新大隅青年会議所

11 亀ん子クラブ

通山小学校の児童が中心になって、生命尊重・自然保護・郷土愛の精神を高めることを目的として、ウミガメの孵化（ふか）や放流などの活動を行っています。

令和元年は、4頭分の産卵した卵を校内にある孵化場に移し孵化したウミガメを放流しました。

新聞で紹介されました

ウミガメの上陸・産卵は、今年度、計4回ありました。

9月23日（月）、運動会の日朝、最後の孵化がありました。今回は90匹の子ガメがかえりました。同日夕方、押切海岸で海に放しました。

（令和元年9月28日 南日本新聞掲載）

**ウミガメ90頭
児童らが放流**
志布志市の押切海岸で23日、近くの小学校の児童らがふ化したばかりのウミガメの子ガメ90頭を放流した。「大きくなって帰ってきて」と願いを込めていた。

8月1日に同海岸で産卵があり、近くの通山小学校の校庭の一角にあるふ化場に移植。9月23日朝までにかえった。放流には同校など市内の小学校の児童や保護者、住民ら約60

人が参加した。ウミガメ保護監視員が放流の方法を説明した後、児童らは砂浜の波打ち際に並んで一斉に子ガメを放ち、海に入るまで見届けた。通山小6年の瀨田未遥さんは「手をパタパタさせて小さくてかわいかった。大きくなってまた卵を産みにきてほしい」と話した。

（永野雄一）



波打ち際に子ガメを放す子どもたち
＝志布志市の押切海岸

12 河川浄化対策連絡協議会

河川浄化について、情報交換とその対策について協議しています。地域の代表者、事業者、警察署、その他関係行政機関が参加しています。



R元.11.11 開催 志布志市河川浄化対策連絡協議会

13 Save Sea Turtle

ウミガメの保護を目的として、平成 27 年に「海が好きな人」が集まって結成されたボランティアグループです。ウミガメの産卵調査、子亀の孵化（ふか）調査、砂浜調査、環境講話、海遊びなどのイベントを主催しています。

ごみが、ウミガメの上陸や子亀の脱出の邪魔にならないように、毎月海岸清掃を実施しています。

ウミガメが産卵できる環境と、いつまでも裸足で遊べる砂浜を残すために楽しく活動しています。



第 2 回ゴミ輪ピック DAGURI BEACH CLEAN PROJECT
ダグリ海岸

R元.8.24 開催 Save Sea Turtle 主催

14 ふるさとづくり委員会

市内には各小学校区ごとに「ふるさとづくり委員会」が結成されています。

それぞれのふるさとづくり委員会は、環境美化、伝統芸能の継承、公園整備、新規産業創設など地域の細かな問題解決と新たな取組により、地域の振興を図っています。

その中で、蓬原地区ふるさとづくり委員会は、休耕田をビオトープ（生物生息空間）として再生するため「ふいやしき公園」と名付け、大賀ハスを植えるなどの取組をしています。

また、付近には多くの希少な野生動植物が見られ、自然生態系の豊かさが残っていることを情報発信しています。



有明町蓬原中野にある「ふいやしき公園」



5月から7月にかけて美しいハスの花が見られます

15 有明茶 IPM（総合的病害虫管理）研究会

お茶の産地として、組織的に農薬代替技術の実証へ取組、農薬だけに依存しない防除技術を確立し、安心安全なお茶を製造していくことを目的としています。

実績検討会や研修会を開催し、資質向上に努めています。



てんとう虫は、茶畑で害虫と戦っています。



会員による多条件下での実証試験の結果、畑地かんがい用水を利用したクワシロカイガラムシの密度抑制技術を確立しました。

クワシロカイガラムシはお茶の樹幹内に生息する難防除害虫です。密度が多くなると樹が枯れてしまいます。防除コストの削減と省力化が望まれていました。

密度抑制技術の確立により、防除薬剤の使用量の減及び省力化が図られました。

16 農業用廃プラスチック協議会

農業用廃プラスチック類の適正処理を図るため、年3回地区別に集合回収を実施しています。



農業用廃プラスチック類の回収
H30.11.7 JA あおぞら伊崎田 FA 茶工場

1
章

2
章

3
章

4
章

5
章

6
章

17 志 Tourismus協議会

平成 23 年 11 月に設立。本市の恵まれた自然環境や農林漁業資源並びに史跡や文化等を活かした特色ある滞在・体験型余暇活動（Tourismus）を創出し、都市農村交流を図るとともに地域の活性化に寄与することを目的としています。

会員は、約 20 名。修学旅行生や一般客の宿泊・日帰りの受入れを行ったり、農業体験、史跡巡り、ごみ分別の体験などを行っています。



農家民泊でフラワーアレンジメントを提供

18 多面的機能発揮促進法に基づく団体

「農業の有する多面的機能の発揮を促進する法律」（多面的機能発揮促進法）が平成27年4月施行され、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、「日本型直接支払」の取組が法律に位置付けられました。

「多面的機能支払」制度は、農地や農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる取組に対し交付されます。本市にも「守ろう農地・水・環境」のスローガンの下、26の団体が結成され、農地の法面の草刈りや排水路の整備、植栽活動など多彩な取組が行われています。

また、「環境保全型農業直接支払」制度は、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組に対し交付されます。地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果があります。市内では志布志有機茶研究会や志布志市有機部会など4団体が認定を受けています。



水土里（みどり）サークル「てのもんそ会」（松山町泰野）
によるホタルの里づくり事業（H30.10.13）

「てのもんそ会」は、「多面的機能支払」制度により、農地・農道・用排水路の維持管理のほかにホタルの放流などを行っています。特に、ホタルの放流については、以前はホタルが飛び交っていたことからそのような自然を回復したいということで取り組んでいます。

19 しぶし自然愛好会

自然に親しむことを目的に結成されています。会員（29名）による年10回程度の観察会の実施や年1回市民に呼びかけての観賞会を実施しています。

令和元年度は「フクロハイゴケ」と「とどろ渓谷」の観賞会を実施しました。ごみ拾いも同時に行っています。



R元.12.1 とどろ渓谷観賞会

第7節 志布志市の環境政策のこれまでの歩み

年月	内容
昭和39年4月	旧志布志町衛生自治会を設立
昭和40年4月	旧志布志町が、ごみ収集及び大師処分場で埋立処分を開始
昭和45年4月	旧松山町が、ごみ収集及び井手間処分場で埋立処分を開始
昭和48年4月	旧有明町が、ごみ収集及び旧野神処分場で埋立処分を開始
	旧有明町・大崎町・旧志布志町（以下、「曾於南部3カ町」という。）で、し尿処理を行う
昭和52年4月	大崎町が、旧野神処分場で共同処理を行う
昭和57年4月	旧志布志町が、大師処分場を閉鎖 旧志布志町が、旧野神処分場の共同処理に加わる
昭和58年4月	曾於南部3カ町で、一部事務組合「曾於南部ごみ処理組合」を設立
昭和60年4月	曾於南部3カ町で、し尿処理、老人ホーム、火葬場及びごみ処理事務を一括して共同で行うため、「曾於南部厚生事務組合」を設立
平成2年7月	曾於南部厚生事務組合が、一般廃棄物最終処分場（管理型、埋立量72万立方メートル、通称「清掃センター」）を新設し、供用開始 曾於南部厚生事務組合が、旧野神処分場を閉鎖
平成7年4月	農業集落排水事業野井倉地区供用開始 家庭用焼却炉設置助成事業開始（平成9年度まで実施）
平成9年4月	農業集落排水事業松山地区供用開始
平成10年4月	農業集落排水事業通山地区供用開始
平成10年7月	旧志布志町及び旧有明町が、空き缶を「資源ごみ」として分別収集開始する。中身の見える「資源ごみ袋」を作成。従来の埋立処分されるごみを「一般ごみ」と呼ぶことにする
平成10年10月	旧松山町衛生自治普及会を設立 旧松山町が、16種類の分別収集を開始
平成11年4月	旧志布志町及び旧有明町が、ペットボトルを「資源ごみ」として追加し、分別収集を開始
平成11年4月	旧松山町が、旧末吉町クリーンセンターへの可燃ごみ搬入を開始
平成11年10月	旧志布志町及び旧有明町、透明な「一般ごみ袋」を作成

年月	内容
平成 12 年 4 月	旧各町が、容器包装リサイクル法施行に伴い、容器包装にとらわれず本格的に「資源ごみ」として分別収集開始する（1.空き缶 2.生きビン 3.無色ビン 4.茶色ビン 5.その他のビン 6.ペットボトル 7.ダンボール 8.新聞紙 9.チラシ 10.雑誌 11.雑古紙 12.コピー紙 13.飲料紙製容器 14.紙箱・包装紙 15.蛍光灯 16.乾電池 17.古着・古布類 18.廃食油 19.プラスチック製容器包装）
平成 13 年 4 月	旧志布志町及び旧有明町が、20.シュレッダー紙 21.その他の紙製容器・包装紙・袋 22.スプレー缶・カセットボンベ 23.雑金属（鍋、やかん、鎌など）を「資源ごみ」として追加し、分別収集を開始
平成 13 年 7 月	旧有明町通山自治会で、モデル的に「生ごみ」収集を開始
平成 14 年 4 月	旧志布志町及び旧有明町が、24.割り箸等を「資源ごみ」として追加し、分別収集を開始
平成 14 年 7 月	旧有明町 2 自治会の「生ごみ」収集を追加
平成 15 年 4 月	農業集落排水事業蓬原地区供用開始
平成 15 年 5 月	旧有明町衛生自治会を設立
平成 15 年 11 月	“我が家から始めようエコライフ 55” 運動を開始 マイロードクリーン大作戦を開始
平成 16 年 4 月	旧志布志町が、25.生ごみを「資源ごみ」として、分別収集を開始
平成 16 年 7 月	旧有明町が、25.生ごみを「資源ごみ」として、分別収集を開始し、“サンサンひまわりプラン”を実施 旧有明町が、収集体系の見直しを行う。1.～24.までの資源ごみは月に 1 回もしくは 2 回収集、25.生ごみは週 3 回収集、26.一般ごみは週 1 回収集、27.粗大ごみを月 1 回収集にする
平成 17 年 7 月	旧志布志町及び旧有明町が、28.陶器類を「資源ごみ」として追加 「第 1 回ひまわりまつり」を開催する
平成 17 年 12 月	旧松山町が、旧末吉町クリーンセンターへの可燃ごみ搬入を終了
平成 18 年 1 月	旧松山町、旧志布志町及び旧有明町が市町村合併し「志布志市」となる
平成 18 年 2 月	松山町地区が、25.生ごみ分別収集を開始 井手間処分場を閉鎖し、井手間資源ごみ収集所を設置
平成 18 年 4 月	志布志市衛生自治会設立 「お帰りなさい牛乳パック君」の取組を開始 「おじゃったもんせクリーン大作戦」を開始

年月	内容
平成19年3月	志布志市環境基本条例を施行 志布志市バイオマスタウン構想を公表する 志布志市地球温暖化防止行動実行計画を策定
平成19年4月	公共用水域保全事業を開始 共生協働ごみゼロまちづくり事業実施し、地域通貨「ひまわり券」を発行
平成19年7月	粗大ごみの戸別収集を開始
平成19年10月	「買い物からごみ減らし円卓会議」を開始 “掘り出し物市”を開始する（毎月第2週月曜日開催）
平成20年4月	「地球環境を考える自治体サミット」を開催
平成20年10月	「志布志市モデル」海を渡る フィジー国廃棄物減量化・資源化促進プロジェクトに参加
平成21年2月	「循環・共生・参加まちづくり表彰」環境大臣表彰
平成21年10月	「志布志市ポイ捨て防止条例」を施行 市内一斉のレジ袋有料化を実施
平成23年5月	JICA草の根技術協力事業「フィジーを中心とした大洋州における志布志市ごみ分別モデルの推進」平成26年3月まで
平成26年7月	JICA草の根技術協力事業「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」平成29年3月まで
平成28年5月	使用済み紙おむつの再資源化に取り組み始める 「志布志市使用済み紙おむつ再資源化推進協議会」発足
平成28年10月	下通山自治会、下宮内自治会及びあじさい団地で、紙おむつのモデル回収を始める
平成29年4月	紙おむつ再資源化、大隅地区4市5町での取り組み模索
令和元年8月	有明町川西地区（蓬原、原田、野神、山重）で紙おむつのモデル回収を始める

第3章 市民の環境に対する意識

第1節 市民アンケート調査の実施概要

1 市民アンケート調査の目的と実施時期

市民の環境に対する認識及び意識を把握しこの計画に生かすために、アンケート調査を平成30年度に実施しました。

2 実施方法

「小中学生」：子どもたちの環境に対する意識を把握するために、市内の全小学4年生から全中学3年生までの1,407人に回答をお願いしました。

「一般市民」：一般市民の環境に対する意識を把握するために、無作為に抽出した16歳以上の市民2,000人に回答をお願いしました。

「事業者」：事業者としての環境に対する意識を把握するために、市内の200社に回答をお願いしました。

第2節 市民の環境に対する意識（アンケート調査結果から）

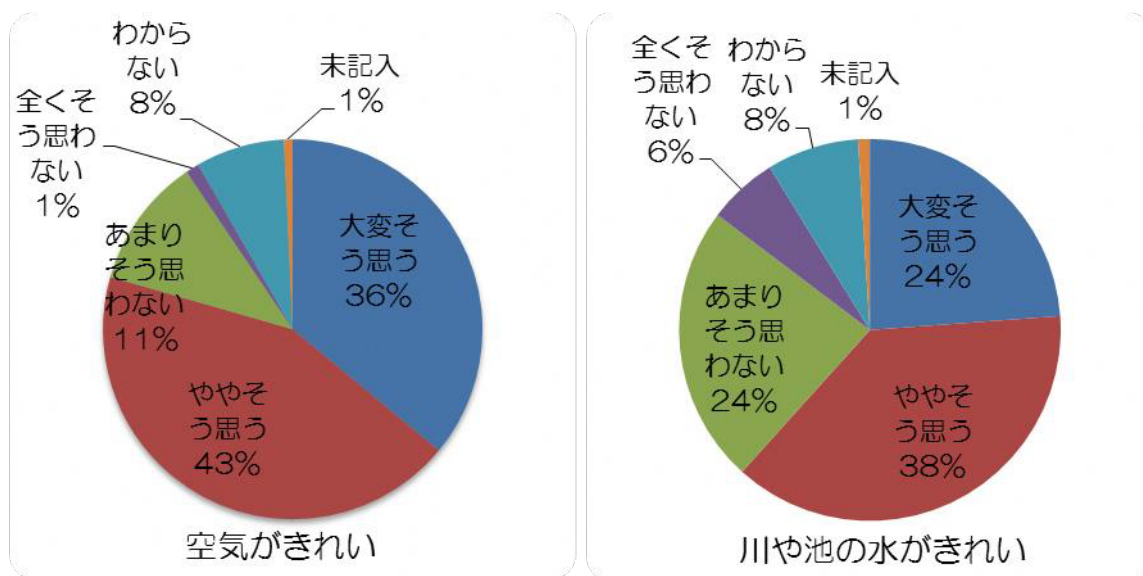
「小中学生」、「一般市民」及び「事業者」への質問および回答を記載します。

1 小中学生

アンケート発送者数 1,407 人

アンケート回答者数 1,216 人（回答率 86.4%）

問1 あなたは、家や学校の近くの環境についてどう思いますか。

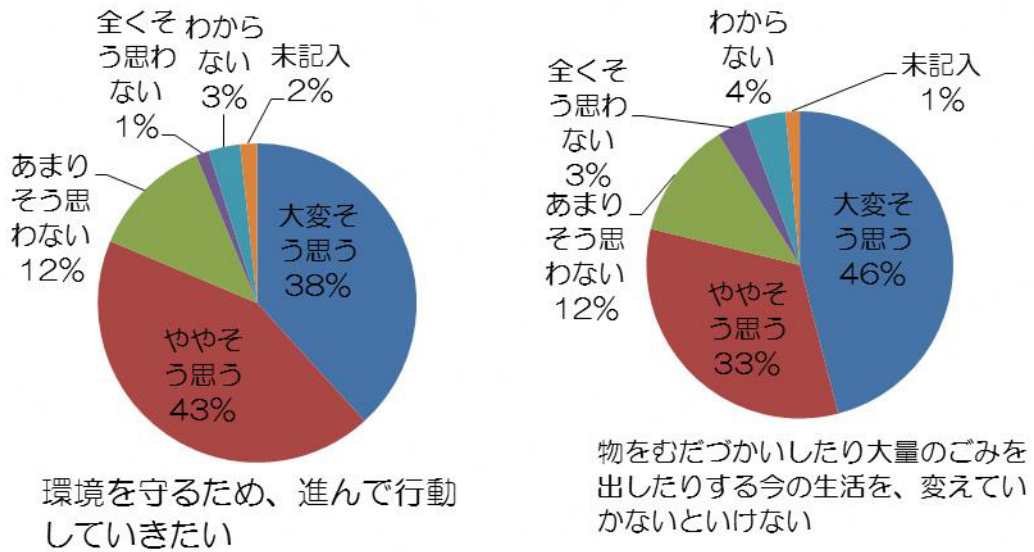


	大変そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない	わからない	未記入
1. 空気がきれい	36%	43%	11%	1%	8%	1%
2. 川や池の水がきれい	24%	38%	23%	6%	8%	1%
3. 静かだ	30%	39%	19%	6%	5%	1%
4. いやなにおいがしない	31%	30%	25%	8%	5%	1%
5. まちが清潔である	23%	44%	21%	6%	5%	1%
6. まちなみが美しい	29%	38%	23%	3%	6%	1%
7. 自然が美しい	55%	31%	8%	2%	3%	1%
8. 緑が豊かである	65%	26%	5%	1%	2%	1%
9. 身近に生きものが多い	55%	28%	10%	3%	3%	1%

ここでは、自然環境について聞きました。

「緑が豊かである」について、「大変そう思う」及び「ややそう思う」（以下、「肯定的な意見」といいます。）との回答は、91%ありました。一方、「川や池がきれい」及び「いやなにおいがしない」については、肯定的な意見は60%台でした。

問2 あなたは次のことについてどう思いますか。



	大変そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない	わからない	未記入
1. 大人になる頃の環境を考えると心配である	18%	29%	28%	14%	9%	2%
2. 環境に関する情報を、もっと知りたい	19%	33%	32%	10%	4%	2%
3. 環境を守るため、進んで行動していきたい	46%	33%	12%	3%	4%	2%
4. 物をむだづかいしたり大量のごみを出したりする今の生活を、変えていけない	38%	43%	13%	1%	3%	2%

ここでは、行動について聞きました。

「大人になる頃の環境を考えると心配である」については肯定的な意見が47%ありました。他にも「環境に関する情報をもっと聞きたい」については肯定的な意見が52%ありました。

一方、「環境を守るために進んで行動したい」について、肯定的な意見が79%ありました。「物をむだづかいしたり大量のごみを出したりする今の生活を、変えていけないといけない」についても、肯定的な意見が81%ありました。

問3 あなたは、日頃から次のようなことをしていますか？

	いつも してい る	だいた いしてい る	ときど きしてい る	あまり してい ない	まった くしてい ない	わから ない	未記入
1. ごみや空き缶のポイ捨てをしないようにしている	82%	9%	2%	1%	3%	1%	2%
2. ごみは、資源ごみなどきちんと分別している	68%	21%	5%	3%	1%	1%	1%
3. 電気や水などの節約に気をつけている	44%	31%	13%	6%	2%	2%	2%
4. 食事は、食べ残しをしないようにしている	44%	34%	13%	5%	2%	1%	1%
5. 物は、修理するなど、ながく使えるように、大切に使う	30%	40%	20%	6%	1%	2%	1%
6. 山や川、田んぼなど自然の中で遊んでいる	18%	15%	19%	23%	20%	3%	2%
7. 地域の清掃・緑化活動に参加している	16%	15%	18%	23%	20%	6%	2%

ここでは、具体的な行動を例示し聞きました。

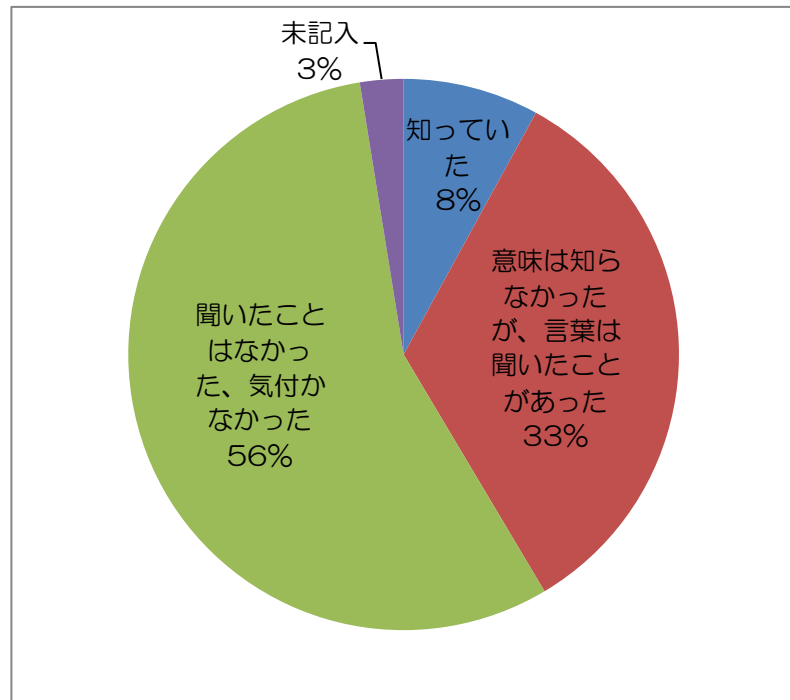
「ごみは、資源ごみなどきちんと分別している」について、「いつもしている」、「だいたいしている」及び「ときどきしている」（以下、「肯定的な行動」という。）との回答は、94%でした。「地域の清掃・緑化活動に参加している」についての肯定的な行動は49%でした。

問4 将来の志布志市は、どのような環境のまちになったらよいと思いますか？

1. 空気のきれいなまち	44%
2. 水のきれいなまち	38%
3. 美しい風景のまち	30%
4. みんなで協力し環境を良くするまち	29%
5. 歴史・文化を大切にするまち	26%
6. 多くの生きものとふれあえるまち	23%
7. 花いっぱいなのまち	18%
8. 美しい海岸のまち	18%
9. 緑豊かなまち	16%
10. 省エネ・省資源のまち	12%
11. 豊かな森のまち	11%
12. 環境教育・環境学習が活発なまち	10%
13. 静かなまち	10%
未記入	2%

ここでは、将来どんなまちになったらよいかを例示を示して聞きました。3つまで回答してもらいました。44%が「空気のきれいなまち」と回答しました。

問5 あなたは「生物多様性（せいぶつたようせい）」の言葉の意味を知っていますか。



ここでは、「生物多様性」の認知度を聞きました。

1章

2章

3章

4章

5章

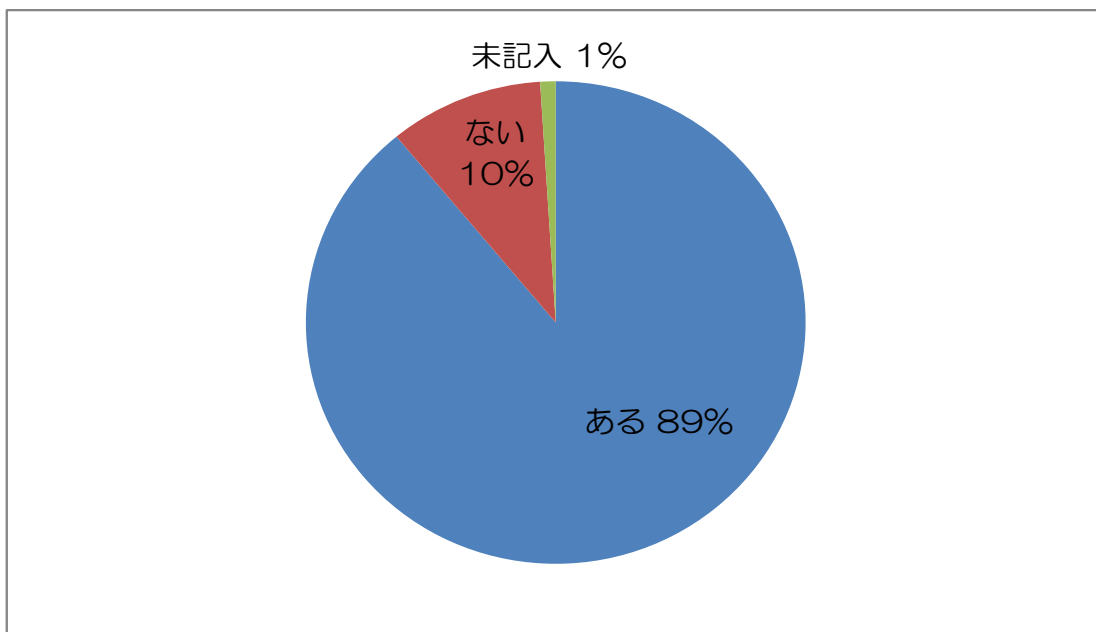
6章

2 市民

アンケート発送者数 2,000 人

アンケート回答者数 738 人（回答率 36.9%）

問1 あなたは、環境問題に関心がありますか。



問2 問1で「ある」に○をした方にお伺いしますが、あなたが主に興味をもっている環境問題は次のどれですか。

「関心のある環境問題」を3つあげていただきましたが、環境問題のほぼ全体に関心があります。

気候変動	60%
生態系及び農作物への影響	44%
廃棄物やりサイクルの問題	43%
温暖化に伴う健康被害	37%
水質汚濁、地下水・土壌汚染	33%
大気汚染（PM2.5 問題を含む）	31%
放射性物質の利用と廃棄	20%
騒音・振動・悪臭	17%
マイクロプラスチック問題	13%
環境に対する社会的責任	12%
生物多様性の保全	7%

一方、問1で「ない」と回答した理由は次のとおりでした。

- ・「むずかしくてよくわからないから」（19.8%）
- ・「それほど悪くないと思うから」（15.1%）
- ・「自分だけ取り組んでもどうにもならないから」（12.8%）
- ・「ほかにやることがあって忙しいから」（12.8%）

問3 環境に対するあなたの考えを教えてください。

	大変 そう 思う	やや そう 思う	あまり そう 思 わない	ま っ た く そ う 思 わ な い	わ か ら な い	未 記 入
1. 自分の生活（クーラーなどの電化製品利用）も環境の悪化につながっている	11%	51%	27%	4%	5%	3%
2. 将来の環境について心配である	36%	49%	8%	1%	3%	3%
3. 環境問題について何が正しい情報かわからない	15%	49%	20%	3%	9%	4%
4. 環境に関する情報をもっと知りたい	22%	52%	18%	1%	3%	4%
5. 子供たちが環境保全について理解を深めるための教育が必要だ	42%	44%	8%	1%	2%	3%
6. 環境問題の多くは、科学技術の発展によって解決できる	6%	24%	45%	9%	13%	4%
7. 環境保護のため、産業や技術の発展が妨げられないか心配だ	7%	31%	39%	7%	13%	4%
8. 「便利さや経済の発展」よりも「環境」を優先すべきである	14%	45%	26%	4%	8%	3%
9. 「環境」を維持しつつ「便利さや経済の発展」を行うべきである	36%	46%	9%	1%	4%	3%
10. 買い物には過剰な包装を断ったり、あるいは買い物袋（マイバッグ）を持参したりすることはよいことだ。	62%	30%	5%	1%	1%	1%
11. 市には焼却炉がないので、今の分別収集を今後も推進すべきである	37%	29%	17%	11%	4%	2%

	大変 思う	やや 思う	あまり そう 思 わない	ま っ た く そ う 思 わ な い	わ か ら な い	未 記 入
12. 焼却炉を作って、今の 分別品目をもっと少なくす べきだ	33%	26%	25%	9%	5%	2%
13. 環境保護のため、積極 的に活動したい	10%	50%	24%	2%	10%	3%
14. 大量のごみを出したり する今の生活を改めなけれ ばならない	24%	56%	12%	2%	4%	3%
15. ごみ処理費用の有料化 は必要だ	8%	30%	35%	13%	11%	3%
16. 分別が多いから不法投 棄が多い	30%	39%	18%	5%	6%	2%

問4 あなたが住んでいる地域の環境に対する思いを教えてください。

	大変 そう 思う	やや そう 思う	あまり そう 思 わない	ま っ た く そ う 思 わ な い	わ か ら な い	未 記 入
1. 自然景観が美しい	17%	49%	23%	3%	2%	6%
2. 空気がきれい	25%	49%	17%	2%	2%	4%
3. 川の水がきれい	10%	36%	33%	8%	8%	5%
4. 周辺の音が静かだ	22%	41%	24%	8%	1%	4%
5. 悪臭がしない	15%	30%	31%	17%	1%	5%
6. ポイ捨てごみなどがなく、ま ちの景観が美しい	5%	31%	43%	14%	3%	4%
7. 資源ごみなどのごみの出し方 が良い	21%	50%	15%	5%	5%	4%
8. 道路などの草刈がなされ、き れいだ	9%	36%	38%	12%	2%	3%

問5 あなたが日ごろ行っている環境保全の取組を教えてください。

	いつも 行っ ている	だいた い行っ ている	時々行 ってい る	あまり 行っ て いない	まっ た く 行 っ て い な い	わか ら な い ・ 該 当 し な い	未 記 入
1. 実際に買い物には過剰な包装を断ったり、あるいは買い物袋（マイバッグ）を持参したりしている。	15%	26%	32%	14%	10%	1%	2%
2. リサイクル商品やエコマークなどがついた商品を購入するよう心がけている	3%	14%	27%	35%	14%	5%	3%
3. 省エネルギー型の家電製品を積極的に購入・使用するようしている	8%	29%	28%	18%	8%	6%	3%
4. 電気や燃料・水などの節約に気をつけている	17%	38%	28%	10%	3%	1%	3%
5. 夏の涼しい服装（クールビズ）、冬の暖かい服装（ウォームビズ）を心がけている	23%	41%	18%	10%	2%	3%	2%
6. 雨水利用（雨水貯留タンク、浸透ますの設置など）をおこなっている	3%	3%	5%	23%	52%	10%	3%
7. 台所で、食用油や食べかすを排水溝から流さないようにしている	48%	28%	7%	6%	5%	3%	2%
8. ごみや空き缶のポイ捨てをしないようにしている	86%	8%	1%	1%	2%	1%	2%
9. ごみは決められた分別方法で出している	79%	15%	1%	0%	0%	1%	3%

	いつも 行っ てい る	だいた い行っ ている	時々行 って る	あまり 行っ て いない	まっ た く 行 っ て い な い	わか ら な い ・ 該 当 し な い	未 記 入
10. 旬の野菜を購入する ようにしている	34%	35%	15%	6%	2%	5%	2%
11. 自動車を運転する 際には、不要なアイド リング・急発進をしな いようにしている	45%	31%	5%	4%	1%	10%	3%
12. 物は修理して長く 使うようにしている	32%	37%	17%	7%	2%	2%	3%
13. 観光・余暇活動の 際には、なるべく自然 を破壊することのない ように気をつけている	40%	37%	8%	5%	2%	7%	3%
14. 休みの日には自然 とのふれあいを心がけ ている	13%	18%	28%	25%	7%	6%	3%
15. 環境に関する学習 会や講演会、観察会な どに参加している	2%	5%	13%	34%	37%	6%	3%
16. 地域の美化・緑化 活動に参加している	14%	18%	21%	17%	22%	5%	2%

問6 将来にわたって残していきたい環境や、大切にしたいと思う市内の場所は次のうちどこですか。

枇榔島	49%
ダグリ岬	48%
蓬の郷親水公園	43%
松山城山公園	37%
しおかぜ公園	31%
前川の清流	31%
押切浜	23%
陣岳	19%
岳野山	17%
大谷山自然公園	8%
宮田山	7%
霧岳	6%
池ん湖	5%

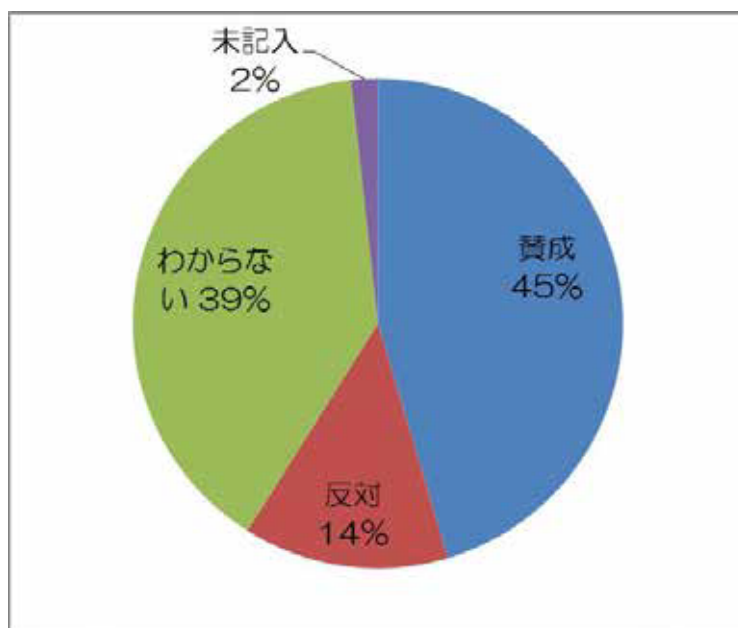
問 7 あなたの家庭から出る「生ごみ」以外の処理方法を教えてください。当てはまる欄に○をしてください。

1. ごみはすべて分別して出している	67%
2. 一部紙類は風呂たきなどに焼却しているが、ほかは分別して出している	12%
3. 燃えるものは庭先で焼却し、ほかは分別して出している	13%
4. ほとんど分別しないで、一般ごみで出している	1%
5. 会社にもっていき、会社の分といっしょに処理している	3%
6. 山や川などに捨てている	0%
7. その他（実家で処理・紙だけ燃却・業者依頼）	1%
未記入	3%

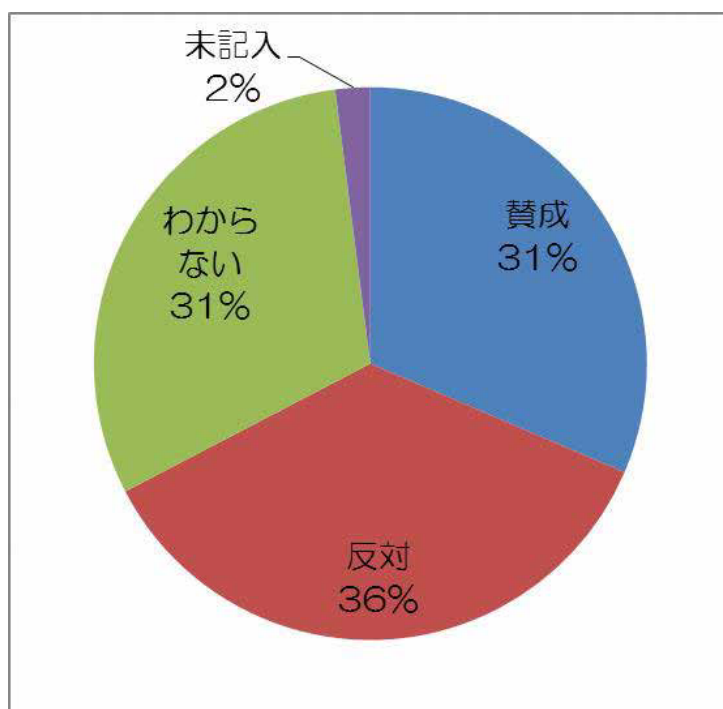
問 8 あなたの家庭から出る「生ごみ」の処理方法を教えてください。当てはまる欄に○をしてください。

1. 自宅で飼料化・堆肥化している	26%
2. 分別して出している	66%
3. 分別しないで、一般ごみで出している	2%
4. 会社にもっていき、会社の分といっしょに処理している	1%
5. 山や川などに捨てている	1%
6. その他（処理機使用・産廃・燃やす）	1%
未記入	3%

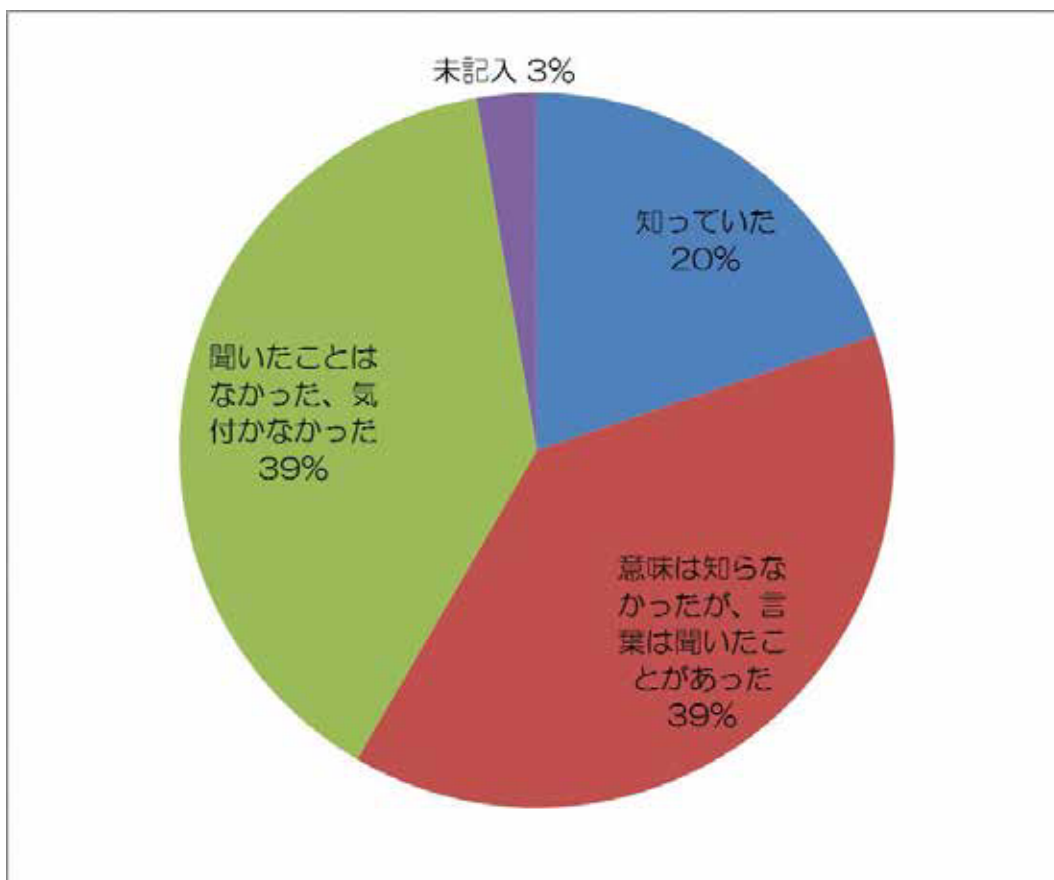
問9 「紙おむつ」を分別し再資源化することに賛成ですか。



問10 「紙おむつ」専用袋に出す人の名前を書くことについて賛成ですか。



問 11 あなたは「生物多様性」の言葉の意味を知っていますか。



1章

2章

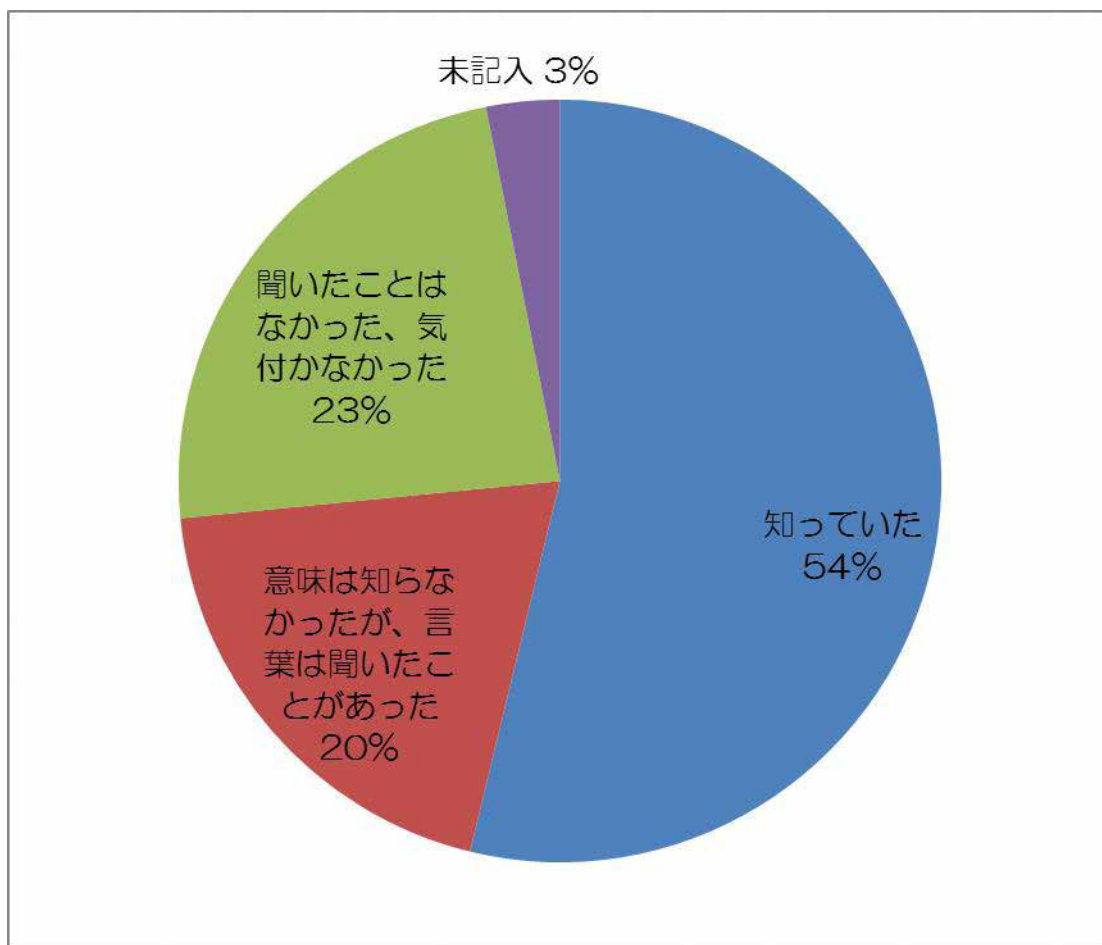
3章

4章

5章

6章

問12 あなたは「食品ロス削減運動」の言葉の意味を知っていますか。



1章

2章

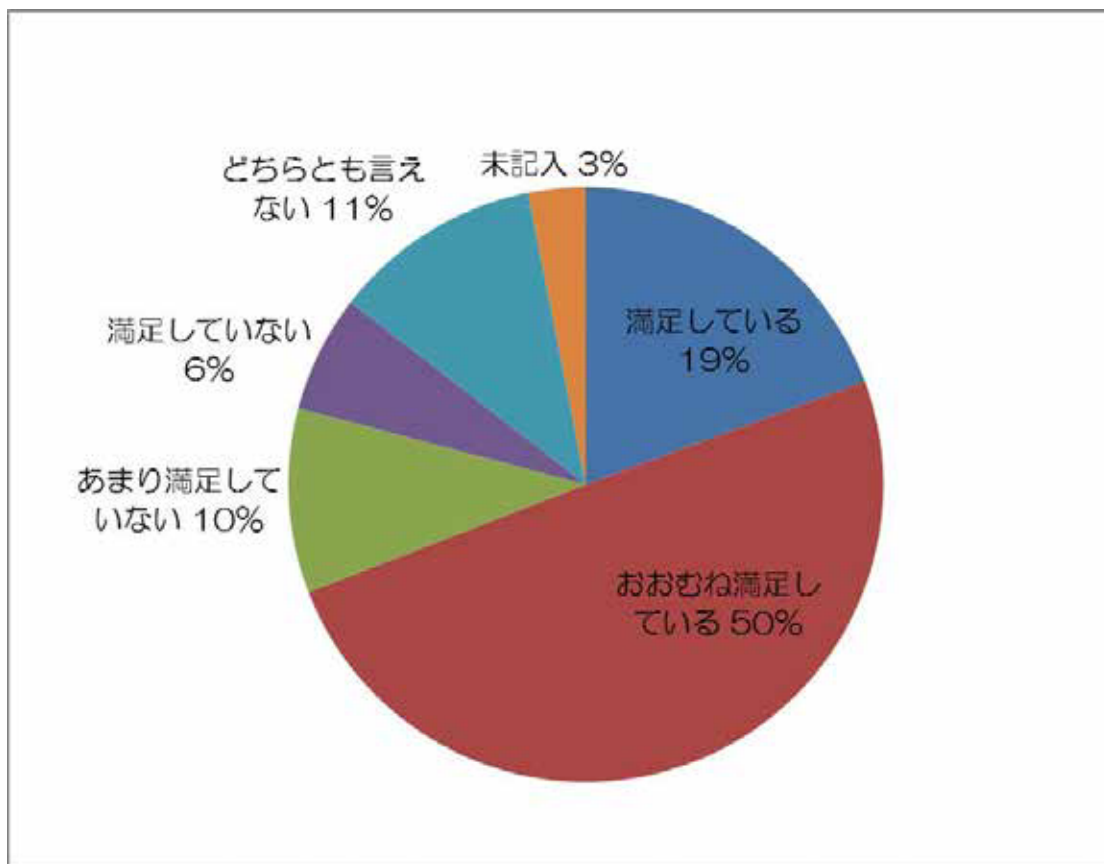
3章

4章

5章

6章

問 13 あなたは、市及び市衛生自治会が行なっているこのような環境に対する取組について、どの程度満足していますか。

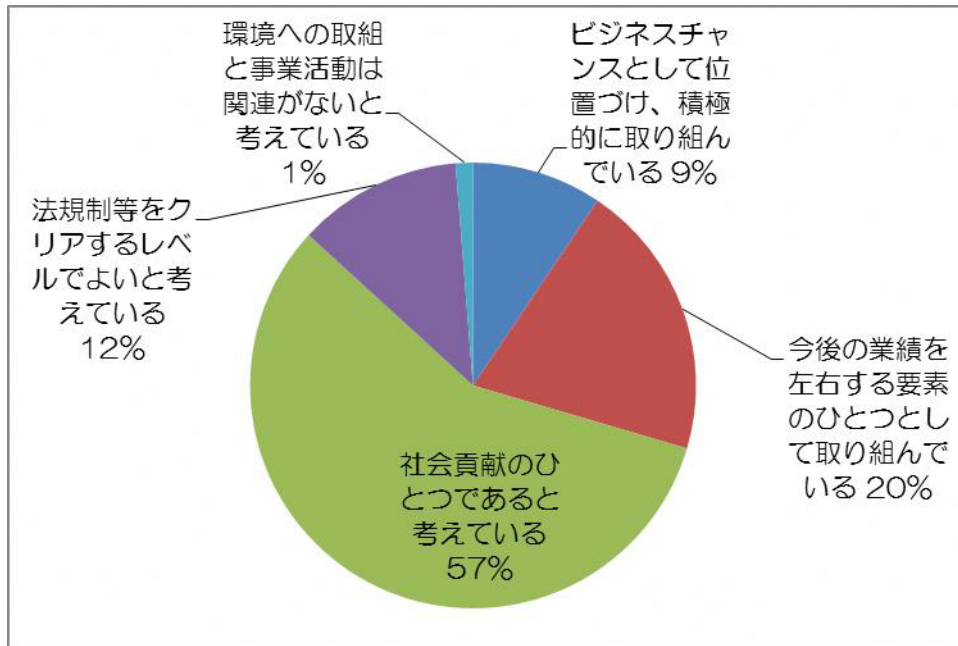


3 事業者

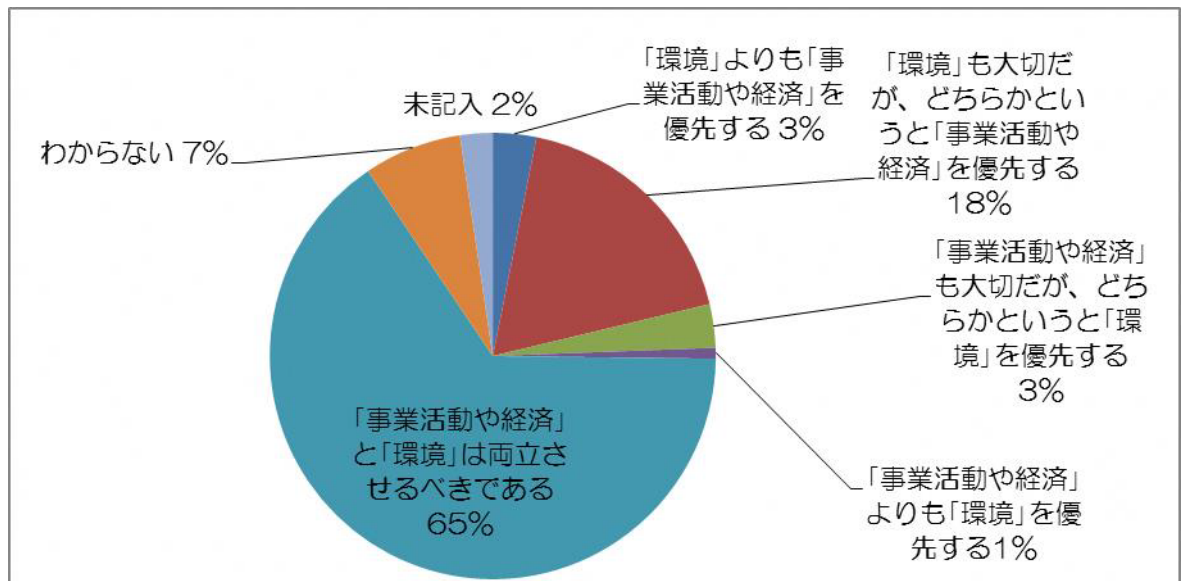
アンケート発送者数 200 事業所

アンケート回答者数 127 人（回答率 63.5%）

問1 貴事業所は、環境への取組と事業活動のあり方についてどのように考えますか。



問2 貴事業所は、「環境」と「事業活動や経済」について、どのように考えますか。



問 3 事業活動に伴う環境負荷を減らすために、有効であると考えられる政策や手法は何ですか。

法律・条例等による規制	31%
環境税の賦課や補助金等の交付	31%
行政と事業者間の協定	29%
社内の自主的行動計画	26%
環境マネジメントシステムの導入	15%
環境報告書等の公表・開示	11%
その他（GAP（農業生産工程管理）導入等）	4%

問4 貴事業所では、環境保全のためにどのような取組を行っていますか。

環境保全の取組の内容	実施している	今後取り組む予定	今後も予定なし	当社に関係しない
1. 二酸化炭素の排出量の削減	24%	19%	15%	25%
2. 大気・水質汚濁物質の排出抑制	19%	17%	9%	33%
3. 化学物質・農薬等の使用・排出量の削減	20%	7%	8%	43%
4. 騒音・振動・悪臭の低減	27%	12%	11%	29%
5. 低公害車の導入	24%	24%	14%	14%
6. アイドリングストップの実践	36%	20%	10%	13%
7. 環境負荷データの把握	15%	17%	23%	21%
8. 冷暖房の設定温度の適正化	59%	19%	6%	3%
9. 省エネ型機器・設備の導入	39%	24%	13%	5%
10. 断熱材利用による建築物の熱損失防止	26%	15%	23%	15%
11. 余剰エネルギーの有効利用	9%	13%	29%	24%
12. 太陽光などの自然エネルギーの使用	13%	13%	41%	13%
13. 地元からの資源や製品の調達	30%	14%	20%	16%
14. 雨水の利用や水の再利用	6%	9%	42%	20%
15. 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	42%	20%	13%	8%
16. 印刷、コピー、事務用品等の削減	51%	28%	8%	3%
17. 敷地内の緑化の推進又は景観に配慮した構造・色彩等の建築物の導入	24%	17%	21%	16%
18. 社内の環境管理体制（ISO14001、エコアクション21など）の整備	14%	17%	35%	14%
19. 環境保全のための技術開発や環境保全型製品の開発・販売	8%	13%	28%	29%
20. 従業員への環境教育	31%	31%	18%	4%
21. 市の分別基準に沿ったごみ出し	72%	12%	3%	2%

問 5 貴事業所はこれまでに、地域の環境保全活動に参加または独自に実施してきましたか。

1. 環境美化活動	56%
2. 自然保護活動	6%
3. 緑化活動	16%
4. 環境イベントへの参加	20%
5. 環境保全団体等への資金援助	5%
6. 参加・実施したことがない	28%

56%の事業所が、「環境美化活動」に参加または独自に実施されています。一方、28%の事業所は「参加・実施したことがない」との回答がありました。

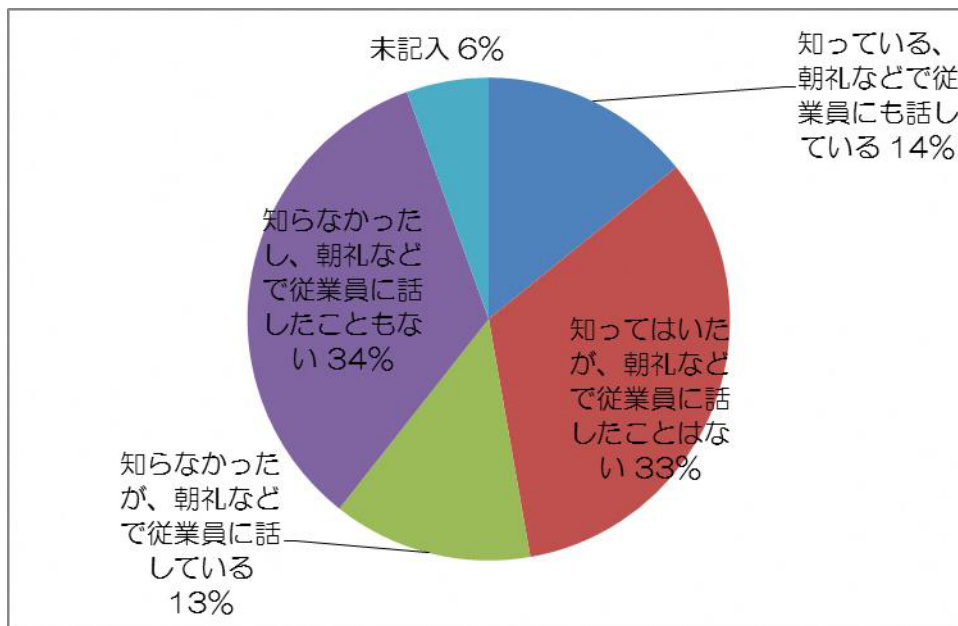
問6 志布志市が環境づくりを進めるとき、どのようなイメージで進めたらよいと思いますか。

水のきれいなまち	54%
美しい海岸のまち	52%
空気のきれいなまち	39%
ポイ捨て防止も含めた美しい風景のまち	38%
みんなで協力して環境を良くするまち	31%
歴史・文化を大切にするまち	26%
環境教育・学習が活発なまち	24%
有害なものがない安全なまち	23%
緑豊かなまち	20%
豊かな森のまち	20%
花いっぱいのまち	20%
省エネ・省資源のまち	14%
多くの生きものとふれあえるまち	13%
うるおいある水辺のまち	8%
静かなまち	6%

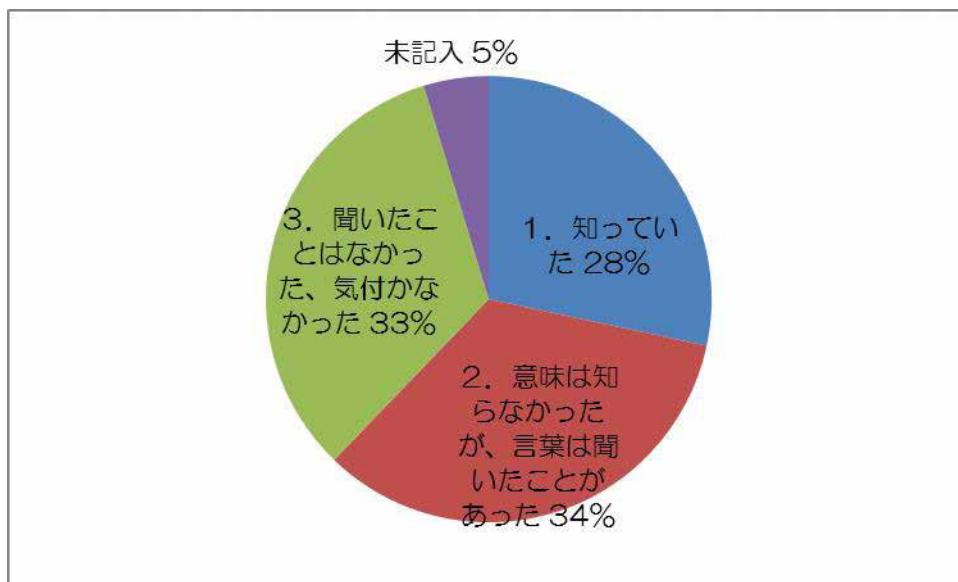
問7 貴事業所は、志布志市の環境行政に何を期待したいですか。

不法投棄・ポイ捨て対策	45%
下水道などの施設整備	31%
景観の保全	28%
緑地や公園の整備	28%
ごみ減量・資源化の推進	22%
歴史的・文化的遺産の保全	20%
公害防止のための対策	18%
水とふれあえる環境の整備	17%
環境教育の推進	17%
貴重な動植物の生息地の保全	10%
クリーンエネルギーの導入	10%
省資源・省エネルギーの導入	9%
有害化学物質対策	9%
市民・事業者・行政のネットワークづくり	9%
環境情報の提供	8%
その他（焼却炉を作ってほしい）	4%

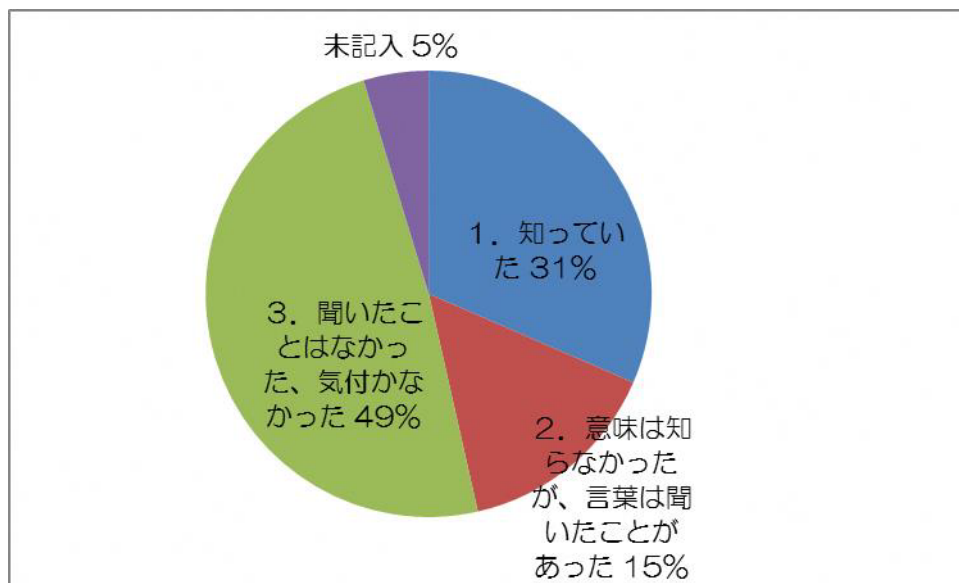
問8 志布志市は平成21年10月から「志布志市ポイ捨て防止条例」を施行しています。貴事業所はこのことを知っていますか。



問9 貴事業所は「生物多様性」の言葉の意味を知っていますか。



問 10 貴事業所は「3010 運動」の言葉の意味を知っていますか。



1
章

2
章

3
章

4
章

5
章

6
章

第4章 基本理念並びに将来像（ビジョン）及び行動の基準

第1節 基本理念

私たちは、本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継ぐため、環境の保全及び創造について、次のとおり志布志市環境基本条例で基本理念を定めます。

1 良好な環境の次世代への継承

環境の保全及び創造は、現在の環境が先人から受け継いだものであり、将来の世代に引き継いでいかなければならないことを認識して、市民の健康で文化的な生活の基盤となる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 持続可能な社会の構築

環境の保全及び創造は、環境が有限であること及び人間が生態系の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、環境への負荷ができる限り低減され、人と自然とが共生できる循環及び共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を構築することができるように行われなければならない。

3 地球環境保全

地球環境保全は、人類共通の課題であり、身近な環境が地球全体の環境と深くかかわっていることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識して、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 協力・連携

環境の保全及び創造は、環境問題を市、市民及び事業者が自らの問題として認識して、全ての者が役割を分担し、相互に協力し、かつ、連携して行われなければならない。

第2節 将来像（ビジョン）と行動の基準

志布志市は、大地の恵み、海の恵みを受けてきました。大気そして水を含めたこの豊かな自然に、畏敬の念を抱いて発展してきました。この自然を守っていかねばなりません。

私たちは、廃棄物管理において、使っていらなくなった物は、きれいに洗って出します。そして、出したごみに責任を持つためにごみ袋に名前を書いて出します。「混ぜればごみ、分ければ資源」です。このように「ものを大切に作る心が人を大切に作る心」にもつながり、さらには良好な地域社会をつくっていくと確信しています。

このような考えは、2030アジェンダにもつながるものです。この2030アジェンダに、「誰一人取り残さないことを誓う。」と記されています。

また、志布志市環境基本条例の基本理念も、この2030アジェンダに記されている持続可能な開発のための目標（SDGs）と考えは一致しています。

この持続可能な開発のための目標（SDGs）の考え方を活用し、さらには国が発表した持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえ、志布志市環境基本計画を策定します。

また、ある行動を行うときに、「地球温暖化に影響はないか」「省エネルギーにつながるか」「ごみの増加にはつながらないか」「持続可能な開発につながるか」「動植物にやさしいか」などについて考えて行動することが大切です。

そのため、私たちの環境に対する将来像（ビジョン）と行動の基準を次のとおり定めま

将来像（ビジョン）

美しい地球を子どもたちに

ものを大切に人を大切に、そして誰一人取り残さない

行動の基準

環境にやさしいか

第5章 施策の基本方針と施策の展開

第1節 施策の基本方針

次の3項目を施策の基本方針とします。

1 環境・経済・社会の統合的向上を図ります

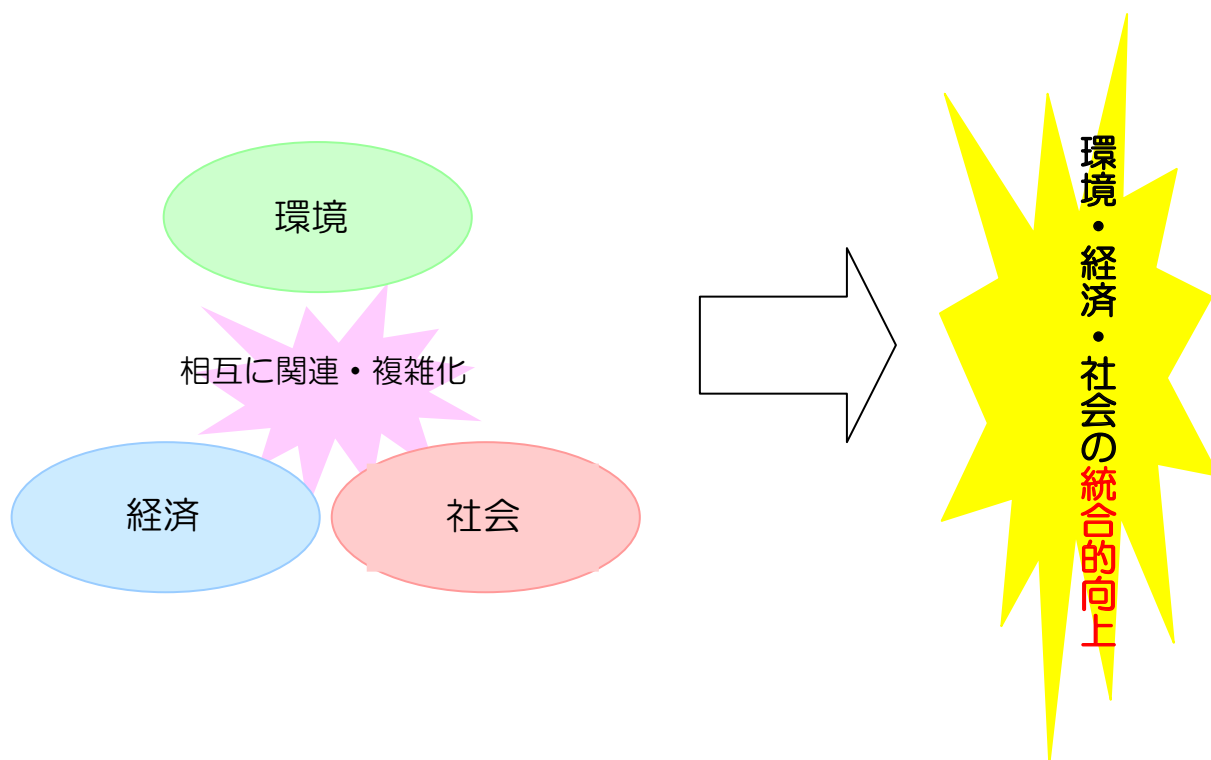
第2章第2節「志布志市の現状と課題認識」でも分かるように、本市でも少子高齢化が進んでいます。

こうした少子高齢化は地域コミュニティの弱体化を招くとともに、地域の環境保全にも深刻な影響を与えています。

例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加します。また、狩猟者の減少などにより、野生鳥獣被害が深刻化しています。さらには、自然災害への脆弱性が高まり、豊かな自然が失われ、生物多様性の確保とこれに基づく文化が危機に瀕しています。

このように、環境・経済・社会の課題は、相互に密接に関連しており、複雑化しています。

小中学生アンケート調査で、**問4**でどのようなまちになったらよいかと尋ねました



(P109) が、「空気のきれいなまち」「水がきれいなまち」との回答が多くありました。

市民アンケート調査で、一般市民に環境に対する考えを尋ねています (P113) が、「環境を維持しつつ便利さや経済の発展を行うべきである」と回答した人が 82% ありました。

事業者对环境への取組と事業活動のあり方について問 1 で尋ねたところ (P124)、
「ビジネスチャンスとして位置づけ、積極的に取り組んでいる」及び「今後の業績を左右する要素のひとつとして取り組んでいる」とした意見は 29% にとどまり、「社会貢献の一つであると考えている」と回答した事業所が 57% ありました。

さらに問 2 で「環境」と「事業活動や経済」についての考えを尋ねたところ「事業活動を優先する」と回答した事業者が 21% ありましたが、「『事業活動や経済』と『環境』は両立させるべきである」と回答した事業所が 65% ありました。

一方、市民アンケート調査結果 (P118) にもあるように「枇榔島」「ダグリ岬」「蓬の郷親水公園」「松山城山公園」を中心とした将来にわたって残していきたい環境があります。そして「共生協働のごみ分別の取組」、「水質保全」など多様な取組があります。

これらの自然環境や取組を「資源」とし、事業者の理解と協力をいただきながら、環境・経済・社会の統合的向上を図っていきます。

2 「地域循環共生圏」の創造を図ります

環境・経済・社会の統合的向上を目指していきますが、広域にわたって経済社会活動が行われている現代においては、志布志市だけで完全に閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、近隣市町間で補完しあうことも重要になってきます。

これを踏まえ、より広域的な自然的なつながり（森・里・川・海の連携）や経済的なつながり（人、資金等）を構築していくことが重要になってきます。

そこで、国は環境基本計画の中で、「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すとしています。

「地域循環共生圏」における「地域」には、「循環」「共生」が集落レベルで完結するものや市を越えても完結しえないものもあることから、集落レベル、市町村レベル、流域レベルなど様々な圏域があり得ます。

「地域循環共生圏」における「循環」とは、全ての物質が生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動及び自然界においてめぐり続けることです。

「地域循環共生圏」における「共生」とは、人は環境の一部であり、また、人は生きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であることです。

「地域循環共生圏」の創造の要諦は、地域資源を再認識するとともに、それを活用することです。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出していくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の第一歩になります。

一方、市は平成21年度から鹿屋市を中心とする「大隅定住自立圏」と都城市を中心とする「都城広域定住自立圏」に参画しています。

上記の両定住自立圏の共生ビジョンを踏まえながら、「地域循環共生圏」を創造していくことを目指します。

※定住自立圏は、人口5万人程度以上の中心市とその周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結していくことで形成していくもので、圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに 周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とします。



「地域循環共生圏」

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
- 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
- 地域の特性に応じて補完し、支え合う

【資料：環境省ホームページより】

3 持続可能な開発目標 SDGs の考え方を活用します

国のSDGs推進本部は、持続可能な開発目標（SDGs）実施方針を平成28年12月22日に決定し、さらに令和元年12月20日に一部改正しました。

この中で、主なステークホルダー（利害関係者）の一員として、「地方自治体」の役割を次のように記載してあります（一部抜粋）。

「国内において、『誰一人取り残さない』社会を実現するためには、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透・主流化を図る必要がある。

現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待できる。

地方自治体は、SDGs達成に向けた取組をさらに加速化されるとともに、各地域の優良事例を国内外に一層積極的に発信、共有していくことが期待されている。

地方自治体においては、各種計画への反映として、様々な計画にSDGsの要素を反映することが期待されている。

文化、風土、組織・コミュニティなど様々な地域資源を活用し、持続可能な社会を形成する『地域循環共生圏』の創造に取り組む等、自治体における多様で独自のSDGsの実施を推進することが期待されている。」

上記のことから、施策展開において関連する17のSDGsを記載し活用しながら、計画を策定していきます。



第2節 施策の展開

前章の「基本理念並びにビジョン及び行動の基準」、そして前節の「施策の基本方針」を踏まえ、次の4項目にまとめて施策を展開していきます。

- 1 次の世代に美しい自然を残します
- 2 健康で心豊かな暮らしを実現します
- 3 資源循環のまちを創造します
- 4 パートナーシップの充実・強化を図ります



国指定天然記念物「志布志の大クス」

1 次の世代に美しい自然を残します

(1) 不法投棄を減少させ、環境美化を推進します



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

今回の本計画で、対策を講じていく必要がある主な市民アンケート結果は、次のとおりです。以下、関連するアンケート調査結果を記載していきます。

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問1 「まちが清潔である」・・・否定的意見 27%	P106
一般市民	問3 「分別が多いから不法投棄が多い」・・・肯定的意見 69%	P114
	問4 「ポイ捨てごみなどがなく、まちの景観が美しい」・・・否定的意見 57% 「道路などの草刈りがなされ、きれいだ」・・・否定的意見 50%	P115
事業者	問5 「地域の環境保全活動に参加または実施してこなかった」・・・28%	P127
	問7 「不法投棄・ポイ捨て対策」・・・期待 45%	P129
	問8 「志布志市ポイ捨て条例の施行」・・・知らなかった 47%	P130

★2 施策の展開

- ① 市内の「環境パトロール」を行い、不法投棄を抑制します。
- ② 「マイロードクリーン大作戦」や「おじゃったもんせクリーン大作戦」を展開していきます。

- ③ 地域通貨「ひまわり券」を運用してこの活動を支援していきます。
- ④ 道路路肩の草刈りなどが十分に行われているときには、ポイ捨ては少ない現状です。道路管理者による草刈りは今後も引き続き行っていきますが、道路に面した土地がある場合、その土地所有者に対して草払いなどの協力を要請していきます。
- ⑤ 「志布志市ポイ捨て防止条例」に基づき、規則に定められた運用を展開していきます。
- ⑥ 不法投棄は、最終的には海洋プラスチック問題につながることで、また不法投棄がなく美しい環境は地域の価値を高めることなどを市民に周知し、不法投棄を減少させ環境美化を推進します。海洋プラスチック問題については、引き続き環境省の「プラスチックスマート」運動に参画し、市民・各種団体の海岸清掃などの取組を支援していきます。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 環境パトロールで回収したごみの量	kg	6,447	4,611
② マイロードクリーン大作戦参加者数	人	1,200	1,300
③ おじゃったもんせクリーン大作戦延参加者数	人	1,309	1,419

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・事業者	ごみは適正に処理し、不法投棄はしません 不法投棄されないよう自分の所有地を管理します 自主的または地域の美化活動など環境保全活動に積極的に参加します
地域・団体	美化活動など環境保全活動を積極的に企画します 環境学習会を実施し、ごみの適正処理や不法投棄防止の啓発を行います
行政（担当課）	全ての主体の環境保全活動を支持・支援します（企画政策課、市民環境課） 道路など公共施設の草払いを中心とした美化活動をします（建設課、耕地林務水産課、財務課）

(2) 生物の多様性の保全と持続可能な利用及び外来種対策に取り組みます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問3 「山や川、田んぼなど自然の中で遊んでいる」・・・あまりしていない・まったくしていない43%	P108
	問4 「多くの生きものとふれあえるまち」及び「緑豊かなまち」になったらよい・・・39%	P109
	問5 「生物多様性の言葉の意味を知っています」・・・否定的意見89%	P110
一般市民	問2 「生物多様性の保全への関心」・・・7%	P112
	問11 「生物多様性の言葉の意味を知っています」・・・否定的意見78%	P121
事業者	問9 「生物多様性の言葉の意味を知っています」・・・否定的意見67%	P130

この市民アンケート調査結果から分かるように、「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2020年度までの重点施策の一つである「生物多様性を社会に浸透させる」については、まだ市民に浸透しているとは言えません。

★2 施策の展開

- ① 生物の多様性の保全と持続可能な利用の重要性を市民に理解してもらいそして行動してもらうため、各主体とのパートナーシップの下、動植物の観察会などの実施を通じて「主流化」を図っていきます。
- ② 今後、「志布志市生物多様性地域戦略」を作成し、この計画に基づき施策を推

進していきます。

- ③ 日南国定公園のパトロール、ウミガメの保護、コアジサシに代表される希少種の保護など自然保護についても、引き続き取り組んでいきます。
- ④ 外来種対策は、「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来種被害予防三原則が大切です。この考えを市民に更に周知していくとともに鹿児島県の「指定外来動植物被害防止基本方針」を踏まえ、市内の生態系等被害防止外来種を整理し「志布志市生物多様性地域戦略」の中で、施策・方策を定めていきます。
- ⑤ 生物の多様性の保全と持続可能な利用に配慮した施策を展開します。
- ⑥ 生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行っている団体を支持・支援します。

★3 指標と目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 生物多様性地域戦略の策定	未策定	策定済

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・事業者	動植物の観察会など自然と親しむ会に積極的に参加します
地域・団体	動植物の観察会を積極的に開催します 自分たちの取組を通して、生物の多様性の保全と持続可能な利用の重要性を周知します
行政（担当課）	生物多様性地域戦略を策定します（市民環境課） 生物の多様性の保全と持続可能な利用に配慮した施策を展開します（全体） 生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行っている団体を支持・支援します。（教育委員会、耕地林務水産課、市民環境課）

(3) きれいな水を子どもたちへ「4つの守る」を実践します



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問1 「川や池の水がきれい」・・・否定的意見 29%	P106
	問4 「水のきれいなまち」・・・期待している将来像 38%	P109
一般市民	問4 「川の水がきれいだ」・・・否定的意見 41%	P115
事業者	問6 「水がきれいなまちをイメージしてまちづくりをしてほしい」・・・54%	P128

★2 施策の展開

志布志市の水道水は100%地下水です。きれいで、ミネラルが豊富な地下水を、子どもたちへ、またその子どもたちへと安全に渡していくためには、国のWater Project（ウォータープロジェクト）に参加しながら、次の「4つの守る」を基本にします。

- ① 「水資源を守る」

志布志市の地下水は、水道水源になっているだけでなく、ウナギ、マスなどの養殖、ミネラルウォーター製造などの産業にも利用されています。これらの産業が継続するためにも、事業者とも協働することが重要と考えています。また、水循環基本法（2014（平成26）年施行）や水循環基本計画（2015（平成27）年閣議決定）を受けて、志布志市での地下水資源の保全・利活用を整理する必要があると考えています。

② 「水質を守る」

合併浄化槽の普及率 100%を目標に掲げ、普及啓発・補助制度の充実を進めます。

かつては水環境の悪化の原因とされていた畜産・養殖は施設環境が改善され、これらの産業を市の基幹産業として継続、発展していくためにも、環境改善の継続を後押しします。

お茶畑は窒素等肥料の減肥が農家の努力により継続されていますが、他の野菜も含めて、減肥農法を推進し、支援します。

③ 「川や水辺を守る」

河川浄化協議会を主軸に、河川環境の保全・浄化を推進します。

④ 「水辺の生き物を守る」

天然記念物である「志布志のカワゴケソウ科植物生育地」の保全活動、観察会などの自然学習を支持・支援します。

「4つの守る」は、相補的であり、市民・事業者・水環境保全団体・河川協議会・市がそれぞれの役割を確認し、主体的に取り組むことが重要です。この「4つの守る」を行うことにより、環境・経済・社会の統合的向上を図っていきます。

★3 指標と目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 水環境保全計画の策定	未策定	策定済

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	「4つの守る」に関し、行動の基準「環境にやさしいか」を考えて行動します
事業者	「4つの守る」に関し、自分の事業活動が行動の基準「環境にやさしいか」を考えて事業活動を行います
地域・団体	「4つの守る」の現状を把握し、その対策を協議・連携します

1章

2章

3章

4章

5章

6章

行政（担当課）	水源を守ります（水道課、企画政策課、農政畜産課、耕地林務水産課、市民環境課） 地下水の保全及び利用の在り方を整理します（市民環境課） 「水を守る」ための全ての主体の取組を支持・支援します（企画政策課、農政畜産課、耕地林務水産課、水道課、市民環境課）
---------	--



開田の里公園

(4) 家庭からの汚水処理に努めます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問1 「川や池の水がきれい」・・・否定的意見 29%	P106
	問4 「水のきれいなまち」・・・期待している将来像 38%	P109
一般市民	問4 「川の水がきれいだ」・・・否定的意見 41%	P115
事業者	問6 「水がきれいなまちをイメージしてまちづくりをしてほしい」・・・54%	P128
	問7 「下水道などの施設整備」・・・期待 31%	P129

★2 施策の展開

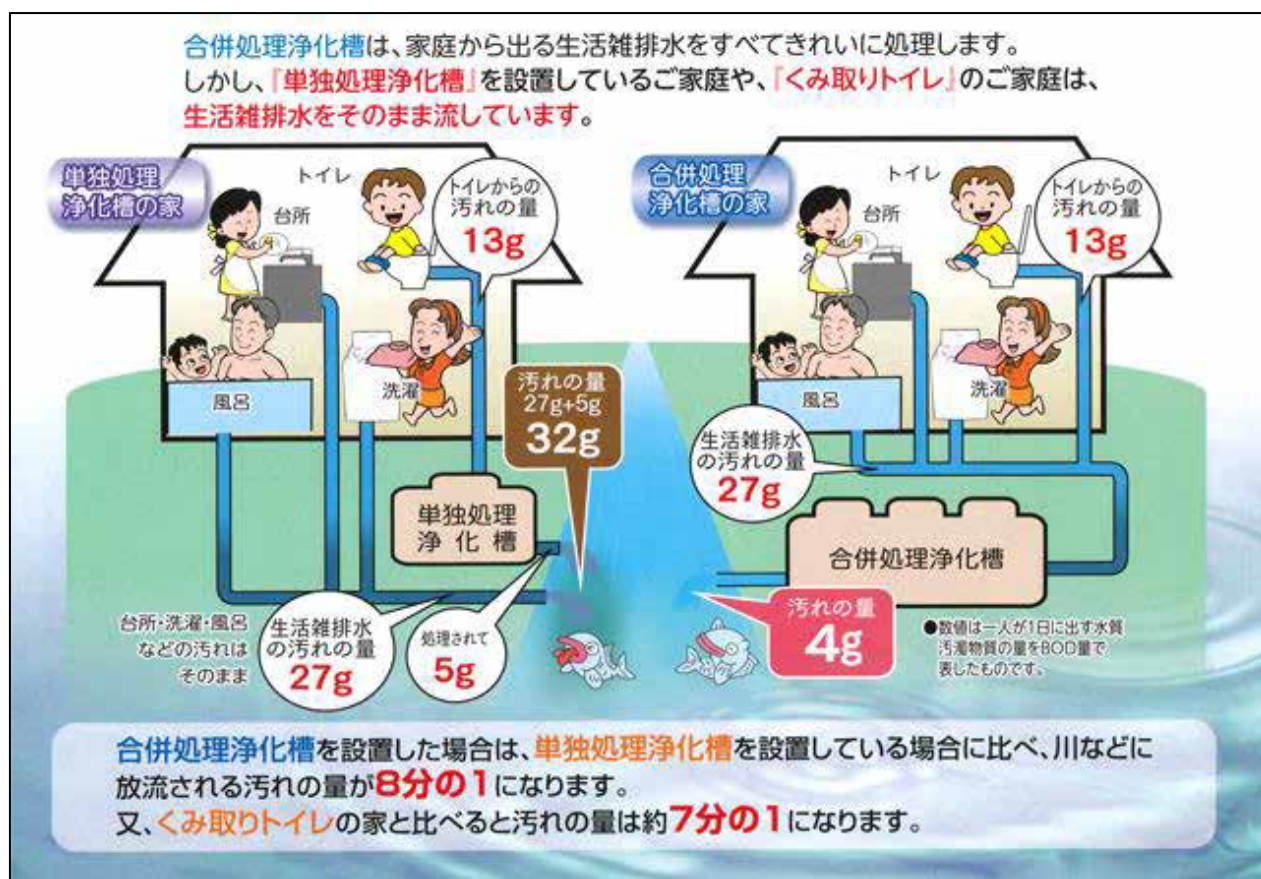
- ① 家庭からの汚水処理のため、引き続き合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への接続を推進します。
- ② 公共用水域保全事業も同時に推進していきます。
- ③ 農業集落排水事業については、供用開始以降 20 年を経過する施設もあります。平成 27 年度策定した「最適整備構想」に基づき、抜本的な見直しも含め計画的な整備を行っていきます。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
① 合併処理浄化槽への転換、農業集落排水への加入件数	件	1,398	2,218
② 汚水処理人口普及率	%	72.1	95.0

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	生活排水処理の重要性を理解し、合併処理浄化槽の設置または農業集落排水施設へ接続します
事業者	事業活動に伴う排水は、水質汚濁防止対策を行います
団体	排水路等の清掃活動を行い、衛生的な生活環境の維持に努めます
行政（担当課）	家庭内雑排水の適正処理の啓発と汚水処理人口普及率の向上を図ります（市民環境課）



【資料：鹿児島県環境保全協会ホームページより】

(5) 河川の浄化に努めます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問1「川や池の水がきれい」・・・否定的意見 29%	P106
一般市民	問4「川の水がきれいだ」・・・否定的意見 41%	P115
事業者	問6「水がきれいなまちをイメージしてまちづくりをしてほしい」・・・54%	P128

★2 施策の展開

- ①河川水質検査を引き続き行うとともに、監視を強化します。
- ②河川愛護の啓発を行います。
- ③小規模事業場等は、鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針を順守するよう指導します。
- ④現在、河川浄化対策連絡協議会があり、河川浄化について情報共有及び協議を行っています。一方、国の水循環基本計画では、市町村を越えた河川ごとの「流域水循環協議会」を設置し、その河川の浄化対策を含めた問題解決を図ることを考えています。河川の諸問題を解決していくため、関係市町と協議し、「流域水循環協議会」の設置を目指していきます。
- ⑤カワゴケソウとウスカワゴロモを環境指標とし、この生育状況を調査します。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 流域水循環協議会の設置数	件	1	4

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	生活排水処理の重要性を理解し、合併処理浄化槽の設置または農業集落排水施設への接続をします
事業者	水質汚濁防止法の規定を順守します 小規模事業場等は、鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針を順守します 事業活動に伴う排水は、水質汚濁防止対策をします 河川及び地下水の水質に負荷のかからない事業活動に努めます
団体	河川等の清掃活動を行い、衛生的な生活環境の維持に努めます
行政（担当課）	定期的な水質検査、河川の監視及び河川愛護の啓発を行います（市民環境課） 河川環境に負荷を与えている事業者に対し指導を実施します（農政畜産課、耕地林務水産課、市民環境課）

(6) 地下水を守ります



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問4「水のきれいなまち」・・・期待している将来像 38%	P109
一般市民	問2「水質汚濁、地下水・土壌汚染」・・・関心あり 33%	P112
事業者	問6「水がきれいなまちをイメージしてまちづくりをしてほしい」・・・54%	P128

★2 施策の展開

- ①地下水は、市民の飲料水として利用されているだけでなく、養鰻及び畑地かんがいなど産業面にも多く利用されています。環境・経済・社会の統合的向上を図っていくためには、地下水を今後どのように使っていくかの検討を進めていきます。
- ②過剰な地下水取水の防止・監視、合併処理浄化槽の普及、農業集落排水施設への接続の推進、事業者による汚濁負荷の低減の実践支持・支援、水環境学習の実施、そして環境保全団体への支持・支援などを盛り込んだ「水環境保全計画」の策定を行い、「4つの守る」を実践していきます。
- ③森林整備を進めます。

★3 指標と目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 水環境保全計画の策定	未策定	策定済

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	地下水保全に関し、行動の基準「環境にやさしいか」を考えて行動します
事業者	それぞれの事業を展開するうえで、自分の事業活動が「環境にやさしいか」を考え事業活動を行います
団体	「4つの守る」の現状を把握し、その対策を協議・連携します
行政（担当課）	良質な豊富な地下水を守るため、情報を発信・共有します（農政畜産課、耕地林務水産課、水道課、市民環境課） 水道水源の定期的な水質検査を行います（水道課） 地下水の保全及び利用の在り方を整理します（市民環境課） 全ての主体の行動の基準「環境にやさしいか」の取組を支持・支援します（企画政策課、農政畜産課、耕地林務水産課、水道課、市民環境課）

2 健康で心豊かな暮らしを実現します

(1) 騒音・振動・悪臭及び大気問題に取り組みます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問1 「空気がきれいだ」・・・否定的意見 12% 「静かだ」・・・否定的意見 25% 「いやなにおいがしない」・・・否定的意見 33%	P106
	問4 「空気のきれいなまち」になってほしい・・・44%	P109
一般市民	問2 「大気汚染 (PM2.5 問題を含む)・・・関心あり 31% 「騒音・振動・悪臭」・・・関心あり 17%	P112
事業者	問6 「空気のきれいなまちをイメージしてまちづくりをしてほしい」・・・39%	P128

市民アンケート調査結果からも分かるように、基本的な「きれいな空気」そして「きれいな水を守ってほしい」という思いが伺えます。

★2 施策の展開

- ①騒音・振動・悪臭については、それぞれの法に基づき地域指定をしていますが、引き続き市民の生活環境を保全し、健康の保護に努めていきます。
- ②PM2.5 の注意喚起並びに光化学オキシダントの注意報及び警報が発表になった場合は、マニュアルに沿って速やかに市民に周知していきます。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 振動・騒音・悪臭に関する苦情相談 件数	件	9	3

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	注意喚起及び注意報・警報が発令になった場合は、速やかに行動します
事業者	騒音・振動・悪臭の発生に関し、関係法令を順守します
行政（担当課）	騒音・振動・悪臭の発生に関し、事業者に対し法令順守の啓発または指導を行います（農政畜産課、耕地林務水産課、市民環境課）

(2) 動物愛護に努めます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

関連する市民アンケート調査結果はありません。

★2 施策の展開

- ①令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正があり、犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録が義務化され、義務対象者以外には努力義務が課されましたので、周知していきます。
- ②ペットの飼養は人と生きものの重要な共生のあり方のひとつであって、市民に心豊かな生活をもたらすとともに、高齢者の健康寿命の延伸にもつながります。人とペットが共生する社会の実現を目指し、鹿児島県動物愛護管理推進計画に基づき、不適切な多頭飼育等による生活環境被害の防止を図るなど、飼い主による適正飼養を促進する施策を総合的に推進します。
- ③狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上に努めます。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 犬猫飼い主のマイクロチップの装着・登録	頭	未把握	500

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努めます 動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように
----	--

1章

2章

3章

4章

5章

6章

	<p>します</p> <p>みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行います</p> <p>動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払います</p> <p>動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること（マイクロチップの装着）等に努めます</p> <p>散歩中のフンは持ち帰ります</p>
事業者	<p>犬猫の繁殖業者等はマイクロチップの装着・登録をします</p>
行政（担当課）	<p>動物愛護の考えを市民に周知します（市民環境課）</p> <p>犬猫の適正な飼養について、マイクロチップの装着・登録をはじめ適正な飼養のための啓発を行います（市民環境課）</p> <p>狂犬病の集合予防注射を地区ごとに実施します（市民環境課）</p>

(3) 災害廃棄物処理対策に取り組みます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

関連する市民アンケート調査結果はありません。

★2 施策の展開

- ①環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「鹿児島県災害廃棄物処理計画」及び「志布志市地域防災計画」と整合性のある「志布志市災害廃棄物処理計画」を策定していきます。

★3 指標と目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定済

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・事業者・団体	計画書づくりに協力・参画します
行政（担当課）	市民、事業者及び公民館等の意見を聴いて計画書を策定し、その計画書に沿って実践します（総務課、市民環境課）

(4) 共同墓地・市営墓地の適正な運営をサポートします



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

関連する市民アンケート調査結果はありません。

★2 施策の展開

- ①共同墓地については、共同墓地管理マニュアルを作成し適正な管理運営がなされるよう呼び掛けていきます。
- ①引き続き共同墓地の水道料一部補助を行っていきます。
- ②市営墓地については、「市営墓地条例」に基づき適正な管理を行うとともに、年次的に計画的な整備を進めていきます。

★3 指標と目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 墓地台帳の整理	未整理	整理済

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・団体	共同墓地の管理運営を行います
行政（担当課）	共同墓地の適正な管理運営を啓発していきます（市民環境課） 市営墓地の適正な管理運営を行います（志布志支所市民税務課）

3 資源循環のまちを創造します

(1) ごみの減量化と再資源化に取り組みます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問2 「物をむだづかいしたり大量のごみを出したりする今の生活を、変えていかないといけない」・・・否定的意見 14%	P107
一般市民	問2 「廃棄物やりサイクルの問題・・・関心あり 43%	P112
	問3 「市には焼却炉がないので、今の分別収集を今後も推進すべきである」・・・否定的意見 28%	P113
	「焼却炉を作って、今の分別品目をもっと少なくすべきだ」・・・肯定的意見 59%	P114
	問4 「資源ごみなどのごみの出し方が良い」・・・否定的意見 20%	P115
	問5 「実際に買い物には過剰な包装を断ったり、あるいは買い物袋（マイバッグ）を持参したりしている」・・・あまり行っていない・まったく行っていない 24%	P116
	問7 「ほとんど分別しないで、一般ごみで出している」・・・ 1%	P119
	問13 「環境施策に満足していますか」・・・否定的意見 16%	P123
事業者	問4 「市の分別基準に沿ったごみ出し」・・・「実施している」以外 17%	P126

市民アンケート調査結果からもわかるように、今の本市の廃棄物施策について多くの意見がありました。

★2 施策の展開

- ①環境学習会、市ホームページまたは市報を通じて「分別の必要性」について市民へ理解と協力をお願いし、引き続き焼却に頼らない「分別排出」、「回収」、「再利用」、「再資源化」を推進していきます。
- ①循環型社会形成のため、5Rの必要性を啓発していきます。
- ③ごみ減量化は海洋プラスチック問題とあいまって、「レジ袋有料化」の方向に進んでいます。これに呼応し、市民・事業者はこのことの必要性を啓発していき、結果的に最終処分場の減量化・延命化につなげていきます。
- ④高齢化などに伴い、ごみ出しさらにはごみ分別がうまくできないという市民もいます。どのような方法があるか検討を重ねていきます。
- ⑤外国からの労働者が市内に居住しています。年々増加し平成30年度末で343人いますが、その人たちにも「分別排出」を理解し実践していただくようにします。

5Rとは、

国は、Reduce（リデュース）ごみの発生、資源の消費をもとから減らすこと、Reuse（リユース）繰り返し使うこと、Recycle（リサイクル）資源として再び利用することの3つの英語の頭文字を表し「3R」とし、循環型社会を実現するための重要なキーワードとしています。

5Rとは、この3RにRefuse（リフューズ）不要なものは買わないもらわないことと、Repair（リペア）修理して長く使うことを加えたキーワードです。取組順位としては次のとおりです。

- 1 Refuse（リフューズ）不要なものは買わないもらわないこと
（例；マイバッグ持参し、レジ袋をもらわない）
- 2 Reduce（リデュース）ごみの発生、資源の消費をもとから減らすこと
（例；使い捨てではなく、長く使えるものを買う）
- 3 Reuse（リユース）繰り返し使うこと
（例；使わなくなった物を友達にあげる）
- 4 Recycle（リサイクル）資源として再び利用すること
（例；ごみは分別して資源ごみとして出す）
- 5 Repair（リペア）修理して長く使うこと
（例；修理をして、最後まで使いきる）

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① ごみの再資源化率	%	74.8	80.0
② 埋立ごみの量	t	2,387	2,076

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・事業者	ごみの減量や分別排出を徹底します 「同じ時間に教えあって」ごみ出しをします 環境学習会に積極的に参加します
団体	ごみステーションの管理をします 環境学習会を開催します
行政(担当課)	ごみの発生抑制と確実なごみ出しについて啓発活動を実施します (市民環境課)

(2) 使用済み紙おむつの再資源化に取り組みます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
一般市民	<p>問9 「『紙おむつ』を分別し再資源化することに賛成ですか」・・・「反対、わからない」53%</p> <p>問10 「名前を書くことに賛成ですか」・・・「反対・わからない」67%</p>	P120

市民アンケート調査結果は上記のとおりで、「紙おむつ再資源化をなぜ行うか」の説明が足りていません。

★2 施策の展開

- ① 紙おむつの再資源化が最終処分場の延命化及び地球温暖化対策に大きな効果が期待されることを説明し、市民の理解と協力をいただきます。
- ② 再資源化物（再生パルプ、プラスチック、高分子吸収体など）を活用していきます。
- ③ 最終処分場への紙おむつ搬入がなくなることにより、新たな環境施策を模索していきます。

★3 指標と目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 紙おむつの分別排出	モデル地区	市内全域

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・事業者	紙おむつは分別して出します
行政（担当課）	紙おむつの分別排出の機運の醸成を図り分別回収します（市民環境課） 再資源化物の活用を検討します（市民環境課）

1
章

2
章

3
章

4
章

5
章

6
章

(3) 食品ロスの削減に取り組みます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問3 「食事は、食べ残しをしないようにしている」・・・ 否定的意見 7%	P108
一般市民	問12 「食品ロス削減運動」・・・「知っていた」以外 46%	P122
事業者	問10 「3010 運動」・・・「知っていた」以外 69%	P131

市民アンケート調査結果からも分かるように、まだ「食品ロスの削減」について市民の理解が進んでいません。

★2 施策の展開

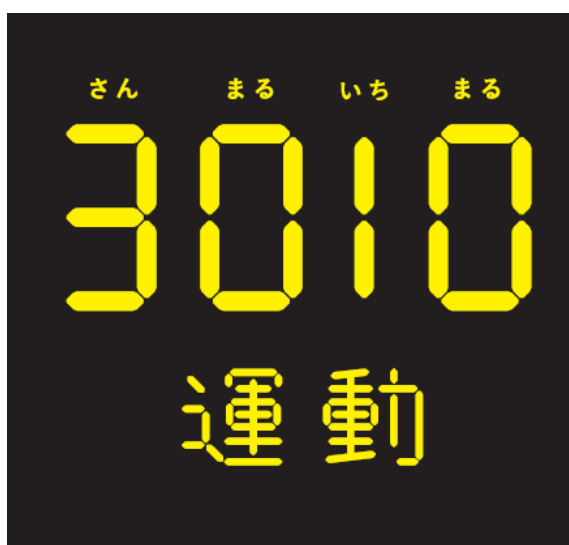
- ① 食品ロスの削減に推進に関する法律に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を策定します。
- ② 食品ロスは、「消費」の段階だけでなく、「生産」、「製造」、「流通」の段階でも、発生しています。上記の「市町村食品ロス削減推進計画」を策定し、その計画に沿って生産者、製造者、流通関係者、販売者そして消費者に理解と協力をもらえるように取り組んでいきます。
- ③ 「3010 運動」の普及に努めます。
- ④ 家庭及び事業所から排出される生ごみは、引き続き「堆肥化」を行います。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 「3010 運動」を行う団体の登録数	件	-	100
② 市民の「食品ロス削減」の認知度	%	54	80

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	消費の段階での「食品ロス削減」に取り組みます
事業者	生産・製造・流通での「食品ロス削減」に取り組みます
団体	食品ロス削減の必要性の輪を広げます
行政（担当課）	「3010 運動」の取組を広げます（市民環境課） 「食品ロス削減」の必要性を啓発します（農政畜産課、港湾商工課、市民環境課）



※3010 運動とは、

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、
 <乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、
 <お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を
 楽しみましょう、

と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

職場や知人との宴会から始めていただき、一人ひとりが「もったいない」を
 心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみましょう。

(4) 地球温暖化対策に努めます



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問2 「大人になる頃の環境を考えると心配である」・・・ 否定的意見 42%	P107
一般市民	問2 「気候変動」・・・関心あり 60% 「生態系及び農作物への影響」・・・関心あり 44% 「温暖化に伴う健康被害」・・・関心あり 37% 問5 「電気や燃料・水などの節約に気をつけている」・・・ 「いつも行っている・だいたい行っている」以外 45%	P112 P116
事業者	問4 「二酸化炭素の排出量の削減」・・・「実施している」 以外 76% 「冷暖房の設定温度の適正化」・・・「実施している」 以外 41%	P126

市民アンケート調査結果からも分かるように、地球温暖化には関心はあるものの実践が追い付いていない状況です。

★2 施策の展開

- ① 前章で、行動の基準を「環境にやさしいか」と定めましたが、地球温暖化対策は地球上の人間一人ひとりの行動の積上げです。このことを市民及び事業者に周知していきます。

- ② 志布志市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標である2030（令和12）年度までに対2013（平成25）年度比CO2総排出量が40%減になるように取り組みます。
- ③ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境配慮型製品を選んでいくようにします。
- ④ 「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を普及します。
- ⑤ 人口知能（AI）やモノのインターネット化（IOT）等の技術革新が進んでいます。これらを活用した情報通信技術（ICT）を支持・支援します。
- ⑥ 適応策については国県の施策を踏まえ、関係機関、各種団体と対策を話し合いながら、施策を講じていきます。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 事務事業に伴うCO2総排出量	トン	6,317	5,313
② 行動の基準「環境にやさしいか」の実践度	%	-	75

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・団体	地球温暖化への負荷の少ない行動をします
事業者	地球温暖化を考え、より負荷の少ない事業活動を展開します
行政（担当課）	志布志市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）目標達成に努めます（全体） グリーン購入法に基づき、環境配慮型製品を選ぶ努力をします（全体） インフラ整備について、地球温暖化・気候変動に対しての適応策を講じます（施設建設・維持管理関係部署） 農作物の収穫量変化などに対しての適応策を講じます（農政畜産課、耕地林務水産課） 健康被害の対策に取り組みます（保健課、福祉課） 地球温暖化・気候変動に関する情報を発信します（市民環境課） 行動の基準「環境にやさしいか」の重要性を周知します（市民環境課）

4 パートナーシップの充実・強化を図ります

(1) パートナーシップの充実・強化を図ります



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

区分	関連ある市民アンケート調査結果	関連するページ
小中学生	問3 「地域の清掃・緑化活動に参加している」・・・あまりしていない・全くしていない 43%	P108
一般市民	問3 「環境に関する情報をもっと知りたい」・・・74% 問5 「環境に関する学習会や講演会、観察会などに参加している」・・・あまり行っていない・まったく行っていない 71%	P113 P117
事業者	問4 「従業員への環境教育」・・・「実施している」以外 69% 問5 「地域の環境保全活動に参加または実施しなかった」・・・28%	P126 P127

市民アンケート調査結果からも分かるように、「環境保全に対する行動」があまり行われていません。

★2 施策の展開

- ① 環境施策の展開に当たっては、社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、また、環境対策に取り組むことで暮らしや地域運営・企業経営などにとって大きなメリットがあること、環境対策を怠ったり先送りしたりすれば大きなリスクとなることを認識するとともに、環境保全に関して担う

べき役割と環境保全に参加する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、当事者意識を持って、自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要です。そのためにも、国、県及び近隣市町はもちろんですが、事業者、民間団体及び市民とのパートナーシップの充実・強化を図ります。

- ② 市民アンケート調査結果を環境施策の推進に活用していきます。
- ③ パートナーシップの充実・強化に向けた具体策として、学校での環境教育とあわせて小中高生を含めた「ジュニア環境サポーター」の育成を行い、次の世代の人材を育てていきます。
- ④ 「環境フェア」を開催し、現下の環境問題について市民全体で考える機会としていきます。
- ⑤ 学校での環境教育を充実していきます。
- ⑥ 市衛生自治会と連携して環境学習会を引き続き積極的に実施していきます。
- ⑦ エコツーリズムを推進します。

★3 指標と目標値

指標	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
① 環境学習会への参加者数	人	1,109/年	1,500/年
② ジュニア環境サポーター数	人	-	2,500

★4 パートナーシップの充実・強化

市民	環境問題に対する自らの責任を自覚します 環境学習会に積極的に参加します
事業者・団体	環境問題に対する自らの責任を自覚します 環境学習会を自主的に開催するか、あるいは環境学習会に積極的に参加します
行政（担当課）	各学校において環境教育を行います（教育委員会） あらゆる主体が行動の基準「環境にやさしいか」を考え行動していくように啓発していきます（市民環境課）

(2) 可能な国際協力を行います



★1 対策を講じていく必要のある主な市民アンケート調査結果

関連する市民アンケート調査結果はありません。

★2 施策の展開

①志布志モデルとは、ごみを焼却しないで分別して埋立処分場を改善する共生協働の廃棄物管理の取組のことです。

途上国は、経済的にも技術的にも焼却して廃棄物を処理することはできません。

しかし、志布志市の取組は途上国でも手の届く政策です。

一方、市内に居住する外国人労働者が帰国した際、本市廃棄物管理がその国その地域の廃棄物管理に役立つように、「分別排出」の大切さの理解と実践をお願いしていきます。

2030アジェンダには、「誰一人取り残さないことを誓う。」と記されています。

引き続き、可能な国際協力を積極的に行っていきます。

★3 指標と目標値

設定しません。

★4 パートナーシップの充実・強化

市民・事業者・団体	視察受入に積極的に協力します
行政（担当課）	市民と行政による共生協働に志布志市の廃棄物管理を説明し、志布志モデルを発信します（市民環境課） 途上国の廃棄物管理を支援します（市民環境課）

第6章 計画の進め方

第1節 計画の推進体制

市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国、県、近隣市町、事業者、民間団体、市民及び行政関係機関・部署などあらゆる主体とのパートナーシップの充実・強化を図り、この第2次志布志市環境基本計画を推進します。

第2節 環境情報の収集及び情報発信

環境に関する情報を収集し、市民に周知するとともにこの計画推進に活用します。ホームページ、市報などを活用し、情報を発信します。

第3節 財政措置等

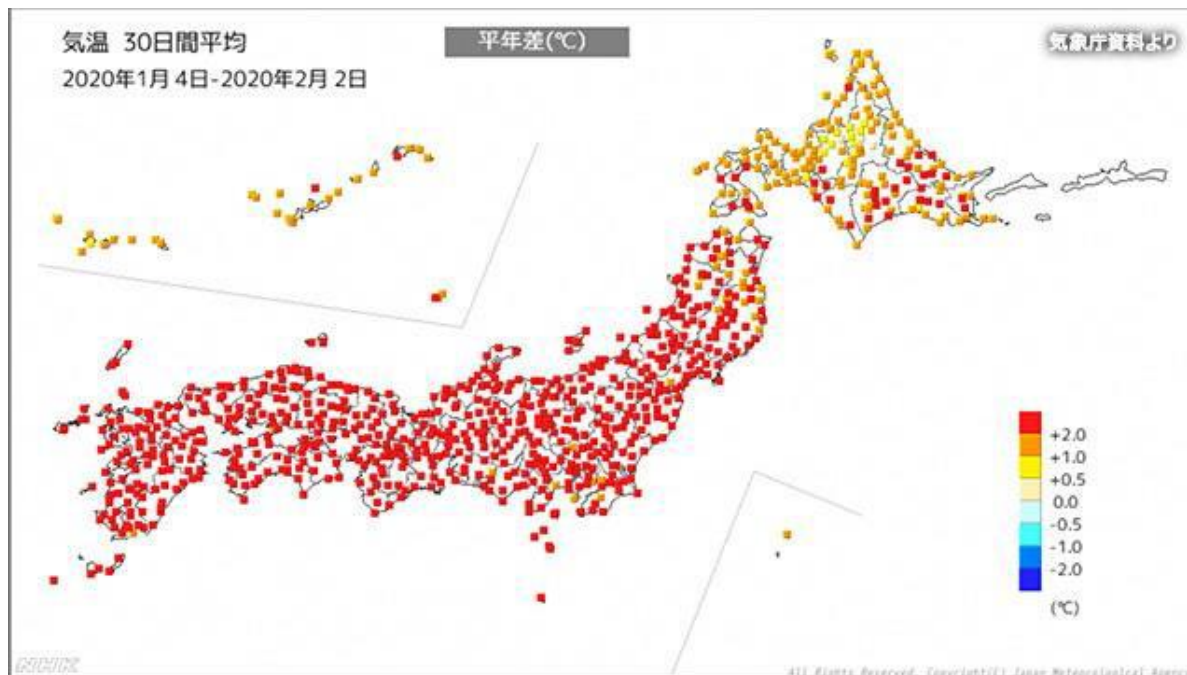
市は、この計画に掲げる施策を実施するため、必要な財政上の措置及びその他の措置を講じます。その際、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案するとともに、施策が総合的かつ計画的に推進されるよう適切に対処します。

第4節 計画の進捗状況の点検

市は、この計画を確実に実行していくために、計画に掲げる施策の進捗状況を点検しPDCAサイクルにより計画を推進し、その結果を必要に応じて公表します。

おわりに

夏の暑い日が続いていましたことから、昨年秋の長期予報では逆に冷温になるとの予報もありました。しかし、鹿児島島の今年の冬は定期的な数回の寒暖はありましたが、平均して暖かい日が続いています。下図に示したように、令和2年1月4日から2月2日までの約1か月の平年差（平均値）が発表されました。



このデータから西日本で2.8℃高く、東日本で2.7℃高くなり、いずれも統計を取り始めた昭和21年以降、最も気温の高い1月であったことが発表されたのです。鹿児島地方気象台の気象データを見ても、今年の1月は日最高気温が20℃を超えた日が数日あります。また、全国的には気象庁が令和2年1月24日に「令和元年12月以降の高温と少雪の状況について（速報）」を発表しました。

一方、暖冬により野菜の生育が良く豊作になり、そのため農作物の価格が下落し、かえって農家が困窮する「豊作貧乏」状態になっていると報道されています。また、少雪のためスキーができない、祭りができないという報道もあります。この一例を見ても環境と経済そして社会は繋がっています。

今回の第2次志布志市環境基本計画は、「環境・経済・社会の統合的向上を図る」ことにより、地域の活性化にもつながることを基本方針の一つとしました。この計画書を活用され、将来像（ビジョン）「美しい地球を子どもたちに～ものを大切に、人を大切に、そして誰一人取り残さない～」が達成されることを期待しています。

令和2年2月

志布志市環境審議会会長 藤田晋輔

<参考資料>

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継ぐため、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営むうえで必要とする快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 環境の保護及び整備を図ることによって、清浄な水及び大気、静けさ並びに良好な自然環境を確保することにより、人をはじめとする生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在の環境が先人から受け継いだものであり、将来の世代に引き継いでいかなければならないことを認識して、市民の健康で文化的な生活の基盤となる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境が有限であること及び人間が生態系の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、環境への負荷ができる限り低減され、人と自然とが共生できる循環及び共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を構築することができるように行われなければならない。

- 3 地球環境保全是、人類共通の課題であり、身近な環境が地球全体の環境と深くかかわっていることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識して、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、環境問題を市、市民及び事業者が自らの問題として認識して、すべての者が役割を分担し、相互に協力し、かつ、連携して行われなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、社会経済活動における市の果たす役割の大きいことを踏まえ、自らが率先して、その事務及び事業に伴う環境への負荷の低減等環境の保全及び創造に努めなければならない。
 - 3 市は、市の機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。
 - 4 市は、市民、事業者及び民間団体と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。
 - 5 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷を認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、環境に配慮した製品等の選択、緑化の推進等環境の保全及び創造に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、地域の環境の保全及び創造に関する活動への参加に努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、自らの活動による環境への負荷を認識し、これに伴って生じる環境汚染物質等の排出抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、緑化の推進等環境の保全及び創造に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に関する活動への参加に努めなければならない。

ない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 水、大気、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築することにより、地球環境保全に資する社会を実現するため、環境にやさしい新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等エネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理及び排出抑制並びに資源の循環的な利用を促進することにより、環境への負荷ができる限り低減される社会を構築すること。
- (3) 生物の多様性の確保及び森林、河川、海、農地等における多様な自然環境の保全並びに人と自然との豊かなふれあいの確保を図り、人と自然との共生に取り組むこと。
- (4) 緑化、不法投棄防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的資源の保全及び活用等により、清潔で美しく潤いと安らぎのある快適な環境の保全を図ること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 市、市民及び事業者が相互に協力し、かつ、連携し、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組むことのできる社会の仕組みを構築すること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ志布志市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境学習の推進等)

第 10 条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造についての関心及び理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境学習及び環境教育の推進並びに広報活動の充実を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の環境学習及び環境教育の推進を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第 11 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供等)

第 12 条 市は、環境学習及び環境教育の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、市民等と協働して、環境の保全及び創造に関する必要な情報を収集するとともに、個人情報に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供し、市民等との情報の共有化を図るものとする。

(環境管理の促進)

第 13 条 市は、事業者が事業活動を行うに当たり、環境の保全及び創造に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組を自主的に実施することを促進するものとする。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業に係る環境の保全及び創造について事前に配慮することを促進するものとする。

(規制の措置)

第 14 条 市は、騒音、振動、悪臭その他の公害の防止及び自然環境の適正な保全その他の環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第 15 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に

策定し、及び実施するため、必要な調査を行うとともに、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

（広域的連携）

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、かつ、連携して推進するものとする。

（環境にやさしい新エネルギーの導入促進等）

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るために、市民及び事業者による環境にやさしい新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等エネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制及び資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、廃棄物の適正な処理を推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境にやさしい新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等エネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制及び資源の循環的な利用に努めるものとする。

（志布志市環境審議会）

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議等を行うため、志布志市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 19 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選任された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の代表者等
- (5) その他市長が適当と認める者

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（任期）

第 20 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、委嘱の要件を欠くに至ったときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 21 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 23 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、市民環境課において処理する。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（平成 19 年 3 月 28 日）から施行する。
(志布志市環境審議会条例の廃止)
- 2 志布志市環境審議会条例（平成 18 年志布志市条例第 234 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の志布志市環境審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）
第 1 条の規定により置かれた志布志市環境審議会は、第 18 条の規定により置かれた審
議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱された志布志市
環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 19 条第 2 項の規定により、
審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたもの
とみなされる者の任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会
条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱された志布志市環境審議会の委員としての任期の残
任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第 4 条第 1 項の規定により定められた志布志市
環境審議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、
第 21 条第 1 項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
- 6 この条例の施行後最初に委嘱される第 19 条第 2 項第 4 号の委員の任期は、第 20 条
第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 20 年 2 月 21 日条例第 1 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例

平成 18 年志布志市条例第 102 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源を有効に利用する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (5) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (6) 資源化 活用されずに不要となっている物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用することを言う。
- (7) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の利用の促進その他の施策により、一般廃棄物の減量化及び資源化を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図るものとする。

- 2 市は、一般廃棄物の適正処理、減量化及び資源化(以下「一般廃棄物の適正処理等」という。)に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めるものとする。
- 3 市は、一般廃棄物の適正処理等に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量化に関する市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、一般廃棄物の減量化及び資源化を図るとともに、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の適正処理等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

2 市民は、自ら処分しない一般廃棄物については、規則で定める区分により分別し、市が指示する収集日の収集時間までに、所定の場所に搬出しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の適正な処理を推進するために、資源化の容易な製品、容器等の開発及び情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、その排出した事業系一般廃棄物を自ら適正に処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けた者にその処理を委託しなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、一般廃棄物の適正処理等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、告示によりこれを行う。

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。以下同じ。)を行うものとする。

2 前項の一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託し

て行う場合にあつては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、法第6条の2第2項の規定に基づき定められた基準に従つて行うものとする。

- 3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処分することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処分を行うことができる。

(市民等による一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(以下「市民等」という。)は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものは、なるべく再生利用を図るように努めなければならない。

- 2 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

(ごみステーションの管理等)

第10条 市長は、自治会の代表者又は建物等の管理者(以下「管理者等」という。)の申請に基づき、一般廃棄物を収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を指定することができる。この場合において、指定の申請については、当該場所の土地の所有者の承諾書を添付するものとする。

- 2 共同住宅を建設しようとする者は、ごみステーションの設置に関し、事前に市長と協議しなければならない。
- 3 管理者等は、一般廃棄物の適切な排出及び当該ごみステーションの清潔の保持を確保するため、その利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。
- 4 市長は、ごみステーションへの排出方法等が一般廃棄物の収集に支障があると認められるとき、又は生活環境の保全上適当でないとき認められるときは、当該ごみステーションの廃止又は改善を指示することができる。

(市民等による一般廃棄物の排出等)

第11条 市民等は、自ら処分しない一般廃棄物をごみステーションに排出する場合には、市が行う一般廃棄物の収集に際して、当該一般廃棄物を分別し、飛散し、及び流出するおそれがないように、市が指定する袋(以下「指定袋」という。)に収納し、かつ、指定された日時に排出する等市長の指示に従わなければならない。

2 ごみステーションには、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 危険性のある物
- (2) 引火性のある物
- (3) 有害性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積又は重量の著しく大きい物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす物

3 第1項の指定袋の規格等については、規則で定める。

(多量排出事業者に対する指示)

第12条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者に対し、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成並びに事業系一般廃棄物の運搬方法、処分場所及び処分方法等必要な事項を指示することができる。

2 市長は、前項に規定する事業者について、市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼさないと認めるときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の処分を行うことができる。

(土地の管理等)

第13条 市民等は、その所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建物にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って、土砂、がれき、廃材等（以下「土砂等」という。）を生じさせる者は、土砂等を適正に管理し、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

4 市長は、前3項の規定に違反している場合で、周辺の市民の生活環境を著しく害していると認めるときは、当該違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(空き容器の散乱防止)

第14条 容器入り飲料等の販売を行おうとする者は、空き容器の散乱を防止するため、購入者等がその容器を返却しようとする場合には、返却に応じるよう努めなければならない。

- 2 自動販売機により容器入り飲料等の販売を行おうとする者は、空き容器を回収する設備を当該自動販売機に隣接した場所に設け、空き容器の散乱防止に努めるとともに、当該自動販売機及び空き容器を回収する設備を適正に管理しなければならない。
- 3 市長は、空き容器の散乱を防止するため必要があると認めるときは、前2項の規定に違反している者に対し、空き容器の回収その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(報告の徴収)

第15条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は一般廃棄物処理業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(改善勧告)

第16条 市長は、第9条第2項、第10条第4項、第12条第1項、第13条第4項又は第14条第3項に規定する指示に従わない者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年松山町条例第10号)又は志布志町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例(平成14年志布志町条例第9号)の規定によりなされた決定、指示その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月12日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

志布志市ポイ捨て防止条例

平成 21 年志布志市条例第 11 号

（目的）

第 1 条 この条例は、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て 市民等がごみ箱その他の定められた容器又はごみの集積場以外の場所にごみを捨てることをいう。
- (2) 空き缶・吸い殻等 空き缶、空き瓶、空きペットボトル、たばこの吸い殻等ポイ捨てされることにより、まちの美観を損なうものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に必要な施策を実施しなければならない。

（市民等の責務）

第 4 条 市民等は、進んで空き缶・吸い殻等の適正な処理を行う等共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その社会的責任を認識し、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

（市民等の義務）

第 6 条 市民等は、空き缶・吸い殻等をポイ捨てしてはならない。

2 市民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふんを放置してはならない。

3 市民等は、公共の場所において喫煙するときは、備付けの灰皿、携帯用の吸い殻入れ等を使用して、吸い殻を適正に処理しなければならない。

(命令)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第9条 第7条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

志布志市営墓地条例

平成 18 年志布志市条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市民の福祉の増進に資するため、志布志市営墓地（以下「市営墓地」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 市営墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊勢堀墓地	志布志市志布志町志布志 193 番地
中道墓地	志布志市志布志町帖 7100 番地
夏井墓地	志布志市志布志町夏井 424 番地
久保墓地	志布志市志布志町安楽 2011 番地

(申請及び許可)

第 3 条 市営墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、使用許可を受けなければならない。

2 市営墓地の使用は、本市に本籍又は住所を有する世帯主で、現に焼骨を有する者について許可するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業又はこれに類する事業の施行により、当該市営墓地の配分等を受けたときは、前 2 項の規定により使用許可を受けたものとみなす。

4 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により使用を許可したときは、規則で定める市営墓地使用許可証を交付する。

(用途)

第 4 条 市営墓地は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づき、焼骨を埋蔵し、又は収蔵し、これに伴う墳墓その他の施設を設ける等祭祀しの目的の範囲内の用途に使用しなければならない。

(承継)

第 5 条 第 3 条の規定により使用許可を受けた者（以下「原使用者」という。）が死亡したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、当該市営墓地を使用する権利（以

下「使用権」という。)は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継することができる。

- 2 前項の規定により使用権を承継しようとする者は、その承継について、原使用者の死亡後1年以内又は当該使用権を承継すべき事由が生じた日以後速やかに、市長に申請し、許可を受けなければならない。この場合において、第3条第2項本文の規定にかかわらず、本市に本籍又は住所を有しない者であっても、これを許可することができる。
- 3 市長は、前項の規定により承継を許可したときは、規則で定める市営墓地継続使用許可証を交付する。
- 4 前3項の規定は、使用権を承継した者について準用する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 市営墓地の原使用者及び前条の規定により使用権を承継した者(以下「使用者」という。)は、当該使用権を他に売買し、譲渡し、又は転貸してはならない。

(維持管理)

- 第7条 使用者は、善良な管理者の注意をもって当該市営墓地の維持管理に努めなければならない。
- 2 本市に本籍又は住所を有しなくなった使用者は、前項の維持管理が困難であるときは、直ちに市長にその旨を申し出て、当該市営墓地の管理者を置かなければならない。この場合において、管理者は、本市に住所を有する者でなければならない。
 - 3 市長は、当該市営墓地の維持管理上必要と認めるときは、使用者に対し、規則で定める基準に基づき墳墓その他の施設の構造等について必要な措置を命じ、又はその危険のおそれのあるものについて改善措置を命ずることができる。この場合において、生じた経費は、使用者の負担とする。

(使用地の決定)

- 第8条 市営墓地の使用地は、1世帯につき1区画及び墳墓1基とし、当該面積は、6.6平方メートル以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、13.2平方メートル以内とすることができる。
- 2 前項の使用地の位置は、市長が決定する。

(使用許可の更新)

- 第9条 使用者は、第3条の使用許可後20年を経過するごとに、市長に申請し、使用許可の更新を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により使用許可の更新を許可したときは、規則で定める市営墓地

使用許可更新許可証を交付する。

（使用料の納入）

第 10 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、第 3 条第 4 項の規定により市営墓地使用許可証を交付する際、全額徴収し、使用者が第 5 条及び前条の規定により市長の許可に基づき当該市営墓地を継続して使用するときは、これを徴収しない。

（使用料の減免）

第 11 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用廃止）

第 12 条 使用者は、使用地が不用になったときは、市長にその旨を申し出て、当該使用地を速やかに原形に復し、返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、現状のままで返還することができる。

2 前項の規定により使用者が使用地を返還した場合においては、市長が特に必要があると認めるときのほか、既納の使用料は、還付しない。

（使用地の変更又は返還）

第 13 条 市営墓地の経営又は管理上特に正当な理由があるときは、市長は、使用者に対し、使用地の全部又は一部について、当該使用地の変更又は返還を命ずることができる。

2 使用者が前項に規定する変更又は返還命令に基づき、当該使用地の全部又は一部について、変更し、又は返還しようとするときは、市長は、移転費用等を負担するものとする。

（使用権の消滅）

第 14 条 市長は、使用者の死亡後 1 年以内に第 5 条第 2 項（同条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）に規定する許可申請がないとき、又は第 9 条第 1 項に規定する使用許可更新申請がないときは、当該市営墓地の使用権を消滅させることができる。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、埋蔵し、又は収蔵した焼骨及びこれに伴う墳墓その他の施設を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。

（使用許可の取消し）

第 15 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条、第 5 条及び第 9 条の許可を取り消すことができる。この場合において、既納の使用料は、還付しない。

- (1) 偽りその他不正の行為により第 3 条、第 5 条又は第 9 条の許可を受けたとき。
- (2) 第 3 条の許可後 3 年以上使用を開始しないとき。
- (3) 使用地を第 4 条に規定する祭祀の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第 6 条の規定に違反して使用权を売買し、譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、当該使用地を直ちに原形に復し、市長に返還しなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、市営墓地の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 17 条 第 3 条、第 5 条又は第 9 条の許可を受けずに市営墓地を使用した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の志布志町墓地の管理に関する条例（平成 13 年志布志町条例第 22 号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 21 年 6 月 12 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 10 条関係）

面積	伊勢堀墓地	中道墓地	夏井墓地	久保墓地
3.3 m ²	45,000 円	24,000 円	18,000 円	24,000 円
6.6 m ²	90,000 円	48,000 円	36,000 円	48,000 円
13.2 m ²	180,000 円	96,000 円	72,000 円	96,000 円

諮問書



志 市 第 342 号
令和元年9月6日
(市民環境課扱い)

志布志市環境審議会
会長 藤 田 晋 輔 様

志布志市長 下 平 晴 行



第2次志布志市環境基本計画について（諮問）

このことについて、志布志市環境基本条例第18条の規定により、貴審議会の意見を賜りたいので、下記事項について諮問いたします。

記

第2次志布志市環境基本計画について

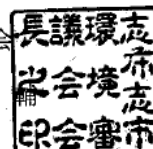
答申書



令和元年12月25日

志布志市長 下平晴行様

志布志市環境審議会
会長 藤田 晋



第2次志布志市環境基本計画（案）について（答申）

令和元年9月6日付け志市第342号で、志布志市環境審議会に諮問のあった「第2次志布志市環境基本計画」（案）については、下記のとおり答申します。

記

「第2次志布志市環境基本計画」（案）については、基本的に適当であるものと認めます。ただし、次のことに留意されたい。

- 1 計画の実施については、本市の実情及び委員の発言を十分踏まえた実効性のある計画として、志布志市環境基本条例の目的にかなうように努められたい。
- 2 計画の変更等については、今後の国、県及び国際的な動きを考慮し、実状に沿ったものとして弾力的かつ適切な対応を図られたい。

第2次志布志市環境基本計画 策定経過

番号	年月	件名	備考
1	平成30年10月	市民アンケート調査	小中学生対象
2	平成30年11月	市民アンケート調査	一般市民対象
3	平成30年12月	市民アンケート調査	事業者対象
4	令和元年9月6日	環境審議会	諮問
5	令和元年12月25日	環境審議会	答申
6	令和2年1月15日	まちづくり委員会	
7	令和2年2月	パブリックコメント募集	

志布志市環境審議会 委員名簿

構成員区分	団体名	名前	備考
学識経験者	鹿児島大学農学部名誉教授	藤田 晋輔	会長
	県地球温暖化防止推進インストラクター	宮地 光弘	副会長
公募により選任された者	市民代表	立山 幸代	
関係行政機関の職員	大隅地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長	久木田 智之	
関係団体を代表する者	衛生自治会代表	市衛生自治会会長 原田 輝明	
	商工会代表	市商工会女性部長 柿元 まゆみ	
	農業団体代表	そお鹿児島農業協同組合女性部志布志支部長 見野 初美	
		あおぞら農業協同組合女性部長 山迫 登美恵	
	女性団体代表	市地域女性連絡協議会松山支部長 原口 百合子	
	まちづくり団体代表	市生涯学習まちづくり研究会代表 小窪 久美子	
	環境保全団体代表	市河川浄化対策連絡協議会長 伊地知 孝	
その他市長が適当と認める者	養鰻業者	久徳 浩	
	応用理学技術士（地質・地下水関係）	飯島 康夫	



岩戸井手（安楽川、安楽上門）

堰は主に用水としての取水の機能や洪水の調整を果たしますが、この堰は両岸に魚道も整備されています。アユ・うなぎなど魚の遡上に配慮した造りとなっており、「生物多様性の確保」にもつながっています。

いろんな行動を起こすとき、このように「環境にやさしいか」を考えて行動していきたいものですね。